# 第2次 伊賀市総合計画

第1次再生計画



<b>はじめに</b> 1
第 1 次再生計画
<b>伊賀市政再生のための指針</b> 5
<b>重点プロジェクト</b> 9
医療・地域福祉連携プロジェクト11
観光・農林業連携プロジェクト17
<b>分野別計画</b>
<b>1. 健康・福祉の分野</b> 25
1. 健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり
2. 子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり37
3. 子どもを安心して産み、育てられるまちづくり45
<b>2. 生活・環境の分野</b> 51
1. 自然災害や重大な事故などさまざまな事象に備え、安心して暮らせるまちづくり53
2. 自然を守り、自然と調和したまちづくり
3. 環境に配慮した生活環境が整うまちづくり
<b>3. 産業・交流の分野</b> 77
1. 地域資源とおもてなしの心を活かした観光のまちづくり79
2. 人と人とがつながる元気な農林業のまちづくり82
3. 中心市街地と各地域が連携した賑わいあるまちづくり85
4. 地域性を活かしたモノづくりと新たなサービス創出が活発なまちづくり89
5. だれもが働きやすく、働く意欲が持てるまちづくり92
6. 多様な主体が地域課題を解決するため起業できるまちづくり96

4. 生活基盤の分野	·101
1. 歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり	·· 103
2. 市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の流れが活発なまちづくり	·· 109
5. 教育・人権の分野	·119
1. あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり	·· 121
2.女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり	·· 126
3. 将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり	130
4. 生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり	·· 134
6. 文化・地域づくりの分野	.141
1. 文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり	143
2. 文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり	145
3. 地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり	152
4. 地域活動や市民活動が活発なまちづくり	155
計画の推進	.161
7-1 <b>. 市政への市民参加の推進</b>	.163
7-1-1. 地域内分権の推進	·· 163
7-1-2. 情報共有と市民参加	·· 165
7-2 <b>. 行財政改革の推進</b>	.168
7-2-1. 財政の的確な運営	168
7-2-2. 市民の期待に応えられる人・組織づくり	171
7-2-3. 行政の自立的な運営	173
7-2-4. 進行管理のしくみ	·· 177
<b>資料 事務事業一覧</b>	.179

## はじめに

総合計画は、市のこれからのあるべき姿とそれを実現するための考え方や方向を示しており、総合的・計画的にまちづくりを進めるための基本的な方針となるものです。

2011 (平成 23) 年 4 月 28 日の地方自治法の改正により、法的には市町村における基本構想の策定義務が無くなりました。しかし、地方分権の進展により、むしろ地方自治体にはこれまで以上に地域における経営感覚が求められており、各自治体の判断と責任によって、行政内部の組織や財務のマネジメントを行っていく基幹計画として、総合計画の重要性が高まっています。

伊賀市においては、合併後に策定した第1次伊賀市総合計画で、これまで、さまざまな施策の推進や事業の実施に取り組んできました。しかし、合併後10年の間、予想を超える少子高齢化や人口減少、地域経済の低迷、厳しい財政状況など、社会経済情勢が急激に変化し、今後もその傾向が続くことが予測されることから、こういった課題に対応していくため、住民自治が進む伊賀市の特性も踏まえた新しい「第2次伊賀市総合計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、伊賀市総合計画審議会や各住民自治協議会、地域振興委員会への 諮問・答申、パブリックコメントや各地区での市民意見交換会、タウンミーティングな どで市民の皆さんのご意見をいただきました。

こうして策定された第2次総合計画は、新市建設計画の将来像や基本理念を踏まえながら、これまでの市政を見直し、公平性・透明性のある市民主体の市政運営を基本に、市民の皆さんと共に「誇れる伊賀市」づくりを進めるためのもので、市民目線で分かりやすいことを重視しています。また、総合計画の進行管理も踏まえ、簡素で効率の良いマネジメントサイクルによる市政運営を進めることとしています。

#### 第2次伊賀市総合計画の期間

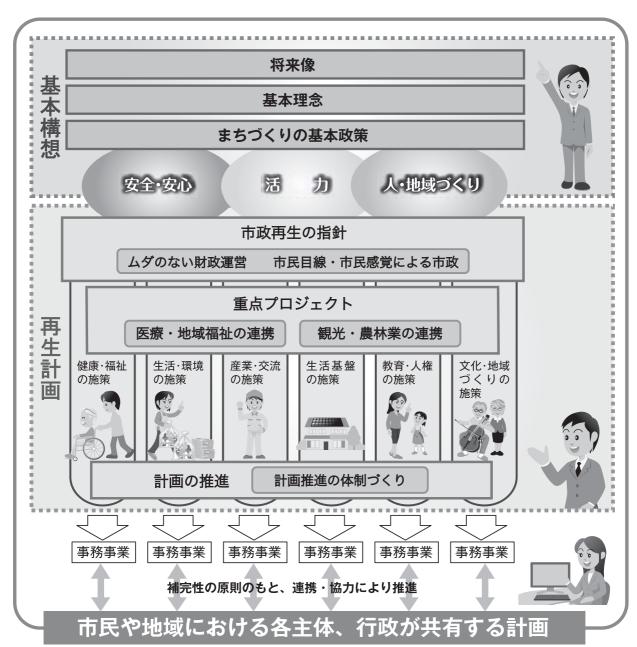
基本構想 再生計画

2014 (平成 26) 年度からおおむね 10 年先を見据えたものとしています。 市長の任期を基本に、第一次再生計画を 3 年間、第二次再生計画は 4 年間 の計画期間としています。



#### 第2次伊賀市総合計画の構成

第2次伊賀市総合計画は、めざす市のすがた(将来像)やまちづくりの基本理念、それらを実現するために必要なまちづくりの政策を示す**基本構想**と、基本構想に掲げる将来像を達成するため、まちづくりの政策に基づく根幹的な施策や事業を示す**再生計画**で構成しています。



行政だけではなく、市民や自治組織、市民活動団体、企業等が共に連携・協力してまちづくりを行うための、地域経営の計画として位置づけます

# 第1次再生計画

# 伊賀市政再生のための指針

基本構想で描いた伊賀市の将来像の実現に向けて、3つの基本政策に 取り組むうえでは、従来のまちづくりの進め方を見直し、市政を再生す ることが求められます。

この計画において、「再生」とは、これまでの取り組み方を改善し、ム ダを省きながら効率的・効果的な市政運営を行うことはもちろん、市民 の期待に応えるべくスピード感を持って取り組むことを意味します。

このため、この再生計画は**政策・施策をマネジメントする計画**と位置づけ、「ムダのない財政運営」と「市民目線・市民感覚による市政」を基軸として、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政などのあらゆる主体が連携・協力して、**分権型のまちづくり**を推進します。

私たちは、伊賀市の誕生以来、市民が主役となり地域が主体となった分権型のまちづくりを、補完性の原則 <sup>1</sup>に基づいて進めてきました。

しかし、人口減少、少子高齢化、財政縮小が進む社会が予測されているなか、めざす 伊賀市の将来像の実現に向けて、これまでにも増して、伊賀市民自らがまちづくりの方 向を考え、決め、さまざまな主体が人権、環境などの側面や公平・公正な組織運営にか かわる社会的責任 <sup>2</sup>を認識しながら、連携・協力することが不可欠です。

さらに、市民や地域が自らの責任のもとで、主体的にまちづくりに取り組むことにより、伊賀市民のニーズに合ったまちづくりが展開できることに加え、自らまちづくりに取り組むことが、結果として、市民一人ひとりにとっても大きな満足感につながることにもなります。

本計画では、さらに**分権型のまちづくり**を進め、市政を再生するため、市では次の2つの指針を基軸とした市政運営を展開します。

#### ムダのない財政運営

市政におけるムダを徹底的に省き、スピード感を持った機能的な市政運営としていくため、行政組織のスリム化や事務事業の抜本的見直し、身の丈に合った投資と既存の公共施設の有効活用などの行財政改革を断行しながらも、行政が最低限担うべき役割について、サービスの質を維持します。

また、広域的な取り組みが有効かつ効率的な事務や事業について、県内外の自治体と連携しながら進めます。

#### 市民目線・市民感覚による市政

まちづくりの主役は市民という基本的な考え方により、だれもがまちづくりに参画できるよう、財政をはじめ市政に関する情報を分かりやすく市民に提供するとともに、まちの課題を市民みんなで共有できるよう努めます。

また、市民目線・市民感覚で市政を評価・検証できるしくみをつくります。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>補完性の原則:「家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市や県、国などのより大きな単位が行う」という考え方。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>社会的責任:かつては、企業の社会的責任(CSR)が注目されていたが、持続可能な社会の実現のためには、企業に限らず、あらゆる組織や個人が、社会や地域を意識し、責任ある行動をすべきであるという考えから、単に「社会的責任」と言われるようになった。社会的責任に関する国際規格として、国際標準化機構(ISO)が2010(平成22)年11月に発行したISO26000があり、この中で「社会的責任の70原則」や「社会的責任の7つの中核主題」などが規定されている。

# 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、厳しい財政状況のもと、市長の任期中に特に力を入れて実施していく重点的取り組みとして位置づけたものです。

重点プロジェクトでは、3年間でめざす成果と各主体の役割分担を明 示しながら、具体的な取組内容を表します。

- ●医療・地域福祉連携プロジェクト
- ●観光・農林業連携プロジェクト

## 「医療・地域福祉連携プロジェクト」

#### 伊賀市の再生の中での位置づけと課題

市民生活の「安全・安心」を確保するうえで、本市が抱える最も大きな課題が「医療」です。市民意識調査によると、すべての年代の市民が「医療」の課題を最重要視しており、「率先して取り組むべきだ」と考えている人が約80%にも上ります。

大きな課題は「医師不足」です。地方病院の医師確保が容易でなくなってきている状況のなか、「近くの総合病院にかかれなくなるのではないか」という市民の不安があります。

また、同市民意識調査では、70%以上の人が「今のところに将来も住み続けたい」と回答する一方、2025(平成 37)年には、「団塊の世代」が 75 歳以上となり、医療や介護の需要がますます増加する、いわゆる「2025 年問題」も見据えた対応が必要です。

このため、医療に対する市民の不安をできる限り取り除き、伊賀市全体として安全・安心な医療を提供できるように、医師の確保に全力をあげるとともに、病病連携<sup>3</sup>、病診連携<sup>4</sup>や在宅医療の充実を図ることが必要です。さらに、だれもが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護の提供体制の再構築に取り組み、地域の中で患者や要介護者等の生活を支えられるしくみ(地域包括ケアシステム<sup>5</sup>)を確立することが必要です。

#### 3年間でめざす成果

- ●二次救急医療 <sup>6</sup>を担う医療機関における専門的かつ効率的な急性期医療 <sup>7</sup>の提供体制を充実させることにより、応急診療所などの一次救急とともに、市民が求める安全・安心な救急医療体制を確立します。
- ●市内の医療関係機関がそれぞれに役割を担いながら連携し、全体として市民の医療を完結 する「地域完結型医療」の体制を構築します。
- ●市内の各地区において、生活課題やニーズの把握と共有化を図りながら、医療、介護、生活支援が一体的な支援のしくみとなる「伊賀市がめざす地域包括ケアシステム」の姿を示します。

<sup>3</sup>病病連携:病院どうしが連携して医療を提供する体制のこと。

<sup>4</sup>病診連携:病院と診療所が連携して医療を提供する体制のこと。

<sup>5</sup>地域包括ケアシステム: 2025(平成37)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

<sup>6</sup>二次救急医療:入院や手術を必要とする患者を対象とした救急医療のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>**急性期医療**:急激に発症し、かつ経過の短い病気(急性心不全・急性心筋梗塞など)に対する医療。これに対し、慢性の経過をたどる病気(糖尿病・高血圧症など)に対する医療を「慢性期医療」と言う。

#### 各主体の役割

- 市は、市長のリーダーシップのもと、医師確保に全力で取り組みます。また、一次救急医療、二次救急医療のすみわけを進め、特に二次救急医療体制の確保に向け、二次救急実施病院等との連携強化に取り組みます。
- 市は、地域包括ケアシステムづくりに向けて、医療・介護の関係機関や住民自治協議会と の連携・協力体制の構築に取り組みます。
- 市内医療機関(診療所)は、一次医療、一次救急医療、かかりつけ医などの役割を担い、 二次救急医療機関等との連携によって、地域医療の充実に寄与します。
- 市社会福祉協議会、社会福祉法人は地域包括ケアシステム構築へ参画します。
- 住民自治協議会は、市の支援のもとに「地域ケアネットワーク会議」<sup>8</sup>を設置し、地域に おける生活課題やニーズの把握や共有を図ります。また、身近な地域での支え合い活動に 協力します。
- 市民は、自らの健康を守るとともに、できる限り時間内に受診したり、みだりに救急車を使ったりしないなど、適切な受診行動を心がけます。

#### 3年間に実行する取り組み

#### 取組内容① 救急医療体制の確立

二次救急医療を担う医療機関相互の連携を密にし、それぞれの専門性を活かしながら伊賀 地域の医療資源を最大限効果的に活用するための体制を構築します。

あわせて、夜間・休日における比較的軽症の人を対象とした、応急診療所の運営を医師会の協力のもとに行うとともに、救急医療や応急処置等に関する相談に 24 時間対応する「救急相談ダイヤル 24」事業の啓発に努めます。

【基本構想・まちづくりの基本政策】安全・安心

【再生計画・分野】健康・福祉

【関連政策】健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり

関連施策名		内容	
二次救急医療体制の確保	伊賀地域の二次救急実施病院とのネットワークを確立し、二次救		
	急医療体制の確保に取り組みます。		
	2014 (平 26)	受け入れ不能ケースの現状分析、解決に向けての課題を検討し、受け入れ不能件数の削減をめざします。	
	2015 (平 27)	取組内容の点検を行い、再度課題分析を行います。	
	2016 (平 28)	二次救急実施病院等との連携強化を図り、市民が 安心できる二次救急医療体制の確保に努めます。	

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup>地域ケアネットワーク会議:地域住民が、その地域の生活課題やニーズの把握と共有を図り、地域生活の 支援体制を確立していくための方策を検討する会議。

応急診療所の運営	年間を通じ、休日及び夜間の急病者に対し、小児・一般の診療を 医師会の協力のもと行います。		
	2014 (平 26) 2015 (平 27) 2016 (平 28)	市民の一次救急医療体制を確保するため、休日及び夜間の急病者に対して、現状の診療体制の維持確保に努めます。 現状の実施体制 平日:午後8時~11時 休日・年末年始:午前9~12時 午後2時~5時 午後8時~11時	

#### 取組内容② 基幹病院としての上野総合市民病院の機能強化

病院理念に掲げた「全人的医療(さまざまな視点からとらえた一人ひとりに合った医療) を提供し、広く市民に信頼される病院」を実現するため、全職員の意識を高めるとともに、 引き続き、医師や看護師など、医療職の確保を進め、二次救急医療体制を含む安全・安心で 質の高い診療体制を確立します。

特に、伊賀地域において入院を必要とするがん患者のうち、5割以上の人が地域外の病院 に入院している状況を踏まえ、可能な限り地域内で医療が完結できるよう、がんセンターを 設置し、化学療法、栄養サポートを行うとともに、一般診療所と連携して在宅医療を進め、 がん総合診療機能を充実させます。

【基本構想・まちづくりの基本政策】安全・安心

【再生計画・分野】健康・福祉

【関連政策】健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり

関連施策名	内 容		
医師の確保	大学病院等の協力を得るとともに、魅力と働き甲斐のある病院づ		
	くりに努め、1 年間に 2 人の医師の増員をめざします。		
	2014 (平 26) 上野総合市民病院常勤医師数 17 人		
	2015 (平 27)		
	2016 (平 28)		
診療体制の充実	市民等の負託に応えるのにふさわしい、より質の高い診療を提供		
	できるよう努めます。特に救急医療、災害医療、がん総合診療の		
	充実に関しては、今後の取り組みの重点施策とします。		
	2014 (平 26) 救急医療センター、災害医療センター、がんセン		
	ター設置に向けた検討		
	2015 (平 27) 救急医療センター、災害医療センター、がんセン		
	2016 (平 28) ターの設置		

#### 取組内容③ 地域医療の充実

医療ニーズの急増が見込まれる 2025 (平成 37) 年までを視野に入れた「地域完結型医療」 を構築するため、急性期医療・慢性期医療を担う基幹病院と診療所とによる病診連携を円滑 化するための手段・手法の活用を促進します。

また、市民に対し、「かかりつけ医」を持ち、軽微な病気・ケガはかかりつけ医で診てもらうなど、適切な受診行動を啓発します。

【基本構想・まちづくりの基本政策】安全・安心

【再生計画・分野】健康・福祉

【関連政策】健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり

関連施策名	内 容		
医療機関における地域連携	病気等の急性期	から慢性期に至る一連の治療や、在宅での療養を	
の促進	円滑に行うこと	ができる地域連携クリティカルパス <sup>9</sup> などの手	
	段・手法の活用	を促します。	
	2014 (平 26)	地域連携の現状調査を行います。	
	2015 (平 27)	現状調査に基づく検証を実施します。	
	2016 (平 28)	検証結果から地域連携を促進します。	
将来の医療体制にかかる検	将来の社会情勢	の変化(2025 年問題)を踏まえた医療体制につ	
討	いて検討します	•	
	2014 (平 26)	生活圏をともにする地域も含め、医療資源の現状	
		や将来の医療需要等について調査を行います。	
	2015 (平 27)	めざすべき医療体制について、検討を行います。	
	2016 (平 28)	将来の医療体制にかかる方向性を見出し、実現に	
		向けて関係機関に働きかけを行います。	

\_

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup>地域連携クリティカルパス:急性期病院から回復期病院を経て早期に地域に帰れるように診療計画を作成し、診療にあたる複数の医療機関で共有すること。各医療機関が役割分担を決め、あらかじめ患者に説明することで患者が入院から地域に帰るまで安心して医療を受けることができる。

#### 取組内容④ 保健・医療・福祉の連携

いわゆる「2025 年問題」を見据え、急増することが予想される医療・介護ニーズに対し、 病院や介護施設などに頼るだけではなく、地域全体で確実に応えていくため、保健、医療、 福祉分野の専門職にある人たちの多職種協働による連携を強化し、地域の実情に応じた包括 的な支援・サービス提供体制の構築をめざす地域包括ケアシステムの形成を進めます。

【基本構想・まちづくりの基本政策】安全・安心

【再生計画・分野】健康・福祉

【関連政策】子ども、高齢者、障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり

関連施策名	内 容		
地域包括ケアシステム*構	保健・医療・福	祉分野の連携強化をはじめ、個人、地域の課題に	
築の推進	応じた、在宅での支援基盤の構築を推進します。		
	2014 (平 26)	医療、介護などの専門分野との連携の強化によ	
		り、複合的な相談内容へも迅速に対応できる福祉	
		総合相談のしくみを実践します。	
	2015 (平 27)	福祉総合相談や地域福祉活動を推進するなかで	
		見えてくる新たな地域課題を、施策の検討につな	
		げるためのしくみをつくり、個人、地域の課題に	
		応じた支援基盤の検討を行います。	
	2016 (平 28)	だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らし続け	
		ることができるための一体的な支援のしくみと	
		なる「伊賀市がめざす地域包括ケアシステム」の	
		姿を示します。	

#### ※ 地域包括ケアシステムについて

厚生労働省においては、2025 (平成37) 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

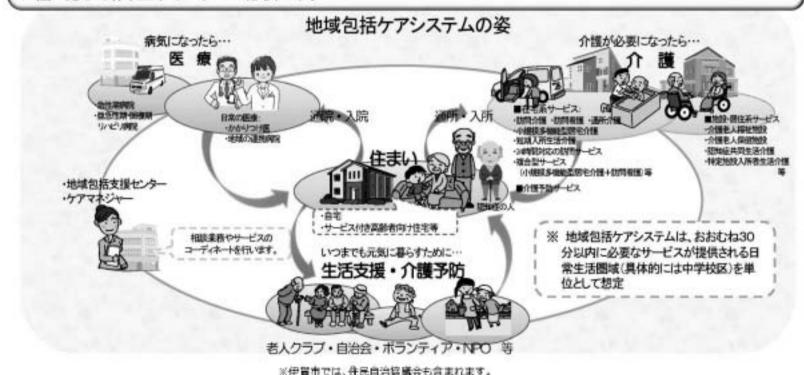
(参照:次頁にイメージ図)

# 地域包括ケアシステム

出典:厚牛労働省ホームページ

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



## 「観光・農林業連携プロジェクト」

#### 伊賀市の再生の中での位置づけと課題

私たちのまちには、伊賀流忍者をはじめ、俳聖松尾芭蕉、横光利一などの文化人、伊賀焼、伊賀組紐などの伝統工芸品、伊賀米、伊賀牛などの農林産物、城下町や田園の景観など、個性的で魅力的な資源が数多くあり、年間 280 万人ほどの観光客が、これらに魅力を感じ伊賀市を訪れます。今後は、「観光のまち」としての市民意識を高めていく必要があります。

一方、農山村集落においては、農林業者の高齢化や担い手の不足、採算性の悪化などにより、耕作放棄地や荒廃山林が増加傾向となっています。このため、農林業を競争力のある産業として維持していくのが難しいだけでなく、農地や森林が持つ水源の涵養、災害の防止等の公益的機能が低下し、将来の展望が描けない地域が増えています。このようななか、現在国では、農地の集積、集約化でコスト削減を目的に、農地の中間的受け皿「農地中間管理機構」の整備が進められています。

今後、伊賀市の人口が減少するなかでも、地域の「活力」を創出するためには、伊賀市のファンをつくることにより、市外からの交流人口を増やし、地域内消費を拡大したり、市外に向けて伊賀市の特産品を売り出したりしていくことが不可欠です。つまり、「観光立市」として「伊賀市は観光で生きていく」という意識を市民全体で共有すると同時に、総合的かつ長期的な視点から、農林業の活性化や農林産物のブランドカの強化を図ることが必要です。また、これらが連携した「伊賀ブランド」の確立に総力をあげて取り組まなければなりません。

#### 3年間でめざす成果

- ●伊賀市全体で着地型観光 10を進め、観光入込客の増加を図ります。
- ●伊賀市のファンを増やし、市民も故郷の良さを再発見できるように情報を発信します。
- ●菜の花プロジェクトをはじめとして「6次産業化 <sup>11</sup>・農商工連携 <sup>12</sup>」を進めます。
- ●「人・農地プラン<sup>13</sup>」の作成・管理を進めます。
- ●農林業における多様な担い手の育成・確保に努め、地産地消を推進します。
- ●森林の持つ多面的機能の増進や、木質バイオマス <sup>14</sup>利用を進めます。

<sup>10</sup>**着地型観光**:観光客や旅行者を受け入れる地域の人が、自分たちの持つ観光資源や地域の魅力を発掘、再発見(再認識)することによって、それを活かした企画を提供する観光形態(ツアー)。出発地側の指向により地域外の観光地に送り出す従来の「発地型観光」とは異なり、受け入れ側の創意工夫で旅行者を呼び込むことで地元での消費を促し、地域内の経済効果を高める利点がある。

<sup>116</sup> **次産業化**: 1 次産業としての農林業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業の融合を図り、農林産物等に新たな付加価値を生み出すしくみ。

<sup>12</sup>**農商工連携**:農林業者と商工業者が互いの「技術」「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品の開発やサービスの提供、販路の拡大に取り組むこと。

<sup>13</sup>人・農地プラン:集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域の話し合いによって、今後の中心となる経営体や農地の集積の方法など、地域農業のあり方を計画すること。

<sup>14</sup>木質バイオマス:木材からつくられる再生利用が可能なエネルギー源で、間伐材や木屑などがある。

#### 各主体の役割

- ●観光関係、農林業関係の団体は、他の産業団体との連携をより密にし、主体的に情報発信と誘客の取り組みを進めます。
- ●市民一人ひとりが伊賀の良さに気づき、伊賀市をPRし、来訪者に対し「おもてなしの心」 で接します。
- ●市は、農林業生産基盤の確立と、農林産物を活かしたブランド力の強化を行い、「着地型観光」や「6次産業化・農商工連携」が進むよう、関係団体間の交流・連携の場をコーディネートするとともに、市長自らのトップセールス <sup>15</sup>をはじめ、強力に情報発信を進め、これらが連携した「伊賀ブランド」の確立に取り組みます。
- ●市は、「人・農地プラン」の作成・管理、多様な担い手の育成・確保、森林の公益的機能の回復のため、地域の課題を整理し、適切な支援に取り組みます。

#### 3年間に実行する取り組み

#### 取組内容① 着地型観光の促進

伊賀市の風土や地域資源を活かした、「着地型観光」のしくみを確立し、伊賀市全体で誘客 を促進します。

【基本構想・まちづくりの基本政策】活力

【再生計画・分野】産業・交流

【関連政策】地域資源とおもてなしの心を活かした観光のまちづくり

関連施策名		内容		
着地型観光の推進	観光客を受け入	れる小規模な組織(パートナー)を育成すること		
	で参加・体験型メニューを多数用意し、集中的に販売、実施する			
	ことによって伊賀市への誘客を促進します。			
	市街地や周辺農	村部の生活文化、伝統行事、景観などの地域資源		
	を「観光商品」	を「観光商品」へと磨きあげることで、観光地としての地域の魅		
	力を高め、受け入れ側の「おもてなしの心」を醸成します。			
	2014 (平 26)	パートナーの発掘・育成を重点的に行い、参加・		
		体験型メニューをカタログ形式にまとめて販売		
		する事業を試行的に実施します。		
	2015 (平 27)	試行的実施をブラッシュアップし、全国に発信す		
		る体制を整えます。		
	2016 (平 28)	参加・体験型メニューを 100 程度確保して伊賀		
		市の観光事業として確立します。		

\_

<sup>15</sup>トップセールス:自治体や企業のトップ(長)が自らその自治体や自社を売り込むこと。

#### 取組内容② 情報発信の推進

伊賀市のファンをつくるため、新たな情報発信ツールを最大限活用するとともに、三重県 や他府県との共同事業による観光キャンペーンや物産展に積極的に出展するなど、都市部を 中心に市長自らのトップセールスのもとで、情報発信を強力に推進します。

【基本構想・まちづくりの基本政策】活力

【再生計画・分野】産業・交流

【関連政策】地域資源とおもてなしの心を活かした観光のまちづくり

【再生計画・計画の推進】市政への市民参加の推進

【関連政策】情報共有と市民参加

関連施策名		内 容		
観光・物産情報の発信	の見えるキャン り、誘客や物産	観光団体等と連携し、相手の属性を把握した、顔ペーンを実施することで、伊賀市のファンをつく販売につなげます。また、観光関係や農林業関係携した情報発信に努め、「伊賀ブランド」の発信		
	2014 (平 26) 2015 (平 27) 2016 (平 28)	都市圏(東京、大阪を想定)の商業・観光団体等との連携体制を整備し、双方にとってメリットのあるキャンペーンを試行的に実施します。 試行の問題点を整理し、キャンペーン自体をブラッシュアップします。 都市圏(東京、大阪を想定)の商業・観光団体等との連携したキャンペーンの継続的・発展的な実施が可能となる体制を構築します。		
市民ぐるみの誘客とPR	テーマを絞った、見ても読んでも楽しいパンフレット(ギフ用パンフ)を定期的に作成し、市民から発送するギフトに同ることで、全国に魅力を発信します。また、市民や観光関係を対象に「誘客」や「おもてなし」の勉強会などを開催しま			
	2014 (平 26)	ギフト専用パンフを年間2回7万部制作し、市内の商業者を中心に利活用を呼びかけます。 着地型観光事業とリンクした形で、「誘客」や「おもてなし」の勉強会などを開催し、観光ガイドやパートナーの育成を行います。		
	2015 (平 27) 2016 (平 28)	ギフト専用パンフの利用者の増加を促すととも に、観光ガイドやパートナーのネットワーク化を 行います。 ギフト専用パンフを 10 万部程度コンスタントに		
		発送できる体制を整えるとともに、観光ガイドや パートナーのネットワークを、着地型観光事業な どに参加することを通じて、さらに拡大させる体		
		制を構築します。		

(仮称)ふるさとサポータ	本市の知名度や	本市の知名度やイメージの向上を促し、本市のファンづくりを活					
一制度の活用	発化させるため、本市に関心を持ち、応援していただける市内外						
	の人びとを募集する「(仮称) ふるさとサポーター制度」を積極						
	的に活用し、伊賀市の魅力の発見・発信・共有を進めます。						
	2014 (平 26)	2014 (平 26) 広報・観光パンフレットなどの情報を提供し、サ					
	ポーターの人的ネットワークを通じ、さまざまな						
	機会で市の魅力を紹介します。						
	2015 (平 27) 市外でのイベントの際には、開催地近隣のサポー						
		ターとともに情報を発信します。					
	2016 (平 28) シンポジウムなどを開催し、市とサポーター、ま						
	たサポーターどうしの情報共有を進め、さらなる						
		魅力発信につなげます。					
1							

#### 取組内容③ 6次産業化・農商工連携の推進

水稲、特産野菜、果樹などの栽培技術の普及を図るとともに、安全・安心な農林産物など を加工・販売や観光資源として活用する取り組みを支援し、地域産業の「6次産業化・農商 工連携」を推進します。

【基本構想・まちづくりの基本政策】活力

【再生計画・分野】産業・交流

【関連政策】人と人とがつながる元気な農林業のまちづくり

関連施策名	内 容				
菜の花プロジェクトの推進	遊休農地などの活用で菜の花を栽培し、美しい農村風景を創りだ				
	すことにより、観光資源として利用します。また、その菜種を搾				
	り、地域の特産品として販売に取り組むとともに、地産地消に努				
	めます。さらに、使い終わった菜種油を回収し、BDF(バイオ				
	ディーゼルフューエル) <sup>16</sup> に精製するとともに、BDFの実情を				
	分析しつつ、利用することで、地域の資源循環モデルをめざしま				
	す。				
	2014 (平 26) 菜の花の目標栽培面積 60ha				
	2015 (平 27) 菜の花の目標栽培面積 65ha				
	2016 (平 28)   菜の花の目標栽培面積 70ha				

-

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup>BDF (バイオディーゼルフューエル): 菜種油などの生物由来の油や食用油の廃油などからつくられる 軽油代替燃料のこと。

農林業資源を活用した新事	農林産加工を行う農林業者や集落営農組織などが起業する取り					
業の推進	組みを支援します。また、農商工連携による付加価値の高い商品					
	開発を支援します。					
	2014 (平 26) 農林商工業、観光産業等が連携するきっかけとな					
	る機会を増やし、連携事業の増加に取り組みま す。また、農林畜産物や特産物等、開発した商品					
	等を販売する機会を創出します。					
	2015 (平 27)	農林畜産物や特産物等、連携事業で開発した商品				
	等の販売状況等について分析し、問題点等を検討し、定着に努めます。  2016 (平 28) ブランドとしての定着を図るため、さらに分析・検討を実施します。					

#### 取組内容④ 持続可能な農業の推進

それぞれの地域で将来について考え、プランを作成し、実行することによって「人と農地」 の問題を解決することや、そのために多様な担い手の育成・確保を図るなど、持続可能な地 域づくりを進めます。

【基本構想・まちづくりの基本政策】活力

【再生計画・分野】産業・交流

【関連政策】人と人とがつながる元気な農林業のまちづくり

関連施策名		内 容			
人・農地プランの推進	地域農業を持続するため、プラン策定を考えている各集落へ出向				
	き、説明会を行い	v、より多くの地域に適したプラ:	ンが策定される		
	よう、推進します。また、策定後の進行管理に努めます。				
	2014 (平 26) 人・農地プラン作成集落カバー率 50/195				
	2015 (平 27)	人・農地プラン作成集落カバー率	85/195		
	2016 (平 28)	人・農地プラン作成集落カバー率	120/195		
多様な担い手の育成・確保	地域農業を支える多様な担い手を育成・確保するため、地域が一				
	体となって取り組む集落営農組織や新規就農者を支援します。ま				
	た、農商工連携を進め、企業等の農業参入を促進します。				
	2014 (平 26) 集落営農組織の法人化数(団体) 15				
		新規就農者の定着数(人)	3		
	2015 (平 27)	集落営農組織の法人化数(団体)	20		
		新規就農者の定着数(人)	3		
	2016 (平 28)	集落営農組織の法人化数(団体)	25		
		新規就農者の定着数(人)	3		

#### 取組内容⑤ 森林の公益的機能の回復

森林の整備を進め、木材利用を推進し、林業の活性化を図ります。また、地域住民が行う里 山林の保全管理活動を推進し、人と獣のすみわけを図ります。

【基本構想・まちづくりの基本政策】活力

【再生計画・分野】産業・交流

【関連政策】人と人とがつながる元気な農林業のまちづくり

関連施策名		内 容				
森林環境整備	間伐等を促進し	、森林の持つ多面的機能を増進します。また、荒				
	廃している里山	林や竹林の手入れをする地域ぐるみの活動を支				
	援します。					
	2014 (平 26)	地域ぐるみの里山整備活動を支援する事業を開 始します。				
	2015 (平 27)	環境林整備事業、里山整備活動実施地域の拡大を 図ります。				
	2016 (平 28)	環境林整備事業、里山整備活動の成果を検証し、 今後の啓発に努めます。				
##の活性ル	ハサ佐託の十半	:ルやナ原バノナフフ利田も進み、社業の活性ルを				
林業の活性化 		化や木質バイオマス利用を進め、林業の活性化を				
	図ります。 					
	2014 (平 26)	木質バイオマスの収集・利用方法の検討・実証を				
		行います。				
	2015 (平 27)	木質バイオマス利用の地域取り組み(木の駅プロ				
		ジェクト)を開始します。				
	2016 (平 28)	地域材の利用と木質バイオマス利用取り組みを				
		推進します。				

# 分野別計画

めざす将来像に向けて、基本構想で掲げた「まちづくりの基本政策」 を分野別に整理し、市の部・課による効果的な進行管理のもとで、再 生計画を推進します。

なお、再生計画に位置づける施策については、法律などに基づいて 決められたとおりに実行するものは除き、推進・進行管理すべきもの を掲載します。

# 分野別計画

1. 健康・福祉

#### 1-1

## 健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり

#### 1. 市民主体の健康づくり活動を支援する体制づくり

#### 現状と課題

従来の健康づくりでは、こうあるべきとする行政主導型でしたが、これからの健康づくりには、こうありたいとする人びとの主体的な考え方による健康づくりが求められます。

このため、個人の健康は、家庭、地域、職場の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりが重要です。

本市では、住民自治協議会等の単位で健康づくり推進員(健康の駅長)や食生活改善推進員等が地域での健康づくりを担っていますが、今後も地域での健康づくり活動のほか、多様な分野で活動が推進されるよう支援する必要があります。

また、健康づくり対策に社会全体として取り組んでいくうえで、今後、行政と企業や医師会・歯科医師会等と連携・協働し「予防医療」など専門的な情報を提供できる体制づくりを構築する必要があります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 限られた地域の保健・医療資源を有効に活用できるよう、市民が主体となり健康づくり に関する取り組みを進めます。
- 若年者や働く世代に対する健康意識の向上や、QOL(生活の質の向上 Quality of Life) に関連する情報を積極的に発信する企業・団体が地域と連携し、市全体で健康づくりに取り組むためのしくみをつくります。

#### 施策の方向

医師会、歯科医師会、民間団体、企業等に積極的な参加・協力を要請し、市民や地域が主体的に行う健康づくりの取り組みを総合的に支援する体制を構築します。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
医師会、民間団体と連 携し、取り組んだ健康 づくり事業等の回数	地域と医師会、民間団体と連 携した市民健康づくり事業の 実施回数	7	12

#### 主な事業(健康推進課)

	事業名	事業内容
自助	か・共助・公助協働によ	健康づくり推進員(健康の駅長)等、従来からのマンパワー
る優	建康づくり推進事業	を強化するとともに関係団体等に積極的な参加・協力を要請
		し、市民や地域が主体的に行う健康づくりの取り組みを総合
		的に支援します。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
健康の駅長(地域活動事業)実施 回数	310	315	320	325

#### 2. 市民一人ひとりが健康で健やかに暮らせる環境づくり

#### 現状と課題

市民の健康に対する関心は、二極化の傾向にあります。このため、健康に関心のない市民 に意識付けをすることと、高齢化社会が全国に比べ急速に進行するなかで、市民が「自分の 健康は自分でつくる」という意識を持つことが重要です。

高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防及び社会生活を過ごすため に必要な心身機能を維持及び向上させることで健康寿命 <sup>17</sup>を伸ばすことが必要です。

健康づくりは、日常の生活習慣を正しく理解し、身につけ、そのために何をすべきか、本 人のみならず地域や職域で考え、それを実践する必要があります。

「自分の健康は自分でつくる」一次予防を推進するため、さまざまな世代を通して運動・ 食育・こころの健康等の事業を実施し、また、あらゆる媒体を通じて健康に関する情報提供 を行う必要があります。

#### ◆出前講座(健康教育・健康相談)参加者数

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
健康教育	4,903	6,779	7,176	8,788
健康相談	4,106	3,738	4,373	3,940

資料:健康福祉部健康推進課調查

#### 再生の視点(何を、どうする)

高齢化社会が進展するなかで、健康寿命の延伸と地域、個人の健康感格差の縮小のため、 出前講座の内容・手法を見直し、さらに住民自治協議会など地域団体等と連携を強化し、 参加者数の増加をめざします。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup>**健康寿命**:認知症や寝たきりにならず、元気で活動的に暮らすことができる期間。

## 施策の方向

健康寿命を延ばすため、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識が定着するように、地域や各種団体等で健康教育・健康相談を開催することで市民の健康意識を高めます。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
市民の健康感(%)	まちづくりアンケート (子どもからお年寄りまで、健康でいきいきと暮らしている満足度の割合)	71.5	73.0

#### 主な事業(健康推進課)

事業名	事業内容
健康づくり推進事業	生活習慣病の予防、運動・食育・こころの健康等に関する正しい知識の普及を図るため、団体やサークルなどを対象に出前講座(健康教育)を行います。また、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資するために健康相談を実施するほか、療養上の保健指導が必要と認められる人及びその家族に対し保健師等が訪問して、健康に関する問題を総合的に把握し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため必要な訪問指導を
	実施します。

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
健康教室参加者数(人)	8,870	8,900	9,000	9,100
健康相談相談者数(人)	5,601	5,650	5,700	5,750

#### 3. 疾病の早期発見・早期治療につなげる体制づくり

#### 現状と課題

生活習慣病を予防するため、定期的に健(検)診を受け、常に自分の健康状態を知る必要があり、日頃から、かかりつけ医を持ち定期的な健(検)診を受けることが重要です。

また、県内でも受診率の低いがん検診や健康診査の受診率の向上をめざすことで疾病を早期に発見し、早期に治療を行うことでQOLを高める必要があります。

#### ◆伊賀市主要死因別年齢調整死亡率 18

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
悪性新生物	124.79	116.98	132.10	126.87
心疾患	58.51	52.63	57.98	56.79
脳血管疾患	30.82	23.35	27.05	31.92

資料:三重県衛生統計年報

#### 再生の視点(何を、どうする)

がん検診、各種健(検)診を受診する必要性の認識を高めるため、定期的に受診することが疾病の早期発見、早期治療につながることやその目的、効果、必要性について出前講座、健康相談、広報、ケーブルテレビでの放映等さまざまな手法で受診勧奨を積極的に行います。

#### 施策の方向

健(検)診のその目的、効果、必要性を市民に周知・啓発を行っていくとともに受診機会の拡大を図ります。

#### 成果指標

現状値 日標値 成果指標名 指標の説明 (平成 25 年度) (平成 28 年度) 要精密検査で早期に胃がんが発 0 6.0 見された人の割合(%) 市主体で実施した 要精密検査で早期に肺がんが発 がん検診結果による 0 1.3 見された人の割合(%) 割合 要精密検査で早期に大腸がんが (現状値は、最新の 0.75 3.1 発見された人の割合(%) 確定数値である 要精密検査で早期に子宮がんが 2012 (平成 24) 3.23 0.5 発見された人の割合(%) 年度数値) 要精密検査で早期に乳がんが発 2.13 2.5 見された人の割合(%)

<sup>18</sup>**年齢調整死亡率**:年齢構成の異なる地域間では一般に高齢者が多いほど死亡率は高くなり、年齢構造の 違いを考慮せずに死亡率による死亡状況の比較は単純にはできないため、年齢構成を調整した死亡率(人 口 10 万対)。

#### 主な事業(健康推進課)

事業名	事業内容
健康診査(二次予防)事業	健(検)診費用の一部または全額を公費負担で実施します。
	また、必要な人に対して医療機関への受診を勧奨することに
	より、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図り
	ます。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
胃がん検診受診率(%)	6.3	6.8	7.5	8.0
肺がん検診受診率(%)	21.1	22.0	22.5	23.0
大腸がん検診受診率(%)	14.5	14.6	14.8	15.0
子宮がん検診受診率(%)	21.8	22.2	22.4	22.5
乳がん検診受診率(%)	25.2	25.3	25.4	25.5

#### 4. 歯の健康づくりを推進するための体制づくり

#### 現状と課題

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病予防につながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

元気な高齢者等を増やし、健康寿命の延伸に寄与することから、全身の健康につながる「歯と口腔の健康づくり」について、幼児期から高齢期まですべての世代を通じ継続的に取り組むことが必要です。

#### ◆12 歳児DM F指数 <sup>19</sup>

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
DMF指数(1人平均のう歯数)	2.66	1.72	1.66	1.54

資料:健康状態調査(三重県教育委員会)

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 定期的に歯周疾患検診などを受診することを積極的に市民に推奨し、全身の健康につながる「歯と口腔の健康づくり」に取り組みます。

#### 施策の方向

歯の健康について、幼児期から高齢期まで歯科健(検)診を継続的に取り組むため健(検) 診費用の一部または全額を公費負担することで健(検)診機会の拡大を図るとともに、関係 団体と連携し、「歯が健康である」ことの大切さを市民に啓発します。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup>DMF **指数**: う歯になったことがあるかについての指数。治療していないう歯、う歯で抜いてしまった歯、 う歯を治した歯の略。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
う歯のない児の割合 (12歳児) (%)	永久歯でう歯のない児の割合	48.4	50.0
歯周疾患検診要精密 検査・要指導者率(%)	健康増進法に基づく検診の結果、要精密検査等が必要な人の 割合	68.2	65.0

#### 主な事業(健康推進課)

事業名	事業内容
歯周疾患検診・成人歯科健	自らの歯の健康状態を認識してもらい、歯周疾患検診などの
診事業	定期的な検診を推奨することで健康の維持・増進を図るため、
	検(健)診費用の一部または全額を公費負担で実施します。
	また、歯の健康について、すべての世代を通して、継続的な
	取り組みを行う必要があることから、関係団体と連携し、歯
	の健康づくりを推進します。
在宅要介護者歯科保健推進	訪問による歯科健康診査を実施し、歯科診療につなげること
事業	により、通院困難な在宅の要介護者の口腔衛生の改善向上を
	図るため、全額公費負担で実施します。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
3歳児歯科健診受診率(%)	94.0	93.0	93.5	94.0

#### 5. 感染症に関する情報提供と体制づくり

#### 現状と課題

新型インフルエンザ  $^{20}$  (A/H7N9) や特に病原性の高い鳥インフルエンザ (A/H 5N1) が新型インフルエンザ化し、また未知なる感染症が発生しても迅速な対応ができるように国が 2011 (平成 23) 年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定しました。

本市においてもこの法律に基づき策定した「伊賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」をもとに、感染拡大を最小限にとどめるための体制の整備が必要です。

また、食中毒の予防や対処方法の普及啓発やあらゆる感染症に対して迅速に情報提供ができる体制づくりが必要です。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup>**新型インフルエンザ**:新型インフルエンザとは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものを言う。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 市民の危機管理意識の向上のため、平常時から新型インフルエンザ等感染症の予防や対処方法、非常事態宣言が発令されたときの市民がとるべき行動等について周知啓発を行います。
- 伊賀市新型インフルエンザ対策行動計画をもとに伊賀保健所、医師会等関係機関と連携 し体制の整備に努めます。
- 食中毒警報等発表時には、伊賀保健所等関係機関と連携し、市民に対し注意喚起を促し、 的確な情報を提供します。
- 食中毒の予防や対処方法については、あらゆる機会を通じて知識の普及啓発を行います。

#### 施策の方向

社会的に影響を及ぼす感染症に対して、関係機関と連携し、感染症の特性や予防等の周知を図りながら、情報や必要なサービスがスムーズに提供できる体制を整えます。

また、平常時から感染症の予防や対応方法についての啓発を行い、市民の危機管理意識の 向上に努めます。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
インフルエンザと診 断された人数(人)	市内医療機関(8か所)の定点 観測	1,483	1,400

#### 主な事業(健康推進課)

事業名	事業内容
感染症予防事業	インフルエンザの大流行に備え必要な薬品を備蓄します。また、感染拡大の恐れがある疾病の発生及びまん延の予防、個人の疾病の予防や重症化防止、個人の健康の保持増進を図るため、予防接種費用の一部また全額を公費負担で実施します。
新型インフルエンザ等対策 事業	伊賀市新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、関係機関 との調整・予防対策のための備蓄すべき物資等の調達を行い ます。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
感染症予防対策のための広報啓 発・出前講座回数(回)	54	60	65	70

#### 6. 地域医療の充実

## 現状と課題

市民生活の「安全・安心」を確保するうえで、現在、私たちのまちが抱える最も大きな課題が「医療」です。市民意識調査によると、すべての年代の市民が「医療」の課題を最重要視しており、率先して取り組むべきだと考えている人が約80%にも上ります。

大きな課題が「医師不足」です。地方病院の医師確保が容易でなくなってきている状況のなか、「近くの総合病院にかかれなくなるのではないか」という市民の不安があります。

#### ◆夜間・休日における二次救急実施病院受入率

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
受入率の推移(%)	96	91	91	95

資料:消防本部調査

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 常勤医を確保します。
- 救急医療(一次・二次)については、医療機関相互の連携を深め各病院の医療資源を活かし、医療の専門性を高めることで効率的な医療提供体制の確保と充実を図ります。
- 医師の確保に全力をあげ、病病連携や病診連携の充実を図ります。
- 医師会等関係機関と連携を図り、在宅医療体制を推進します。

## 施策の方向

夜間・休日における比較的軽症の人を対象とした応急診療所の運営を、医師会の協力のも とで行うとともに、二次救急医療体制の確保に努めます。

上野総合市民病院については、安心かつ質の高い医療の提供をめざし、引き続き、医師や 看護師など、医療職の確保を進め、二次救急医療体制を含む診療体制を充実させます。

さらに、伊賀地域において入院を必要とするがん患者のうち、5割以上の人が地域外の病院に入院している状況を踏まえ、可能な限り医療が完結できるよう、がんセンターを設置し、化学療法、栄養サポートを行うとともに、在宅医療を進め、がん総合診療を充実させます。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
夜間・休日におけるニ	夜間・休日における二次救急実	_,_	
次救急実施病院受入   率(%)	施病院により受け入れられた   割合	96.0	98.0

<sup>\*</sup>夜間・休日における二次救急実施病院受入率は3病院(上野総合市民病院・岡波総合病院・ 名張市立病院)の平均値

## 主な事業(医療福祉政策課、庶務課、経営企画課)

事業名	事業内容		
応急診療所の運営	年間を通じ、休日及び夜間の急病者に対し、小児・一般の診		
	療を医師会の協力のもと行います。		
二次救急医療体制の確保	伊賀地域の二次救急実施病院との会議を定期的に開催し、二		
	次救急医療体制の確保に取り組みます。		
医師の確保	大学病院等の協力を得るとともに、魅力と働き甲斐のある病		
	院づくりに努め、1年間に2人の医師の増員をめざします。		

## 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
伊賀地域二次救急医療にかかる意 見交換会の開催回数(回)	4	4	4	4

#### 7. 福祉医療費助成制度の充実

## 現状と課題

福祉医療費助成制度は、障がい者(児)や子ども(乳幼児)、一人親家庭等が、必要に応じ、安心して適切な医療を受けられるように、医療費の負担が大きい人へ医療費の助成を行うものとして、1973(昭和48)年以降、県制度として順次制度化されました。また、市独自医療費助成制度として、療育手帳Bのみ(入院・外来診療分)及び精神障害者保健福祉手帳2級(外来診療分のみ)保持者に心身障害者医療費助成を実施しています。

近年では、少子高齢化の進行、障害者手帳の所持者数の増加及び障害者総合支援法の施行 等の社会情勢の変化があることから、子ども、障がい者等に対する福祉施策を踏まえた福祉 医療費助成制度の推進が必要です。

#### ◆福祉医療費扶助費の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
心身障害者医療費(千円)	219,585	222,925	223,343	228,237
一人親家庭等医療費(千円)	33,930	35,901	37,015	36,946
子ども(乳幼児)医療費(千円)	95,304	96,020	116,965	162,575
心身障害者医療費(市単独分)(千円)	8,924	9,767	9,984	19,552

資料:健康福祉部保険年金課

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 所得に対して医療費の負担が大きい人への助成を行うことにより、経済的な理由によって医療機関への受診が抑制され傷病が重症化したり手遅れを防ぐことを目的として「安心して医療が受けられるよう」医療費助成を行います。
- 将来にわたって制度を持続していきます。

# 施策の方向

障がい者(児)や子ども(乳幼児)、一人親家庭等が、安心して医療が受けられるよう制度を充実します。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
登録者数	制度による登録者数の推移	493	520

# 主な事業(保険年金課)

事業名	事業内容	
医療費助成 (単独分)	障がい者のうち、療育手帳Bのみの保持者の入院、外来受診	
	分、精神障害者保健福祉手帳2級保持者の外来受診分の一部	
	負担金医療費助成を行います。	

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医療費助成(単独)件数	7,638	8,000	8,300	8,700

## 1-2

# 子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが 十分なまちづくり

#### 1. 官民協働による、新たな福祉の総合相談支援を行う体制づくり

## 現状と課題

子ども、高齢者、障がい者等の困りごとは、これまで、それぞれの分野の相談窓口において対応していました。しかし、市民の抱える生活上の課題が複雑化し、家族全体の困りごとを総合的に支援するためには、既存の制度や現在の相談支援のしくみの中では、解決が困難なケースも発生しているため、新たなしくみづくりが必要です。

#### 再生の視点(何を、どうする)

子ども、高齢者、障がい者等に対する生活圏での相談支援体制を充実するため、行政、 社会福祉協議会、社会福祉法人の役割を整理し、市民にとって分かりやすく、身近なと ころで相談支援ができる体制を新たに整えます。

## 施策の方向

すべての市民にとって、わかりやすく、より身近で、適切な支援につながる相談窓口となるよう、社会福祉協議会、社会福祉法人など、関係支援者の連携を強化した体制を整え、相談支援機能を充実します。

また、生活保護に至る前の段階で、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却できるよう、多様な就労機会を提供できるしくみを構築するとともに、自立に向けた相談や就労に向けた生活訓練等の支援体制を整えます。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
地域ケア会議等開催 回数(回)	支援関係者による個別ケア会 議開催数	35	36

#### 主な事業(福祉相談調整課、地域包括支援センター)

事業名	事業内容
福祉総合相談支援事業	子ども、高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生
	活するため、身近なところで、専門職が迅速かつ適切な相談
	支援を行います。
包括的・継続的ケアマネジ	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活するため、支援者
メント支援事業	である介護支援専門員が、包括的・継続的にケアマネジメン
	ト <sup>21</sup> を実践できるようサポートします。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
民間事業所等から地域包括支援センターへの連絡件数(件)	441	800	850	900

#### 2. 児童虐待、障がい者虐待及びDV被害等による関係機関との支援体制づくり

## 現状と課題

子どもや障がい者に対する虐待が増えている背景には、生活の不安が大きな要因とされているなかで、子育てや介護疲れによるストレスの増大に問題があると思われます。

本市では、家庭児童相談員や女性相談員を設置し、児童の養育についての相談や離婚相談・DV(ドメスティックバイオレンス)<sup>22</sup>相談などを行っていますが、相談件数は、年々増加の一途をたどり、その内容についても複雑化し、多様な対応が求められています。

このような状況に対応していくため、本市では、伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会を 2009 (平成 21) 年度に設置し、関係機関とのネットワーク強化や個別ケースの情報共有等に努めています。また、障がい者虐待については本人のみならず、家族の支援が行える体制づくりが必要です。

#### ◆相談の状況

区分平成 22 年度平成 23 年度平成 24 年度平成 25 年度女性相談延べ件数(件)385521661458児童相談実人数(人)215197243259

資料:健康福祉部こども家庭課

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup>**ケアマネジメント**:介護サービス等の利用者一人ひとりに対して、適切なサービスを組み合わせて提供するためのコーディネートをすること。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup>DV (ドメスティックバイオレンス): Domestic Violence。配偶者・パートナーからの暴力を意味する。 身体的暴力に限らず、女性の思考や行動を萎縮させるような心理的な暴力も含まれる。

# 再生の視点(何を、どうする)

- 児童虐待防止やDVの防止等に努めるため、11月の「児童虐待防止推進月間」において、 街頭による啓発活動を行います。
- 伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会の関係機関とのネットワーク強化や情報共有 等を行うとともに、研修や講演会を行い意識の向上を図っていきます。
- 障がい者虐待への支援体制づくりに取り組みます。

# 施策の方向

相談者に合った支援を行うため、時には生命にかかわるケースもあることから、必要な情報と的確な判断力により、各相談員が対応します。また、関係機関との密接な情報共有ができる体制を構築していきます。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
児童虐待の進行管理 の終結人数(人)	虐待の相談事業で、支援後解決 につながった人数	36	35

## 主な事業(福祉相談調整課)

事業名	事業内容
子育て支援対策事業	児童虐待に対しては、家庭児童相談員が、不安を抱く養育者の相談に応じます。 DVに対しては、女性相談員により、女性が抱える家庭問題や配偶者からの暴力等にかかる通報、相談、保護、自立支援等への体制を整備します。
	寺への体的と正備しより。
障がい者相談支援事業	専門相談員による支援を充実します。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
女性相談延べ件数(件)	458	450	450	450
児童相談実人数(人)	259	200	200	200

#### 3. 乳幼児期から学齢期、青年期まで途切れのない支援を行う体制づくり

## 現状と課題

子どもの発達や成長に不安や悩みを抱えている保護者や関係機関などからの相談に応じる「こども発達支援センター」を 2009 (平成 21) 年度に設置しました。

保健師・保育士・教員・社会福祉士が相談を受け、保護者と支援者が子どもの発達について、ともに考え、ニーズに応じた母子保健サービスの推進に努めるとともに、必要に応じて関係機関等との連携を図りながら、乳幼児期から学齢期、青年期まで途切れのない支援を継続することが重要です。

#### ◆相談の状況

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所(園)・幼稚園・小中学校 への訪問回数(回)	365	455	481	509

資料:健康福祉部福祉相談調整課

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 必要な人に途切れのない支援を的確に行うため、子ども・高齢者・障がい者等が相談できる総合相談支援体制を整えます。

#### 施策の方向

保護者と支援者が子どもの発達についてともに考え、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、「気になる」ことの原因を早期に見つけ、その子どもに合った発達を支援します。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
保護者からの(との) 相談件数(件)	保育所(園)・幼稚園・小中学 校への訪問回数の増加に伴う 保護者からの(との)相談状況	245	400

#### 主な事業(福祉相談調整課)

事業名	事業内容		
発達支援センター運営事業	子どもの成長や発達に不安や悩みを持った保護者や関係者		
	が、いつでも気軽に相談できる窓口において、必要に応じて		
	乳幼児期から学齢期、青年期までの途切れない支援をサポー		
	トします。		

## 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
保育所(園)・幼稚園・小中学校 への訪問回数(回)	509	480	480	480

#### 4. 医療・介護サービスが一体的に提供できる体制づくり

## 現状と課題

今後、さらなる超高齢社会を迎えるにあたり、認知症高齢者や、高齢者のみ世帯が増加し、 介護や医療に対するニーズの増加が見込まれます。

また、介護者が抱える過度な負担や不安により、高齢者虐待の発生リスクが高くなる傾向も見られます。

これらのことに備え、高齢者の在宅生活を支える支援サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉分野の連携を強化する必要があります。

#### ◆伊賀市の人口

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人口(人)	100,566	99,726	98,691	97,190
世帯数(世帯)	39,534	39,636	39,530	38,979
65 歳以上人口(人)	26,748	26,505	26,728	27,458
高齢化率(%)	26.60	26.58	27.08	28.25

資料:人権生活環境部住民課

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 (平成 37) 年を目途に、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住宅などの生活支援が日常生活の場で一体的に提供することができるしくみ(地域包括ケアシステム)の構築をめざします。

#### 施策の方向

高齢者の在宅生活を支え、家族介護者の負担を軽減することで、高齢者虐待等を防止するため、必要な生活支援サービスや医療・介護サービスを充実するとともに、地域の中で切れ目なく継続的に提供できるネットワークづくりを推進します。

また、高齢者に対する運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症等の予防に関する知識を深めるための啓発を進めるとともに、地域における予防活動等の担い手育成を行いながら、見守り支え合う体制づくりを促進します。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
介護サービス利用率	65 歳以上の第1号被保険者の		
(%)	うち要介護認定を受け介護サ	17.4	18.0
	ービスを利用する者の割合		

## 主な事業(介護高齢福祉課、地域包括支援センター)

事業名	事業内容
介護予防普及啓発事業	介護予防教室を開催することで、運動機能向上、栄養改善、
	口腔ケア、認知症を予防し、要介護状態にならないための啓
	発を行います。
認知症施策総合推進事業	認知症になっても、安心して暮らし続けられるよう、認知症
	の人への支援体制や、医療・介護のネットワークづくりを進
	めます。
保健・医療・福祉の連携体	医療ニーズのある人が地域で暮らし続けるため、保健・医療・
制構築事業	福祉分野の連携体制のあり方を検討することにより、地域包
	括ケアシステムの構築を推進します。

## 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護予防教室開催数(回)	70	100	150	200
保健・医療・福祉分野の連携検討 会開催数(回)	9	12	12	12

#### 5. だれもが自分らしく暮らせるまちづくり

#### 現状と課題

2011 (平成 23) 年8月に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人への差別の禁止、地域社会における共生等に関する内容が盛り込まれました。さらに、2006 (平成 18) 年度に施行された「障害者自立支援法」が 2013 (平成 25) 年 4 月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正されました。今後は、障がいのある人がこれまで以上に地域社会での自立した生活を営む権利を保障し、住み慣れた地域の中で「自分らしい暮らし」を送れるような支援が必要です。

#### ◆各障害者手帳所持者数の推移(各年度 3 月 31 日現在)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
身体障害者手帳(人)	4,923	4,838	4,884	4,882
療育手帳(人)	625	662	679	695
精神障害者保健福祉手帳(人)	391	413	438	506
計	5,939	5,913	6,001	6,083

資料:社会福祉事務所

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 住み慣れた地域の中で障がいのある人の「自分らしい暮らし」を実現するため、一人ひとりに応じた生活支援を行うとともに、生涯を通じた発達と社会参加支援のしくみをつくります。
- ユニバーサルデザイン<sup>23</sup>の理念に基づき、だれもが心地良く安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### 施策の方向

その人に合った支援を行うために必要な情報提供と相談支援に取り組みます。また、障がいの種別や程度にかかわらず、一生涯を通じて地域で自立して生活していけるよう支援する体制を構築していきます。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
	市内の障害者総合支援法に基づくグループホーム及びケア	61	76
(人)	ホーム <sup>24</sup> の定員数	01	, 0

## <u>主な事業(</u>福祉相談調整課、障がい福祉課)

	事業名	事業内容
障	<b>静がい者相談支援事業</b>	専門の相談員を配置し、障がいのある人及び家族からの相談
		に対応します。また、地域においても相談ができるよう相談
		員を委嘱します。
障	<b>身がい福祉事業</b>	市単独事業として障がいのある人の社会参加や就労定着のた
		めの支援及び介護用品購入の助成等を行います。また、障が
		いについての理解を深めるための啓発を行います。

## 活動指標

平成 25 年度 活動指標名 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 (現状値) 障がい者相談支援センターへの相 7.750 7,500 7,500 7.500 談件数(件) ジョブサポーター25の派遣回数 162 200 200 200 (件)

^

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup>**ユニバーサルデザイン**: ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示すように「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup>**グループホーム・ケアホーム**:認知症高齢者や障がい者が、数人で共同生活を行う住居(アパート、マンション、一戸建て等)のこと。同居あるいは近隣に居住している世話人が、食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助を行う施設。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup>**ジョブサポーター**: 障がいのある人の就職支援及び職場環境の整備を目的として活動するボランティアで、ジョブサポーター研修を修了した人。

#### 6. 地域における、見守り、支え合う体制づくり

## 現状と課題

隣近所の関係が希薄になりつつあるなかで、改めて、家族、親族、地域の人による「互助・ 共助」が重要となってきています。

住民主体のボランティア活動の存在を重視しながら、地域における見守りや支え合い体制を構築することが必要となっています。

## 再生の視点(何を、どうする)

• 市民の困りごとやニーズ、地域課題の多様化に対応するための体制づくりに取り組みます。

#### 施策の方向

2025年問題が現実となるなかで、相談支援機関と連携した地域における支援のしくみを構築するため、地域内関係者が住民自治協議会における課題把握や情報を共有し、地域課題解決に向けた検討をする場として、地域ケアネットワーク会議の設置を推進します。

また、地域住民による支援のしくみづくりや取り組みが継続して実施できるよう、社会福祉協議会が地域福祉活動への支援を行いながら、地域での見守りや支え合う体制づくりを進めます。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
地域で安心して暮ら せると感じる満足度 (%)	まちづくりアンケート (地域で 安心して暮らせると感じる市 民の満足度)	36.0	41.7

#### 主な事業(医療福祉政策課)

事業名	事業内容
地域福祉体制づくり事業	住民自治協議会に、地域課題の把握、共有、課題解決するた
	めの協議の場として「地域ケアネットワーク会議」を設置し、
	見守りや支え合い体制を構築します。
伊賀市社会福祉協議会職員	地域福祉を進めるためには住民参加による福祉教育を意識し
設置等事業	た活動が重要となるため、その地域福祉活動支援を担う社会
	福祉協議会への財政支援を行います。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地域ケアネットワーク会議設置数 (自治協数)	8	14	20	26
社会福祉協議会による地域支援訪問回数(回)	217	250	250	250

## 1-3

# 子どもを安心して産み、育てられるまちづくり

#### 1. 地域における子育て支援事業の充実

## 現状と課題

市内に8か所設置している子育て支援センターは、地域における子育て支援の拠点施設として充実させ、さらに2012(平成24)年度にハイトピア伊賀4階「子育て包括支援センター」の開設に伴い、同センターを核としたイベントの開催や、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う広場を提供し、育児相談指導・子育てに関する講演会等の開催や情報提供を行っています。さらに、地区市民センター単位の少人数の親子を対象に、「出前講座」を開催し、親子体操・読み聞かせ・手遊びなどを行っています。

あわせて、保護者が就労等により昼間家にいない小学生に対する放課後児童対策の充実や、 子育て家庭の経済的負担の軽減が今後の重要な課題となっています。

保育所(園)については、老朽化が進み、改修・改善が必要な施設が年々増えてきています。

## 再生の視点(何を、どうする)

- 子育て中の保護者が、子育てと就労との両立が図れるよう、子育て支援サービス事業について啓発し、市民に周知するとともに、地域で子育ての見守りができる体制及び個々の利用者の二ーズに合った支援体制により、安心して育てられるまちづくりを推進していきます。さらに、子育て支援事業の中で、遊びを通して家庭の中での子どもとの接し方を学んでもらうことで、子育て力を強化します。
- 多様な保育ニーズに対応できるよう、保育サービスのより一層の充実を図ります。

## 施策の方向

親の子育て上の負担感や悩みを軽減できるよう、地域の互助活動による子育て支援サービスを充実させるとともに、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援し、正しい情報を提供できる体制・ネットワークづくりを進めます。

また、子どもや保護者にとって安全・安心な環境の中での保育を行うため、老朽化の進んだ保育所(園)の大規模な改修、修繕や地域の状況に応じた統廃合を計画的に進めます。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
子どもを産み育てやすい環境や支援が整っていると思う満足度(%)	まちづくりアンケート(子どもを産み育てやすい環境や 支援が整っていると思う市 民の満足度の割合)	31.7	41.5

# 主な事業(こども家庭課)

事業名	事業内容
子育て支援事業	子育て中の保護者が、安心して子育てと就労との両立が図れ
	るための支援を行います。
	「子育て包括支援センター」を子育て支援の拠点施設として、
	子育てに関する情報発信等を行うとともに、地域で子育ての
	見守りができる体制づくりを行います。
保育事業	保育に欠ける状況などに対応して、質の高い保育及び教育を
	提供します。また、安全・安心な保育環境の確保を図るため、
	必要に応じて施設・設備の整備、充実に努めます。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
病児保育事業〔利用者数〕(人)	199	200	200	200
放課後児童クラブ設置数(か所)	14	14	15	16
ケース検討会開催回数(回)	28	40	40	40
子育て支援センターの利用者数 (人)	21,106	22,000	23,000	23,000
子育て包括支援センター利用者数 (人)	15,356	17,000	17,000	17,000
ファミリー・サポート・センター <sup>26</sup> 〔相互援助の実施数〕 (件)	997	1,100	1,100	1,100

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup>ファミリー・サポート・センター: 仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを 受けたい「依頼会員」と育児サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助け合い、保育 所(園)への子どもの送迎、保育所(園)の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービ スが受けられるシステム。

#### 2. ひとり親家庭の自立支援の推進

## 現状と課題

近年、離婚の増加等により、本市においてもひとり親家庭が増加しています。厳しい社会情勢のなか、自立できない母子・父子家庭が増えていることから、ひとり親家庭が自立するためのサポートとして、母子自立支援員による、自立に向けた支援が求められています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

ひとり親家庭が地域の中で安心して子育てと就労との両立が図れるよう、母子自立支援 員や関係機関との連携のもと、きめ細やかな支援に努めます。

#### 施策の方向

個々の抱えている問題に応じるため、母子自立支援員を配置し、経済的な面、就業の面、 生活全般においての相談事業を実施するともに、各関係機関と連携し、貸付制度の活用促進 や自立に向けての相談指導体制の充実を図ります。

## 成果指標

成果指標名	成果指標名 指標の説明		目標値 (平成 28 年度)
ひとり親家庭からの相談解決率(%)	離婚等の相談への支援により、 自立につながった割合	87.8	90.0

## 主な事業(福祉相談調整課、こども家庭課)

事業名	事業内容
母子自立支援事業	<ul><li>一人親家庭の自立支援のため、母子自立支援員が、経済面・就 労面の相談指導を行います。</li><li>・母子寡婦福祉資金貸付金事業</li><li>・母子寡婦福祉団体への支援</li><li>・自立支援教育訓練給付金事業(母子・父子家庭)</li><li>・高等技能訓練促進費事業(母子・父子家庭)</li><li>・母子自立支援プログラム策定等事業(母子・父子家庭)</li></ul>

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
母子自立支援事業〔相談件数〕(件)	369	200	200	200

# 3. 乳幼児期から生育・食育を含めた知識の普及と途切れのない子育て支援の体制づくり

## 現状と課題

少子化社会のなかで、共働き世帯・核家族の増加に伴い、親子や家族のふれあいが希薄化し、乳幼児の疾病予防や発育・発達の支援のみならず、育児の孤立化・育児不安・産後うつ等の母のこころの問題への対応が求められています。また、育児経験の少なさや、身近に育児支援者が得られないことが、健全な母性・父性育成の阻害要因になっていると考えられることから、子育て支援のさらなる充実が必要です。

少子化の原因のひとつとして、高額な不妊治療費の経済的理由があげられます。少子高齢 化が全国よりも著しく進行する本市において、少子化に歯止めを掛ける支援を継続すること が必要です。

#### ◆出生状況の推移

区分		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年*
出生数(人)	伊賀市	704	714	702	_
山井歩 (0 )	伊賀市	7.2	7.4	7.4	_
出生率(‰) (人口対千人比)	県	8.4	8.3	8.1	_
(人口对十人比)	围	8.5	8.3	8.2	_

資料:三重県統計書 ※2013 (平成 25) 年分は、2014 (平成 26) 年9月上旬頃確定のため未掲載

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 乳幼児期からの正しい生育・食育などの知識を身につけることは、生涯を健康で健やかに過ごすために重要なことであり、子育て支援センターやこども発達支援センターと連携し、子育て支援のための教室の開催・継続した個別訪問などを実施することで途切れのない子育て支援体制を整備します。
- 安心して妊娠できる環境を整備することにより、出生数の増加を促進します。

#### 施策の方向

子育て支援センターやこども発達支援センターと連携し、子育て支援のための生育・食育等の教室の開催や、継続した個別訪問などを実施することで途切れのない子育て支援を実施します。また、妊娠・出産・育児を通じた子育て支援の一環として不妊治療費の一部を助成します。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
子育てにいらいらを 感じている人の割合 (%)	3歳児健診時のアンケート調査	25.4	20.0

# 主な事業(健康推進課、福祉相談調整課)

事業名	事業内容
母子健康診査事業	乳幼児の病気の予防と早期発見、及び健康の保持・健康の増
	進目的として乳幼児健診を実施します。また、妊産婦及び周
	産期死亡の低下、流・早産の防止並びに心身障がい児の出生
	の予防を期するため妊婦健康診査を実施します。
乳幼児の育成指導事業	乳幼児訪問や定期健診の結果、要経過観察と判断された乳幼
	児や保護者に対して心理的・物理的負担をかけずに適切なフ
	オローを行います。
	また、子育て支援センターやこども発達支援センターと連携
	し、子育て支援のための教室の開催・継続した個別訪問など
	を実施します。
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と、心ふれあうひ
	とときを持つきっかけを作ります。こんにちは赤ちゃん訪問
	時に親子が絵本を通してふれあい、語り合い、親子の絆を深
	めるために、絵本の読み聞かせの大切さを伝えます。
不妊治療助成事業	少子化に歯止めを掛けることと、子育て支援を含め途切れの
	ない支援の基礎づくりの施策とするため、特定不妊治療を受
	けられた夫婦の経済的負担の軽減を目的に不妊治療に要した
	費用の一部を助成します。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
「こんにちは赤ちゃん」訪問率(%)	94.8	95.0	95.5	96.0
3歳児健診受診率(%)	94.0	93.0	93.5	94.0
特定不妊治療費助成申請者数(人)	41	60	60	60

分野別計画

2. 生活・環境

## 2-1

# 自然災害や重大な事故などさまざまな事象に備え、 安心して暮らせるまちづくり

#### 1. さまざまな災害を想定した体制づくり

## 現状と課題

本市は 1854(安政元)年伊賀上野地震に見舞われ、また、1953(昭和 28)年には「28 災害」とも呼ばれる大水害を経験しています。現在では南海トラフ<sup>27</sup>巨大地震の発生が危惧されるほか、台風の巨大化やゲリラ豪雨とも言われる集中豪雨が頻繁に発生する傾向にあり、2013(平成 25)年 9 月には台風 18 号により甚大な被害を被りました。また、若狭湾沿岸には 15 の原子力施設が設置され、原子力災害も懸念されています。

これらの災害に対応できるよう、三重県地域防災計画の被害想定、東日本大震災や全国で発生している風水害に対する課題や問題点を踏まえ、さまざまな災害を想定した体制の見直しが急務となっています。

## 再生の視点(何を、どうする)

伊賀市地域防災計画の見直しとともに、さまざまな被害想定に基づいた体制の整備と備蓄品の見直しを行います。

## 施策の方向

本市が受けた被災経験や国内各地で発生した災害に加え、国や県で想定されている大災害での被害想定をもとに、伊賀市地域防災計画の見直しにより体制の整備を行います。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
あんしん・防災ネット 登録者数(人)	市民への緊急情報を伝達する ツールの普及	3,200	5,000

## 主な事業(総合危機管理課)

事業名	事業内容	
伊賀市地域防災計画の見直	伊賀市地域防災計画の見直しを行い、想定内容の変更に伴う	
U	職員の初動体制の見直しや備蓄品の見直しを行います。	

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup>**南海トラフ**:四国の南方海底にある深い溝(トラフ)のこと。東海、東南海、南海の3地震が連動して 起こる巨大地震の発生が懸念されている。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
情報伝達、避難体制等を検証するため、地域と連携した防災訓練の	0	1	1	1
回数(回)		_	_	_

#### 2. 災害時に援護や配慮が必要な人たちを支援する体制づくり

#### 現状と課題

阪神大震災や東日本大震災、各地での豪雨などによる犠牲者のうち高齢者が半数以上を占めている状況のなか、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けとなりました。本市では国の指針により 2011 (平成 23) 年より災害時要援護者台帳として整備を行ってきており、今後も引き続き、災害対策基本法の改正に基づく、避難行動要支援者名簿と位置付け、名簿の整備を進めるとともに、外国人居住者や旅行者を含め、スムーズに援助ができるよう各地域でのネットワークづくりが必要です。

#### 再生の視点(何を、どうする)

高齢者や障がい者など自力で情報を得ることや避難することが難しい人、避難生活に困難を抱える人の生命を守るため、災害の発生前、発生後を通じた自助、共助の体制づくりを進めます。特に避難行動要支援者名簿を充実させ、それを活用した地域での防災・減災対策を推進します。

## 施策の方向

現在作成している災害時要援護者名簿を避難行動要支援者名簿として位置付け、引き続き 適切に更新するとともに、地域や関係機関との情報共有及び協動により素早く安全に避難で きる体制づくりを支援します。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者対象者に占		
情報提供同意率(%)	める関係機関等への情報提供	60.8	65.0
	に対する同意者の割合		

#### 主な事業(総合危機管理課)

事業名	事業内容
避難行動要支援者支援事業	災害時に支援を必要とする人の台帳を充実し、地域での見守
	りや支援の体制づくりを支援します。

## 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
申請登録発送件数(件)	1,729	1,900	2,000	2,000
出前講座(避難所運営,災害時対応) (回)	7	10	10	10

#### 3. 災害時における情報収集、伝達機能を確保する施設整備の推進

## 現状と課題

災害時における情報の収集、被害の報告、市民への情報の提供を迅速・確実に行うため、通信手段の整備を進めているところです。この通信手段は途絶することなく機能することが求められます。しかし、通信手段を整備するだけでは市民へ周知するには限界があるため、伝達体制の確立が必要です。なかでも、市では道路の被災により交通が遮断される地区を災害時孤立地区として 24 地区を想定していますが、これらの地区の情報収集と情報を発信するための手段を確保する必要があります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

● 災害時に情報の収集・伝達がスムーズに行えるよう、また、災害時孤立地区からの情報 を入手できるよう通信手段の整備を行います。

## 施策の方向

孤立地区には無線が届きにくい地区も含まれるため、有効な通信手段の検討を行い、地域 の協力を得て有事に対応できるよう通信手段の整備を行います。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
孤立地区への通信手段	災害時孤立地区への通信設備	0	100.0
整備率(%)	の配備を進める	U	100.0

## 主な事業(総合危機管理課)

事業名	事業内容
孤立地区通信手段整備事業	孤立地区への通信手段の整備を進めます。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
災害時孤立地区通信手段の整備 (地区)	0	12	12	ı

#### 4. 消防体制の強化推進

## 現状と課題

被害を最小限にとどめるため、いかなる災害にも対応できる防災の拠点としての消防庁舎整備が必要となっています。また、迅速かつ的確に出動し、活動できるよう近隣市町村との連携や連絡・通信体制を確保するため、消防救急デジタル無線、高機能指令装置の整備を行うとともに、消防水利の整備と消防車両等の更新を計画的に行う必要があります。

#### ◆実態件数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
火災出動件数	67	44	58	49	58
救急出動件数	4,481	4,546	4,783	4,844	4,777
救助出動件数	54	59	59	49	57

資料:消防本部

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 消防力適正配置調査報告書に沿って、災害活動拠点となる消防庁舎の新築移転を行うと ともに消防広域化に向けて検討します。
- 迅速に災害現場で活動ができるよう、通信指令室の共同運用(伊賀市消防本部、名張市 消防本部)を検討し、高機能指令装置の整備、署所及び人員の適正配置を行うとともに、 消防水利の整備と消防車両等の更新を計画的に行います。

## 施策の方向

いかなる災害にも対応できる防災の拠点としての庁舎整備や迅速かつ的確に出動、活動できるよう連絡・通信体制を確保するため、消防広域化や通信指令室の共同運用の検討を行い、消防救急デジタル無線、高機能指令装置の整備を行うとともに、消防水利の整備と消防車両等の更新を計画的に行います。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
消防水利の充足率(%)	耐震性貯水槽及び消火栓を計 画的に設置した充足率	68.6	70.0

## 主な事業(消防総務課、消防救急課)

事業名	事業内容			
消防庁舎整備事業	消防庁舎を新設移転します。			
消防車両等整備事業	更新計画に沿った整備を進めます。			
消防通信設備整備事業	2016(平成 28)年 5 月末日で消防無線がデジタル化に移行			
	するため、高機能通信指令装置を早期に構築します。			
消防水利整備事業	充足率の低い地域から計画的に設置し、充足率の向上に努め			
	ます。			

## 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
防火水槽及び消火栓等の新設整備 (基)	49	39	36	36

#### 5. 救急・救助体制の強化

## 現状と課題

人口が減少する一方で高齢化が進み、救急需要は今なお増加傾向にあります。引き続き高度化する救急需要に対応するため、救急救命士の育成を年次的に進め、市民や事業所に対し応急手当の普及推進を図るとともに、救助車両の整備や救助資機材の増強、研修所での隊員の専門知識の取得・育成に努め、県内、隣県との連携を強固にする必要があります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 市民の救命率の向上のため、応急手当の普及啓発活動、救急救命士資格取得者の採用、 救急救命士の育成を年次的に進め、メディカルコントロール<sup>28</sup>体制の整備を図ります。
- 車両更新計画に沿った整備を進めるとともに、多様化する災害に迅速かつ的確に対応できる隊員育成に取り組みます。

## 施策の方向

救急救命士の育成を年次的に進め、メディカルコントロール整備を図るとともに、救命講習を市民や事業所に対し普及推進します。また、救助車両の整備や救助資機材の増強、隊員の専門知識の取得・育成に努め、県内、隣県との連携を図り、多様化する災害に迅速かつ的確に対応できるように努めます。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
救急救命士数(人)	救急救命士資格取得者の採用 及び救急救命士資格取得研修 への派遣	31	42

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup>**メディカルコントロール**: 救急現場から医療機関に傷病者が搬送されるまでの間において、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置などの質を保障すること。

## 主な事業(消防総務課、消防救急課)

事業名	事業内容		
救急・救助車両整備事業	更新計画に沿った整備を進めます。		
救急救命士等育成事業	救急救命士の育成を年次的に進め、市民の救命率の向上に努		
	めます。		
救命講習推進事業	地域住民や学校、事業所に対し、応急手当の知識や技術を修		
	得するための救命講習を普及推進します。		

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
救急救命士数(人)	31	38	40	42
応急手当講習受講者数(人)	6,949	10,000	10,000	10,000

#### 6. 非常備消防体制の充実強化

## 現状と課題

各種災害に対応すべく、消防団員の確保を図るため、教育訓練の推進、処遇改善、施設・ 資機材の整備を充実させるとともに、団員に対し活動意欲を喚起する体制づくりが必要です。

## 再生の視点(何を、どうする)

- 消防団員確保が困難ななか、大規模災害や昼間の消防団活動を補完するため、支援団員 (機能別団員)の確保とともに、ソフト面での普及啓発活動を進められるよう女性団員 の確保を推進します。
- 市民や企業に対して消防団活動に対する理解と協力を働きかけ、事業所との連携の強化を図ります。

## 施策の方向

各種災害活動に対応するため、消防団員に対する教育訓練の推進、処遇改善、施設資機材の整備を図るとともに、活動意欲を喚起する体制づくりを進めます。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
消防団員の確保(人)	消防機械器具整備とともに、基本団員・支援団員の入団促進を 図り定数 1,510 名の団員を確保する	1,473	1,510

## 主な事業(消防救急課)

事業名	事業内容			
消防団整備事業	消防団員を確保するため、女性や大学生、専門学校生など、			
	性別や職業などにかかわりなく入団を促進するとともに、教			
	育訓練の推進、処遇改善等を図ります。			
消防ポンプ庫整備事業	消防団車両や消防ポンプ等の資機材収納ができるポンプ庫の			
	整備を行います。			

#### 活動指標

活動指標名	Ī	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
消防団小型動力ポンプ等 (台)	<b>巨新配備</b>	5	5	5	5

#### 7. 交通事故ゼロをめざした取り組みの推進

## 現状と課題

交通安全推進関係機関や団体との連携のもと、四季の交通安全運動期間を中心に、街頭啓発活動など交通事故ゼロをめざした取り組みを進めていますが、交通事故は、依然として多発していることから、一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることが必要です。

## 再生の視点(何を、どうする)

● 市民の交通安全意識の高揚を図るため、積極的に広報・啓発活動に取り組むとともに、 運転者や歩行者に交通ルールやマナーをより理解していただくため、関係機関や団体と 連携しながら、市民ぐるみで交通安全対策を推進します。

## 施策の方向

事故遭遇率が高い高齢者を対象に、交通安全ルールの遵守や交通マナー向上などの交通安全教育の推進や啓発の充実を図ります。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
交通安全教室参加者 数(人)	教室の参加人数	28	45

## 主な事業(市民生活課)

事業名	事業内容
交通安全運動啓発事業	交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るため、交通安
	全運動期間中の広報啓発活動を推進します。
交通安全教室の実施	高齢者の免許取得者を対象とした交通安全教室を実施しま
	す。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交通安全教室開催回数(回)	1	1	1	1

#### 8. 消費者被害防止のための啓発等の充実

## 現状と課題

近年、急速な社会情勢の変化のなかで、架空請求をはじめ悪質で巧妙な方法による消費者被害が急増しています。また、振り込め詐欺をはじめとする犯罪も悪質、巧妙になり、被害が後を絶たないのが現状です。市民がこうした悪質商法や犯罪に巻き込まれないよう、さらなる広報・啓発活動が必要です。

## 再生の視点(何を、どうする)

- 悪質商法や犯罪による消費者被害を未然に防止するため、関係機関などと連携し、市民への情報提供による、だまされない知識の普及と相談体制の充実を図ります。
- 市民への啓発を推進するため、パンフレット等の配布や広報紙への掲載、出前講座を実施するとともに、相談員研修等に積極的に参加し、相談スキルの向上に努めます。

## 施策の方向

悪質商法による被害の未然防止と拡大防止のため、相談者に対し必要な情報提供を行うとともに、出前講座実施などの啓発活動の充実を図ります。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
消費生活相談件数 (件)	窓口及び電話による相談	324	270

## 主な事業(市民生活課)

事業名	事業内容
消費者相談の充実	消費者被害防止のため、消費生活相談体制の充実・強化を図
	るとともに、相談者に対し適切な情報提供を行います。
多重債務者相談の充実	弁護士・司法書士との連携による多重債務者相談連携システ
	ム等を活用し、多重債務者の自立支援に努めます。
消費者トラブル対策出前講	悪質商法の被害を予防するため、地域からの要請を受けて実
座の開催	施します。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
消費生活相談窓口周知回数(回)	2	2	2	2
消費者トラブル出前講座実施回数 (回)	5	5	5	6

## 9. 河川環境の保全・整備

## 現状と課題

本市は、淀川水系の最上流部に位置し、水系の源流となる木津川、服部川、柘植川などの一級河川があります。これらが市内で合流し、県境を越えて下流部へ流れ出る途中に、狭さく部の岩倉峡があることから、河川の流れが阻害され、古くから洪水による被害に悩まされてきました。

河川との共生を図っていくためにも、上野遊水地事業、川上ダム建設計画、河道改修等による治水対策を図りながら、生態系や景観、親水性にも配慮し、人びとの暮らしに密接した河川環境の保全・整備を進めることが求められます。

#### ◆実態件数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
市の河川浚渫 <sup>29</sup> 実施箇所 数(か所)	5	6	7	5	5

資料:建設部建設1課·建設2課

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 河川の氾濫や浸水の危険から、人命を守ることを最優先した治水対策を実施します。
- 河川の浚渫を実施することにより、人びとの生活環境や河川環境の改善にも寄与します。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> **浚渫(しゅんせつ)**:海や川、貯水池等の水底の土砂を掘り取ること。

# 施策の方向

健全な水環境の構築に向けて、国・県との連携を図り水系全体としての取り組みを進めるなかで、川の水質や水生生物等の生態系にも配慮しながら危険箇所を中心に河川改修を進め、 人びとの暮らしに密接なかかわりを持つ河川空間の保全・整備を図ります。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
浚渫実施箇所数	2013 (平成 25) 年度からの河川の浚渫工事実施総箇所数	5	20

# 主な事業(建設1課、建設2課、公共基盤推進課)

事業名	事業内容
臨時河川等整備事業	洪水による氾濫防止や河川環境の保全を図ります。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
浚渫実施河川数(河川)	5	5	5	5

# 自然を守り、自然と調和したまちづくり

#### 1. 環境保全意識の高揚・啓発

## 現状と課題

本市の豊かな自然環境の保全のため、地域ではさまざまな活動が行われています。しかし ながら、生活様式の多様化や経済活動の変化により、暮らしに便利さや豊かさをもたらす一 方で環境への負荷を増大させ、地域や地球環境に深刻な影響を与えています。

市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境の保全、環境にやさしい循環型社会の形 成に向けた取り組みが必要です。

#### ◆環境負荷の低減・環境保全の取り組み

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
伊賀市役所温室効果ガス <sup>30</sup> (二酸化炭素)排出量(kg)	25,561,112	25,041,669	24,665,603	24,999,948
河川の環境基準達成率(%)	93	87	100	100

資料:人権生活環境部環境政策課

## 再生の視点(何を、どうする)

- 本市のかけがえのない自然環境を大切にし、次代に継承していくため、生物多様性の保 全などの環境保全意識の高揚や啓発を進め、身近な自然環境を積極的に保全します。
- 地球規模での環境対策に資するため、一人ひとりが温室効果ガスの排出抑制に努めるな ど、環境負荷の低減に向けた取り組みを推進し、環境にやさしい社会の実現をめざしま す。

#### 施策の方向

市民・事業者・行政の各主体が温室効果ガスの排出抑制などに取り組むとともに、地球環 境問題に関する情報提供や意識啓発を行います。

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup>**温室効果ガス**:太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つ大気中の二酸化炭素やメタン などのガスのこと。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
庁内CO <sub>2</sub> 排出量の 数値(kg)	伊賀市環境マネジメントシステム(EMS) <sup>31</sup> 推進事業により、 行政で使用する電気、ガソリン、 重油、ガスと使用量から二酸化 炭素を換算	24,999,948	23,529,000
河川の環境基準達 成率 (%)	環境基準達成率 100%を維持することを目標値に設定	100	100

## は事業(環境政策課)

事業名	事業内容
伊賀市環境基本計画推進事	伊賀市環境基本計画の進捗管理を行い、環境審議会に諮り、
業	目標達成に向けた取り組みを行います。
伊賀市地球温暖化対策実行	市が率先し、自らの事務事業を対象範囲とし、総排出量の削
計画(区域施策編)推進事	減目標達成に向け取り組むとともに、市民・事業者に対し情
業	報提供や意識啓発を行います。

## 活動指標

平成 25 年度 活動指標名 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 (現状値) 環境審議会の開催回数(回) 5 1 伊賀市環境基本計画、環境マネジ 年間 年間 年間 年間 メントシステムによる取り組み。 (2) (2) (2) (2) ( )内は推進強化回数 河川の水質検査実施箇所数 18 18 18 18 ( )内は回数 (4) (4) (4) (4)

<sup>31</sup>環境マネジメントシステム:組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組 みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこ とを「環境管理」または「環境マネジメント」と言い、このための工場や事業所内の体制・手続き等の しくみを「環境マネジメントシステム」と言う。

#### 2. 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進

## 現状と課題

東日本大震災以降、再生可能エネルギー<sup>32</sup>の導入や普及推進が言われているなか、固定価格買取制度により、メガソーラー<sup>33</sup>発電施設の設置や家庭用太陽光発電が普及してきていますが、コスト面等からまだまだ普及が遅れている状況です。

国、県においても再生可能エネルギーの導入に防災、経済、環境が一体となり、さまざま な施策を推進しており、地球温暖化防止に向けた一層の取り組みが重要です。

## 再生の視点(何を、どうする)

● 行政が率先して新エネルギー<sup>34</sup>の導入に取り組み、公共的な環境保全策として事業を実施するとともに、省資源、省エネルギーの推進とエネルギーの地産地消を推進するために、住民・事業者へ新エネルギーに関する情報を提供し、普及促進を図り、地域、事業者、行政が連携することで、持続可能な社会をめざします。

## 施策の方向

資源の有効利用を推し進め、環境への負担を低減するため、省エネルギー行動を実践する とともに、自然エネルギーなどの新エネルギーの有効活用を図ります。

## 成果指標

	成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
地:	球温暖化防止に向	省エネルギー・新エネルギーの		
けが	た事業・普及啓発セ	導入促進を啓発するため、参加	46	100
Ξ,	ナーの参加者数(人)	者数を目標値に設定		

## 主な事業(環境政策課)

事業名	事業内容	
新エネルギー導入促進に関	国・県及び事業団等の補助金事業に関する情報を広報紙・市	
する情報提供及び普及啓発	ホームページ等により発信します。	
事業	公共施設への省エネルギー・新エネルギーの導入推進に取り	
	組みます。	

#### 活動指標

活動指標名平成 25 年度 (現状値)平成 26 年度 (現状値)平成 27 年度平成 28 年度新エネルギー・省エネルギー導入 促進に関する情報提供及び普及啓 発 (回)4455

<sup>32</sup>**再生可能エネルギー**:太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup>**メガソーラー**: 出力1メガワット(1000 キロワット)以上の大規模な太陽光発電施設のこと。
<sup>34</sup>**新エネルギー**: 太陽光・太陽熱・中小水力・バイオマス(生物資源)・小風力・廃棄物等のこと。

#### 3. 不法投棄をさせない、されない体制づくり

## 現状と課題

農山村部においては、市道・農林道等沿いに、不法に投棄されたと思われる廃棄物が散在しており、宅地造成後の荒廃地などにおいても同様に他所から持ち込まれたと思われる廃棄物が多く見られる現状があることから、不法投棄により、自然環境や地域の環境衛生が大きく損なわれています。

#### ◆環境パトロールによる処理の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
不法投棄物の処理量 (kg/年)	8,120	9,651	7,432	8,000

資料:人権生活環境部廃棄物対策課

## 再生の視点(何を、どうする)

• 不法投棄を根絶するため、市民と行政が協働して不法投棄物の処理にあたるとともに、 それぞれの役割の中で防止計画をたて、不法投棄をさせない監視体制を構築します。

## 施策の方向

不法投棄の実態を正確に把握し、投棄物から投棄者を特定するとともに、不法投棄の再発防止に努めます。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
不法投棄防止対策処 理件数(件)	再度、不法投棄されないよう防 止対策を講じた件数	2	5

## 主な事業(廃棄物対策課)

事業名	事業内容
不法投棄物処理事業	地域と行政が協働して不法投棄物処理計画をたて、適切な処
	理を行います。
不法投棄防止事業	不法投棄された場所に地域で防護柵等を設置するとともに、
	地域ぐるみの監視と連携して、市の環境パトロールを充実し
	ます。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
不法投棄物の協働処理実施件数 (件)	12	10	10	10
監視委員会の設置件数(件)	0	3	3	3

# 環境に配慮した生活環境が整うまちづくり

#### 1. 効率的な収集ができる体制づくり

## 現状と課題

一般廃棄物の収集運搬は、自治会等が管理している集積場収集によるものがほとんどですが、資源・ごみの分別方法が不適切であったり、世帯構成や生活条件などにより排出が困難なケースが見られます。

## 再生の視点(何を、どうする)

● 一般廃棄物収集の多様な二ーズに応えるため、収集区分・収集方法を再検討し、市民に わかりやすい収集体制を整えます。

## 施策の方向

市民にわかりやすい分別区分と、排出量に合った収集回数を定めるとともに、粗大ごみの戸別収集、小型家電リサイクル法にかかる拠点収集のあり方を検討します。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
可燃ごみ適合率 (%)	排出された可燃ごみ分析にお ける適合の割合	86.2	90.0

## 主な事業(廃棄物対策課)

事業名	事業内容
一般廃棄物分別収集計画	家庭ごみの分別区分・排出品目を整理し、収集方法や収集日
事業	程を市民に周知します。
一般廃棄物直営収集事業	委託による集積場収集に加えて、新たに、有料による粗大ご
	み戸別収集や地区市民センターを中心とした小型家電の拠
	点収集を行います。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
分別説明会回数(回)	36	20	20	20
粗大ごみ戸別(有料)収集件 数(件)	0	5,000	5,000	5,000

#### 2. ごみ減量及び資源のリサイクルを推進する体制づくり

## 現状と課題

生活様式の多様化に伴い大量生産・大量消費が行われ、市全体における人口は減少していますが、人口1人当たりに対するごみの排出量は増加しており、資源のリサイクルにかかる分別が不十分です。

#### 再生の視点(何を、どうする)

• ごみ処理コストの軽減、リサイクルによる循環型社会の構築を図るため、可燃ごみの資源化を軸としてさらなる4R35の推進に取り組みます。

## 施策の方向

ごみの減量化をさらに進めるために、広報紙や出前講座により4Rを推進するとともに、 資源のリサイクル、指定ごみ袋の有料化についても拡大する方向で再検討します。

## 成果指標

Б	成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
ごみの	)資源化率(%)	搬入された総ごみ量から資源 化した量の割合	57.0	63.0

## 主な事業(廃棄物対策課)

事業名	事業内容
ごみ減量等啓発事業	ごみの減量化及びリサイクルによる循環型社会の構築を啓発 します。
指定ごみ袋販売事業	処理コストの増による対価として、可燃ごみ袋料金の改定を 検討するとともに、不燃ごみについても指定袋の導入を検討 します。

#### 活動指標

\_

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
資源再利用物回収量(kg)	903,228	960,000	1,200,000	1,200,000
生ごみ処理容器購入件数(件)	45	60	75	90

<sup>&</sup>lt;sup>35</sup>**4**R:「Refuse (リフューズ) 要らないものは断り、ごみを発生させない」、「Reduce (リデュース) ごみにならないように工夫して減らす」、「Reuse (リユース) 繰り返し使う、修理・修繕して使う」、「Recycle (リサイクル) もう一度資源として使う」の 4 つの頭文字をとったもの。

#### 3. ごみ処理施設のあり方を検討する体制づくり

## 現状と課題

伊賀北部地区ごみ固形燃料化施設の稼動期限が、地元との協定により 2020 (平成 32) 年度末となっており、今後のごみ処理について検討を始めることが必要となっています。

#### ◆さくらリサイクルセンターの処理状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
可燃ごみ処理量(t)	20,509	20,455	20,836	20,628
資源リサイクル量(t)	1,725	2,647	2,452	2,477

資料: さくらリサイクルセンター

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 現施設の使用期限を間近に控え、今後の本市のごみ処理について、あらゆる処理方式について検討します。

#### 施策の方向

将来の廃棄物処理のあり方について、広域処理を視野に入れて、処理エリア、施設規模を 算出し、あらゆるケースを想定して経済性、安全性、安定性などを比較して、検討します。

## 成果指標

成果指標名	ጟ	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
一般廃棄物処整備計画進捗率		2020 (平成 32) 年度からの ごみ処理を行うための施設整 備を行う	0	100.0

## 主な事業(廃棄物対策課)

事業名	事業内容		
廃棄物処理のあり方検討事	有識者による検討委員会により、今後の廃棄物処理の方法を		
業	選定し、事業計画を樹立します。		

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般廃棄物処理基本計画進捗率(%)	0	40.0	100.0	

#### 4. 水道水源の安定確保

### 現状と課題

日本の人口推移が、少子化傾向から減少に転じ、水需要も減少傾向が見込まれます。それに伴い、伊賀市水道事業基本計画 <sup>36</sup>の水需要予測と実績値との間に誤差が生じてきています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 水需要予測を見直し、必要な給水を長期的に安定して行うための水源の見直しを行います。

### 施策の方向

安定的かつ低廉な水源を確保するため、現計画の見直しを行います。水道の需要量の減少を受け、水源の統廃合を行う場合には、水質の良好な水源を優先的に選択し、取水・配水系統の再編を検討します。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
伊賀市水道事業基本	伊賀市水道事業基本計画の策	20.0	100.0
計画の策定率(%)	定を 100%とする	20.0	100.0

#### 主な事業(水道総務課)

事業名	事業内容	
伊賀市水道事業基本計画策 水質基準に適合した水が必要な量、いつでも、どこでも、		
定事業	れでも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可	
	能な水道事業計画策定を行います。	

#### 活動指標

活動指標名平成 25 年度 (現状値)平成 26 年度平成 27 年度平成 28 年度伊賀市水道事業基本計画の策定 (%)20.050.0100.0-

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup>伊賀市水道事業基本計画:厚生労働省が策定している「新水道ビジョン」を考慮して、現在の水道事業が抱える課題を十分把握し、伊賀市水道事業が将来めざすべき方向性を定める全体計画。

#### 5. 水道施設の充実と健全運営

### 現状と課題

東日本大震災においては、水道施設は管路、構造物及び設備それぞれにさまざまな被害を受け、長期的かつ広範囲にわたる断水が発生しました。

大規模な震災への備えとして、耐震化の一層の推進が急務となっています。しかしながら、 水需要の減少に伴う料金収入の不足は、管路施設や浄水場等の更新を困難にしています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 長期計画に基づき、耐用年数を経過した送・配水管を含む各種施設の計画的な更新や耐 震化を図ります。

### 施策の方向

給水区域や小規模施設の合理化により、経営効率を高める工夫として、アセットマネジメント <sup>37</sup>の導入を進め、施設更新の適正化に努めます。

また、耐用年数を経過した各種施設の更新や耐震補強など施設の整備を図ります。施設の耐震化には非常に多くの経費と時間を要するため、国の補助を効率良く活用しながら、水道施設の耐震化を段階的に行っていきます。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
水道広域化促進事業(%)	経年管更新事業と統合関連事 業	43.0	83.0

#### 主な事業(施設課)

事業名	事業内容	
アセットマネジメント導入	需要減少に対応したダウンサイジング <sup>38</sup> を踏まえながら、安	
	全率を確保した施設再構築に努めます。	
経年管更新事業	耐用年数の経過した管路を計画的に更新します。	
統合関連事業	配水池、浄水場の耐震補強を行います。	

### 活動指標

平成 25 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 活動指標名 平成 26 年度 (現状値) 管路布設延長 (m) 7,000 12,200 7,300 7,500 \*カッコ内は総布設延長 (29,100)(43,600)(21,800)(36,600)浄水場の耐震化(か所) 0 0 1 1 (8) (8) (9) \*カッコ内は耐震化を有する総浄水場 (10)

<sup>37</sup>**アセットマネジメント**:計画的に施設の整備や維持・管理を行うことで寿命を延ばしたり、利活用や統 廃合などでムダをなくし、効率的かつ効果的に管理すること。

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup>**ダウンサイジング**:規模を縮小すること。コストダウンや効率化のために小型化すること。

#### 6. 生活排水処理施設整備の推進と適正な維持管理

### 現状と課題

2005 (平成 17) 年度に策定した伊賀市生活排水処理施設整備計画をもとに整備を行ってきましたが、下水道事業には多額の費用と長期の期間が必要となり、人口減少や高齢化が進むなか、現計画での新たな処理場整備は困難な状況です。

このことから処理区域の見直しや整備手法の変更、戸別処理方式のさらなる推進など、現状を踏まえた伊賀市生活排水処理施設整備計画に変更していく必要があります。特に上野処理区の整備については、現在、効率的整備構想を策定し検討しています。また、生活排水処理施設の適正な維持管理を続けるうえでは、建設から標準耐用年数が経過した下水道、農業集落排水処理施設の機械・電気設備等の機能停止を未然に防ぎ、ライフサイクルコスト <sup>39</sup>を縮減する必要があります。

#### ◆生活排水処理施設整備率

				平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
伊	賀	市	整備率(%)	66	68	70	72
Ξ	重	県	(全体)整備率(%)	77	78	79	80

資料:三重県

### 再生の視点(何を、どうする)

- 公共下水道 上野処理区及び青山処理区の整備については、2015(平成27)年度末をもって目標期間満了となる「伊賀市生活排水処理基本計画」並びに「伊賀市生活排水処理施設整備計画」の次期計画策定において、処理区域の見直しや、戸別処理方式のさらなる推進など、現状を踏まえた生活排水処理施設整備手法に変更していきます。
- 耐用年数が経過した機械・電気設備等の更新を進めていきます。

### 施策の方向

生活排水処理施設整備率のさらなる向上をめざし、それぞれの地域特性に対応した整備手法を検討し、伊賀市生活排水処理基本計画及び伊賀市生活排水処理施設整備計画を見直します。

また、公共用水域の水質を保全するため、施設の良好な維持管理に努めるとともに、耐用 年数を迎える施設の長寿命化、機能強化を図り、公共下水道事業・農業集落排水事業の認可 区域以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。

### 成果指標

成果指標名指標の説明現状値 (平成 25 年度)目標値 (平成 28 年度)生活排水処理施設整 備率(%)処理区域内人口/伊賀市人口72.076.0

<sup>39</sup>**ライフサイクルコスト**:建物にかかる生涯コスト。建物の設計・建設費にはじまり、運用期間中の維持管理費、使用後の解体費までを含む総費用を指す。

### 主な事業(下水道課)

事業名	事業内容
伊賀市生活排水処理基本計	生活排水処理について、現状を踏まえた基本計画、処理施設
画及び伊賀市生活排水処理	整備計画の変更、見直しを行います。
施設整備計画策定事業	
浄化槽設置整備事業	公共下水道事業・農業集落排水事業の事業認可区域以外の地
	域において、合併処理浄化槽を設置した個人に対し補助をし
	ます。
公共下水道長寿命化、農業	長寿命化に向けた処理施設の機械・電気設備等の更新を計画
集落排水処理施設機能強化	的に進めます。
事業	

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合併処理浄化槽設置補助申請件数 (件) ※カッ]内は合併後の総申請件数	232 (1,955)	221 (2,176)	200 (2,376)	200 (2,576)
長寿命化・機能強化処理区数(区)	0	2	2	2

#### 7. 下水道事業の健全経営

### 現状と課題

下水道事業は、地方公営企業法の任意適用事業となっています。現在、本市では三つの特別会計(公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽事業特別会計)において下水道事業を経営していますが、長期的に安定した経営を持続するためには、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることが必要です。

#### 再生の視点(何を、どうする)

● 地方公営企業法適用に向け、資産調査をはじめとする移行準備を進めていきます。

#### 施策の方向

下水道事業の地方公営企業法適用に向け準備を進めます。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
事業進捗率(%)	投資事業費/総事業費	0	100.0

### 主な事業(下水道課)

事業名	事業内容
地方公営企業法適用移行事	下水道事業の地方公営企業法適用に向けた移行業務を行いま
業	す。

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
企業会計移行のための業務項目	1	9	8	13

#### 8. 排水路の改修、整備

#### 現状と課題

近年頻発するゲリラ豪雨により、市街化区域内における住宅や道路の冠水被害が多数発生していることから、冠水被害を防止する必要があります。

### 再生の視点(何を、どうする)

• 排水路の改修、整備を行うことにより、冠水被害防止に努めます。

### 施策の方向

市街化区域の冠水被害を防止するため、排水路の改修、整備を進めます。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
事業進捗率(%)	実施地区数/計画地区数	29.0	86.0

### 主な事業(下水道課)

事業名	事業内容
市単下排水路整備事業	下排水路改修、整備にかかる測量設計及び施設整備を行いま
	<b>す</b> 。

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業実施地区数 (区)	2	5	3	4

#### 9. し尿処理施設の整備

### 現状と課題

本市のし尿処理施設(浄化センター)には建設年度の異なる2つの処理場があり、1984 (昭和59)年10月竣工の第1処理場は供用開始後29年、1996(平成8)年4月竣工の第2処理場は供用開始後17年を経過し施設の老朽化が著しく、施設・設備の補修経費が増嵩しているため、その経費の抑制に努める必要があります。

### 再生の視点(何を、どうする)

• 2施設の統合(新設または改造)か、2施設それぞれの大規模改修(長寿命化計画による延命化対策)等の検討を行った後に整備方針を決定し、整備を進めていきます。

### 施策の方向

し尿処理が適正に行えるよう、し尿処理施設の計画的な整備や適切な管理に努めます。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
事業進捗率(%)	投資事業費/総事業費	0	1.30

### 主な事業(廃棄物対策課)

事業名	事業内容
し尿処理施設整備事業	し尿処理施設の再資源化等、今後のあり方を検討します。

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業達成率(%)	0	0.2 (地域計画 等の策定)	1.1 (整備計画 等の策定)	1.3 (工事発注 支援業務)

# 分野別計画

3。産業・交流

### 3 - 1

# 地域資源とおもてなしの心を活かした 観光のまちづくり

#### 1. 観光・物産情報の発信と、市民ぐるみの誘客とPR

### 現状と課題

観光旅行の形態が、団体旅行から個人旅行に変化しています。また、観光の目的も物見遊山の施設や景観見学型から、その土地でしかできない体験や郷土食・文化等の新たな知識を求める形態に変化してきています。

今後は、個人旅行や体験型旅行に対応できる観光都市に自らが変化していかなければなりません。また、国指定の文化財などを地域の観光資源と位置づけて積極的に活用することが必要です。

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 観光客の増加や、物産販売を活発にするため、首都圏をはじめとした都市部で観光・物産の情報発信を積極的に行います。

### 施策の方向

観光に訪れる人びとの目的や年齢等を把握した情報発信とともに、市民全体で観光都市と して生きていく意識を共有できる施策を推進します。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
伊賀市観光ホームページへのアクセス数	伊賀市の観光に関心を持つ人 数を示す	18,000	30,000

#### 主な事業(観光戦略課)

	1
事業名	事業内容
観光・物産情報の発信	東京や大阪など都市圏の商業・観光団体と連携し、忍者などをテーマにしたイベントや、地域の特産物を売り込むためのキャンペーンを積極的に実施します。同時に車で90分圏内の日帰り観光客に対する細やかな情報発信や誘客活動に努めます。
観光等情報パンフレット の作成	商工会義所や、商工会、観光協会などと連携し、本市の魅力を伝え、誘客のきっかけとなるパンフレットを定期的に作成し、ギフトに同封することで、全国に本市をPRします。

### 뒠指棒

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
メディア広報実績(回)	360	370	380	400

#### 2. 市内全域の魅力アップと「おもてなし」のしくみづくり

### 現状と課題

本市の観光施設が集まる上野公園から、市街地への観光客の誘導がスムーズとは言い難い 状態です。そのため、今以上に、市街地が観光客を惹きつける魅力あるエリアになる必要が あります。また、周辺農村部においても、美しい農村風景や貴重な地域資源が多数ありなが ら、それらを観光商品として、活用できているとは言い難い状況です。

今後はこれら市街地と周辺農村部の魅力を総合的に活用しなければなりません。

人口減少時代になり、社会が成熟化した結果、従来の物見遊山的な観光から、体験や学習 などに旅行者のニーズが変化しています。本市もこのようなさまざまな形態の観光の重要性 を市民全体で共有し、その実現のために行動していく必要があります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 市街地や周辺農村部に存在する地域資源を発掘すると同時に、観光商品に磨き上げてい くよう努めます。
- 本市全体として観光客を受け入れる体制づくりを行います。
- 市民全体がおもてなしの心など、観光都市として生きていく意識を共有するためのしく みづくりに努めます。

### 施策の方向

本市の風土や地域資源を活かした「着地型観光」のしくみを確立し、本市全体で誘客を促 進するとともに、観光客の受け入れ態勢を整備します。同時に「着地型観光」の実施を通じ て「ニューツーリズム 40」や「ミニ観光圏 41」などの施策を推進します。

また、隣接する市町などの広域的観光事業を推進し、誘客に努めるとともに、「伊賀上野 NINJAフェスタ」などの既存事業の充実を推進します。

世界的に認知される「忍者」をコンテンツ 42にした情報発信を、ホームページやSNS43 を利用して行います。

<sup>40</sup>**ニューツーリズム**:従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を 取り入れた新しいタイプの旅行を指す。

<sup>41</sup>**ミニ観光圏**:市内の一定地域を、小規模な観光圏とみなし、もてなし事業や周遊コースを設けて、誘客 を促進しようとする事業。

<sup>42</sup>**コンテンツ**:内容、中身のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup>SNS**(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)**: インターネット上で人と人との社会的なつながり を構築できるサービスのこと。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
着地型観光の事業主 体数(主体)	個人旅行者の受け入れ体制を 示す	0	100

### 主な事業(観光戦略課)

事業名	事業内容
着地型観光を推進するため	市民全体でもてなしの心を体現するために、農業や商業、地
の事業主体の育成	域の自治組織、NPO法人、任意団体など、今まで観光業と
	直接関係の薄かった組織を、着地型観光の事業主体として、
	発掘・育成していきます。
東大和西三重観光連盟など	広域的に自治体が連携し、地域全体のPRや誘客事業を推進
	します。
伊賀上野NINJAフェス	市民と行政が協働するイベントを実施し、外国からの誘客も
タなど	可能になるような情報発信を行います。
インバウンド <sup>44</sup> の誘客	外国人旅行客に対応した案内標識を整備します。
	観光協会などと連携して、観光事業者や飲食店に対し、外
	国人観光客に対応できる研修会の実施や食事メニューの紹
	介を行います。

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
着地型観光実施の研修会・勉強会 開催数(回)	8	10	12	14

.

 $<sup>^{44}</sup>$ **インバウンド**: 「内向きの」という意味で、観光分野において、海外から日本へ来る観光客のことを指す。

# 人と人とがつながる元気な農林業のまちづくり

#### 1. 持続可能な農業の推進

### 現状と課題

本市は、農業を基幹産業として位置づけ、農業振興に取り組んできました。しかしながら 近年においては、農業者の高齢化と後継者、担い手の不足、荒廃農地の増加などさまざまな 課題から、地域の活力が著しく低下し、農地を維持していくのが困難な地域も増えています。

また、近年、農産物等の価格低下により健全な農業経営が難しくなってきていることから、 先人から受け継がれてきた地域の農産物や資源を活用した、6次産業化、農商工連携、地産 地消等の新しいビジネスモデルの構築等を支援し、高付加価値化や作業の効率化により農業 経営の改善を推進する必要があります。

このような背景から、地域活力の再生を図るためさまざまな手法を活用し、地域ぐるみで 農地を維持していくことが重要です。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 6次産業化、農商工連携を促進し、地域活力の活性化を図ります。
- 地域農業を守り、荒廃農地の増加を抑制するため、地域での話し合いにより、今後の中心となる経営体や農地の集積方法などの計画の推進、集落営農組織の設立促進及び育成強化、鳥獣害対策、農業用施設の適正な維持管理に取り組みます。
- 農業経営の安定化に向けて、栽培技術の向上や地域ブランドの普及、農畜産物の高付加 価値化などに取り組みます。
- 次世代を担う農業の担い手を育成します。

#### 施策の方向

人・農地プランの作成、集落営農組織の育成、強化や営農組織の設立促進、法人化を進め、 地域農業の基礎となる推進体制の構築に努めるとともに、鳥獣害対策や土地改良事業への支援を行います。また、農業協同組合など関係機関との連携体制を構築し、地域営農に対する 支援の基礎を確立します。

農業経営の安定化を図るため、関係機関と連携し、農業経営改善に関する相談を充実し、 栽培技術の向上、経営計画の改善などに取り組みます。あわせて、6次産業化、農商工連携 を通じて農産物のブランドカの強化や農産物等の高付加価値化などに取り組みます。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
人・農地プラン作成集	市内の農業集落 (195 集落) の		
落カバー率	うちプランを作成した集落の	20/195	120/195
	割合		

### 主な事業(農林振興課、農村整備課)

事業名	事業内容				
農商工連携の推進	農林業と商工業等とが、両者の強みを活かした新商品の開発				
	や販路の開拓等に有機的に連携して取り組む事業を総合的に				
	支援し、魅力ある農産物、農産加工品等の創出を促進する				
	なかで産業の活性化を図ります。				
集落営農等への支援	集落営農組織の活動に対し助成を行うなど、集落営農組織強				
	化に向けた取り組みを進めます。				
人・農地プランの推進	地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計				
	図」となる「人・農地プラン」づくりを推進し、作成後の支				
	援に努めます。				
鳥獣害防止対策への支援	有害鳥獣による農作物への被害を防止するための支援に努め				
	ます。				
土地改良事業への支援	農業用施設について、適正な維持管理ができるよう支援に努				
	めます。				
農業経営基盤強化促進	農業経営改善に関する相談などを実施し、農業経営基盤の強				
	化を図ります。				
高付加価値化の促進	伊賀米、伊賀牛をはじめとする農産物等のブランドカの強化				
	を図ります。				
	また、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行うな				
	ど、高付加価値化の取り組みを推進します。				

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
集落座談会・集落説明会等開催数 (回)	120	130	135	140

#### 2. 森林の整備と住民の取り組み

## 現状と課題

林業については、林業従事者の高齢化と後継者、担い手の不足により、間伐などの施業がされていない森林が増加しています。加えて、木材需要の低迷による価格の下落により、林業の持続的かつ健全な発展が望めない状況となっています。

このことから、林業整備の効率化、コスト削減を図るとともに、木材の利活用の手法を検 討していく必要があります。

## 再生の視点(何を、どうする)

- 担い手の育成・確保に取り組み、森林の団地化促進や林業生産基盤の整備などを実施します。
- 間伐材等を利用した木質バイオマスなどへの活用など、新しい取り組みを推進し、林業経営の安定化に努めます。
- 住民と森林との関係を深めるため、住民の森林づくり活動への参加の機会や、木とふれ あう機会の創出等の取り組みを進めます。

### 施策の方向

地産地消による伊賀材の利用促進を図るとともに、間伐材の搬出にかかる経費に対して助成を行うなど、森林施業を促します。また、森林施業地の団地化や高性能機械の導入等により、木材搬出の合理化を促進します。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
認定林業体等森林経 営計画作成面積(ha)	森林経営計画作成面積 (伊賀市 内の森林面積 32,651ha)	465.44	490

### 主な事業(農林振興課)

事業名	事業内容
間伐等の森林施業の促進	間伐及び間伐にかかる搬出に対し、助成を行うなど、森林施
	業の促進を図ります。
木材の利用促進	未利用間伐材を木質バイオマスとして活用し、林地残材の減
	少を促進します。
	公共建築物等木材利用方針に基づき、公共施設への伊賀材の
	利用を促進します。
担い手の育成支援と森林施	林業を担う認定林業体を育成し、森林経営計画の作成支援等
業地の団地化の促進	を行い、団地化等による施業の合理化を促進します。
荒廃した里山や竹林の再生	市民の暮らしにかかわりの深い、里山林の整備や保全活動を
促進	支援します。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
森林整備の集落等説明会開催数	7	10	15	20

### 3 - 3

# 中心市街地と各地域が連携した賑わいある まちづくり

#### 1. 中心市街地の魅力を発掘し、市内外へ発信する体制づくり

### 現状と課題

かつて中心市街地は周辺地域の中心として多くの買い物客で賑わい、日々の人びとの生活を支える地域でした。

その賑わいを取り戻すために、城下町の魅力を守り育て発信し、定住人口の維持に努めるとともに、周辺地域や市外から訪れる人を増やし、交流人口の増加を図る必要があります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

 歴史や文化で培われてきた城下町である中心市街地の魅力を再認識するとともに、その 魅力を市内外に発信します。それにより「住みたいまち」・「訪れたいまち」として中 心市街地を再生し、再び賑わいを取り戻します。

### 施策の方向

城下町のたたずまいを取り戻し、城下町に残る伝統的な文化や技を守り育てることによって、中心市街地の魅力を高め、地域住民が主体となって事業に取り組む体制を強化し、その魅力を市内外に発信します。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
歩行者・自転車通行量 (人)	中心市街地内の6か所で定点 計測	3,964	4,300

#### 主な事業(中心市街地推進課)

事業名	事業内容
中心市街地活性化事業	㈱まちづくり伊賀や中心市街地活性化協議会の体制を強化
	し、官民一体となって賑わいのあるまちづくりに取り組みま
	す。
街なみ環境整備事業	歴史的なまちなみに調和した道路美装化や、コミュニティ施
	設の整備等、訪れる人や市民が楽しくなる空間づくりを行い
	ます。
市街地整備推進事業	町家の保全や活用に取り組むことで歴史的な城下町のたたず
	まいを守ります。

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
道路美装化整備延長(m)	1,591	2,066	2,617	3,113

#### 2. 商業・文化の交流拠点となる中心市街地の再生

### 現状と課題

かつては、経済活動を中心として、中心市街地と周辺部は密接に交流が図られていましたが、近年、その関係が希薄になっています。

そのため、「城下町の風情を色濃く残す街並みや、行政・公共交通等の都市機能が集積し、 人の賑わいのある中心市街地」と「豊かな自然環境や地域文化を保有する周辺地域」の2つ のそれぞれの特徴を活かした連携を図ることにより、地域間の交流を促進し、それぞれが活 性化を享受するまちづくりを進める必要があります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

中心市街地に集積されている商業機能や文化・交流等の核施設となる「ハイトピア伊賀」 を活用し、地域住民や各団体の活動拠点とするほか、各地域における情報や魅力発信の 拠点として、周辺の地域と連携・交流を図り、観光客の誘客にもつなげます。

### 施策の方向

豊かな自然環境を活かして周辺地域で生産した地場産品を伊賀発ブランドとして中心市 街地で販売するほか、「ハイトピア伊賀」での公民館活動を中心とした周辺地域との文化交 流を推進します。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
小売年間販売額(百万円)	商業活性化重点軸 (上野市駅前 及び本町通周辺) の小売年間販 売額	2,420	2,460

#### 主な事業(中心市街地推進課)

事業名	事業内容		
駅前広場を活用した地場産	上野市駅前広場を活用し、伊賀の地場産品を販売します。		
品のマルシェ <sup>45</sup> 開催事業			

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup>**マルシェ**:フランス語で「市場」を指す。

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地場産品のマルシェ開催回数(回)	1	12	12	12

#### 3. 個店の機能強化と商店街機能の充実

### 現状と課題

中心市街地では、空き店舗や空き地が増え、商業基盤が低下、また各地域の中心部においても商店数が減少傾向にあります。

地域住民の日常的な買い物の利便性のための地域に密着した店舗の維持、及び多様化する ニーズへの対応とともに、まちなかへ誘客できる取り組みや魅力ある店舗、商店街づくりが 求められています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 商店街等による地域コミュニティの中心性や商店主の意欲を高めるための取り組みを推進します。
- 地域内外からの集客・賑わいにつながる魅力ある店舗、商店街等の創出を支援し、商業 の活性化を促進します。

### 施策の方向

中心市街地に点在する空き家・空き店舗等を活用し、魅力ある集客施設を開業する事業者 や市内外からの新たな起業者を支援するとともに、継続的な集客と賑わいを創出するための 商店街活動を支援することにより、商店街機能の充実に取り組みます。

また、各個店、商店街、地元住民が一体となって進める楽市・楽座のイベントの継続的な開催により、商業活動の促進を図ります。

### 成果指標

成果指	標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
商店街等の	D空き店舗	商店街等の賑わい創出の結果、 商業が活性化し、空き店舗が減 少する割合で、現状値を 100 とした場合の減少率(%)	100.0	90.0

# 主な事業(商工労働課)

事業名	事業内容
中心市街地等商店街活性化	賑わいのある商店街の育成のため、商業の活性化に役立つ事
事業	業を実施する事業者等に対して補助金支援を行います。
中心市街地空き店舗等活用	中心市街地の空き店舗等を活用して集客に役立つ店舗等の開
支援事業	設に必要な費用の補助を行い、商業の活性化につなげます。
市民イベント開催事業	「市民夏のにぎわいフェスタ」などの開催により、中心市街
	地の商業の活性化につなげます。

# 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
空き店舗等の活用 (増加店舗:件)	2	2	2	2

### 3-4

# 地域性を活かしたモノづくりと新たなサービス創出 が活発なまちづくり

#### 1. 地域産業の高付加価値化

### 現状と課題

本市の地域産業は、製造業を中心に中小企業・小規模事業者等に支えられています。

しかし、経済がグローバル化 <sup>46</sup>するなか、地域間・企業間競争の激化、社会環境の変化などにより、本市の地域産業も厳しい状況を迎えており、多様化するニーズを的確にとらえ、創造力と技術力の向上により、ものづくりやサービスの付加価値をより高めることが求められています。

これまでも、地域の特性や強みを活かした競争力のある高付加価値型産業の集積・形成等については「伊賀・名張地域産業活性化基本計画 <sup>47</sup>」を推進し、地域産業の活性化に取り組んでいます。公的工業団地である「ゆめぽりす伊賀クリエイトランド」には医薬品、化粧品等のメディカル関連産業 <sup>48</sup>が進出し、三重県が推進する「メディカルバレー構想 <sup>49</sup>」の中心的産業集積地となっています。また、食料品製造業をはじめとする「感性価値指向型産業 <sup>50</sup>」については、安全・安心な製品づくり等をめざし、産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」の活用による共同研究の推進により高付加価値化が図られています。さらに「みえライフイノベーション <sup>51</sup>総合特区 <sup>52</sup>」を活用して、「ゆめテクノ伊賀」を中心に、医療・福祉機器等の製品開発など、市内企業等の医療、福祉分野への展開を推進しています。

 $^{46}$ **グローバル化**: 国境などを越えて、地球規模で社会的あるいは経済的な影響が及び、変化が引き起こされること。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup>**伊賀・名張地域産業活性化基本計画**:企業立地促進法に基づき、伊賀·名張地域産業活性化協議会で策定された計画。

<sup>48</sup>**メディカル関連産業**:薬事関連産業で、化学工業、食料品、パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、ゴム製品、業務用機械器具の各製造業を指す。

<sup>49</sup>**メディカルバレー構想**: 県内の大学や研究機関、企業、サービス事業者などによる有機的なネットワーク(産業クラスター)を形成し、競争力のある産業構造への転換を促すとともに、新事業やベンチャー企業を連鎖的に生み出し、さらには新たな産業集積を図る構想。

<sup>50</sup>**感性価値指向型産業**:感性価値とは生活者の感性に働きかけ、感動や共感を得ることによって顕著化する価値のことで、化学工業、食料品、飲料、たばこ、飼料、窯業・土石製品、プラスチック、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具の各製造業を指す。

<sup>51</sup>**ライフイノベーション**: 医療・健康・福祉分野で新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことを言い、革新的な医薬品、医療、介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化をめざすもの。

<sup>52</sup>**みえライフイノベーション総合特区**: 県内に整備されている医療系ネットワークを活用し、患者の医療 情報を統合した医療情報データベースを構築するもの。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 高付加価値型産業の形成をめざし、イノベーション <sup>53</sup>創出に向けた研究開発機能の集積を 促進します。
- 商工関係団体や金融機関、大学と連携し、高付加価値なモノづくりや新たなサービスの 創出につながるしくみづくりを進めます。
- 事業者等の知恵とやる気を活かし、地域の「強み」となり得る地域産業資源を活用した、 新商品・新サービスの開発・販売等の事業展開を推進します。

#### 施策の方向

知恵やノウハウを結集する産学官民の交流・連携の場を設け、オープンイノベーション <sup>54</sup> を推進し、技術・経営情報・販路等の経営資源の補完につなげるとともに、キーパーソンの つながりによる新しいビジネスの創出や、若手の参加による人材育成など、人材・技術を次 世代に継承するネットワークづくりを促進します。

さらに地域の強みを活かした新たなサービスの提供やものづくりなどによる事業展開を促し、企業の技術課題等に取り組むため、産学官民連携を活用し、技術の高度化や、新製品・新技術の研究開発を推進します。また、製造業をはじめ卸・小売業、サービス業など幅広い分野の創業への取り組みを支援します。

高付加価値型産業への転換等の推進や研究開発型企業の誘致を促進するにあたり、企業ニーズの把握に努めるとともに効果的な支援策の検討を行います。

### 成果指標

成果指標名指標の説明現状値 (平成 25 年度)目標値 (平成 28 年度)製造業にかかる粗付 加価値額 (万円)企業がその年に生み出した利 益 (出荷額等 – 推計消費税 – 原 材料使用料等 – 減価償却額)27,896,77130,496,485

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup>**イノベーション**: これまでのモノ、しくみなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup>**オープンイノベーション**:新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。

### 主な事業(商工労働課、経営企画課)

事業名	事業内容		
産学官民連携・交流促進事	最先端の技術動向等に関するセミナーや、大学のシーズ <sup>55</sup> と		
業	企業のニーズのマッチングのための交流会や異業種交流会な		
	どの開催を行います。		
技術相談、研究開発の促進	「ゆめテクノ伊賀」での、新製品や新たなサービスの創出に		
	向けての相談、インキュベーション 56機能や研究開発機能の		
	情報発信を行い活用につなげます。		
ライフイノベーションの推	医療・健康・福祉分野の産学官民連携の基盤を活用し、研究		
進	開発を進め、革新的な製品やサービスを生み出すための情報		
	提供や情報交換の場づくりを行います。		

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ゆめテクノ伊賀 共同・受託研究、 技術相談件数(件)	12	15	20	30

 $<sup>^{55}</sup>$ シーズ:研究開発や新規事業創出を推進していくうえで必要となる発明(技術)や能力、人材、設備な どのこと。

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup>**インキュベーション**: incubation とはふ化の意。卵をふ化させるのに例えて、起業が軌道に乗るまでの間、資金やノウハウ、設備などの支援を行うこと。

# だれもが働きやすく、働く意欲が持てるまちづくり

#### 1. 働く人の意欲に応える多様な就業・雇用の促進

### 現状と課題

少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少によって、地域経済の活力を維持していくこと が難しくなってきています。

伊賀地域の雇用情勢としては、有効求人倍率は改善の傾向にあるものの、労働力需給のミスマッチ 57 や非正規雇用の増加傾向が見られます。

企業においては、人材の流動化や企業内での人材を育成する力が弱まっており、企業が求める人材の不足感が高まっていると言われています。

特に、雇用情勢が厳しい障がい者、中高年齢者などが希望する仕事に就けるようにするための、職業能力の開発と就業の支援が求められています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 高齢者や障がい者、若者、女性などが、それぞれの意欲と能力に応じ働くことができるよう、職業相談や就労支援体制の充実や就業機会の確保に努め、雇用の拡大を促進します。
- 労働者の意欲、能力を向上させ、優秀な人材を確保するための、企業内での人材育成などの取り組みを促進します。

### 施策の方向

関係機関・団体等への支援を通じ連携しながら、就労意欲のある人に対し、それぞれの個性を活かす職業能力開発への支援に努め、就労に向けた情報提供や相談体制を充実させるとともに、雇用に関する事業者への助成制度や失業者への支援制度の周知を図り、多様な就業・雇用の拡大に努めます。

### 成果指標

.

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
伊賀公共職業安定所 管内の就職率 (%)	県内の就職率 (年平均) に対する伊賀公共職業安定所管内の就職率 (年平均) の割合を現状値とし県内の就職率 (年平均) を目標値とする。	92.9	100.0

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup>**労働力需給のミスマッチ**: 求職者と求人者の条件が合致しないことにより、求職者数に見合う数の求人があるにもかかわらず、雇用が創出されないこと。

### 主な事業(商工労働課)

事業名	事業内容
高齢者の就業支援	高齢者職業相談やシルバー人材センターの事業活動への支
	援を通じて高齢者に応じた就業を促進します。
障がい者の就業支援	障がい者の雇用促進を企業に働きかけるとともに、市内定着
	に向けたハローワークの就職面接会や就職情報の提供を行い
	ます。
女性の就業支援	女性が働き続けることができるよう、企業での職場環境づく
	りの取り組みを普及・啓発します。
企業内での人材育成等の促	非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ 58等を促進
進	するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取
	り組みを実施する事業主に対して、国の助成金制度の周知・
	広報を行います。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
職業相談の開催回数(回)	141	150	160	170

#### 2. 若年無業者の職業的自立への支援

### 現状と課題

市内のニート  $^{59}$ ・ひきこもりなどの若年無業者は、15 歳から 39 歳人口の約 2.2%を占めると推計され、若年無業者の職業的自立が課題となっています。

### 再生の視点(何を、どうする)

● 若年無業者本人や家族が相談しやすい環境づくりを進め、就労支援機関と連携して職業 的自立に向け、勤労観や就業観の育成を含めた支援に取り組みます。

### 施策の方向

卒業や離職後などに一定期間無業の状態にある若年者に対し、関係支援機関と連携し、職業意識の啓発や基本的な就労能力の養成をするなど、継続した職業的自立支援に取り組みます。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup>**キャリアアップ**:より高い能力をつけること。経歴を高めること。

<sup>59</sup>**ニート**: いわゆる若年無業者。労働経済白書(厚生労働省)では、「教育を受けず、労働を行わず職業訓練もしていない 15 歳から 39 歳の者。家事手伝いは含まれない」と定義している。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
就労支援により若年 者が就業に結びつい た割合(%)	「いが若者サポートステーション」に相談のあった若年無業者の職業的自立を支援したうち就労に結びついた割合	43.9	45.0

#### 主な事業(商工労働課)

事業名	事業内容		
若年者の職業的自立支援	関係機関と連携し、「いが若者サポートステーション」での自立訓練、就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援します。		

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
「いが若者サポートステーション」で職業的自立を支援した若年 者数(人)	171	200	220	240

#### 3. 若者の地元雇用に向けた就業支援

### 現状と課題

経済・産業構造の変化等に伴い、働く人に求められる能力が高度化・多様化するなか、企業のニーズに対応した知識と技術・技能を有する人材が若者等に求められています。

新卒者において地元での就職内定率は比較的高いものの、雇用のミスマッチ等により、早期離職してしまう現状が見られます。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 若者の地元雇用の定着を図るため、職業意識の早期形成を促進するとともに、早期離職の未然防止対策を進めます。
- 企業誘致等による雇用創出に努めます。

### 施策の方向

関係機関と連携し、中学・高校や大学生などの地元企業へのインターンシップ <sup>60</sup>を促進するとともに、合同就職セミナー等により地元での雇用定着及び就職前の情報提供等により若年層の早期離職の未然防止に向けて取り組みます。また、引き続き企業誘致等による安定した魅力ある雇用の場の確保や雇用創出に取り組みます。

<sup>60</sup>インターンシップ:職場体験学習。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
合同就職セミナー参加者の地元就職率(%)	合同就職セミナーに参加した UJIターン <sup>61</sup> や大学新卒予 定者、地元での就職希望者が参 加企業へ就職した割合で現状 値を 100 とした場合の増加率	100.0	160.0

### 主な事業(商工労働課)

事業名	事業内容	
	地元での就職を希望する学生や求職者に対し、市内企業との	
合同就職セミナーの開催 	情報交換の場として「合同就職セミナー」を開催します。	

### 活動指標

心到仍

活動指標名平成 25 年度 (現状値)平成 26 年度平成 27 年度平成 28 年度合同就職セミナー参加企業数(社)69707275

<sup>.</sup> 

<sup>61</sup>UJI **ターン**: Uターン=地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ること、Jターン=地方から都市部へ移住した人が生まれ故郷の近くの都市に戻り定住すること、Iターン=出身地とは別の地方に移り住むこと、を合わせた総称。

### 3-6

# 多様な主体が地域課題を解決するため起業できる まちづくり

#### 1. コミュニティビジネスなどの起業の普及啓発と支援

### 現状と課題

市民の価値観の多様化・高度化が進むなか、行政だけではニーズに合ったきめ細かなサービスの提供が困難なため、地域社会の抱える課題の解決につながるビジネスにチャレンジする地域住民や企業、団体等を育成する必要があります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

● 地域社会で担う新しい形の公共づくりの実現に向けて、多様な主体が取り組むコミュニ ティビジネスやソーシャルビジネス <sup>62</sup>への起業や活動を支援します。

### 施策の方向

地域における新たな創業や雇用の創出とともに、働きがいや生きがいを生み出すため、地域資源である地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域のさまざまな課題をビジネスとして継続的に解決しようとするコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの起業や活動に向けた普及啓発と支援を行います。

地域の課題を身近に感じ、人的なつながりを形成しながら多様な経験や知恵を活かし、地域を支えるコミュニティビジネスの新たな担い手として、高齢者や若い子育て世代などが主体となる活動を促進します。

また、産学官民によるベンチャー<sup>63</sup>やニッチ(隙間)産業 <sup>64</sup>の展開を促すため、新規創業に対する情報提供や支援を行います。さらに、福祉、教育、情報など、地域に根づく対人サービス産業の振興を図ります。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
コミュニティビジネス	地域課題などに取り組む起業		
やソーシャルビジネス	活動が普及し事業・活動が継続	8	16
などの起業数(件)	されている数(累計)		

<sup>&</sup>lt;sup>62</sup>**コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス**:いずれも地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みのこと。

<sup>63</sup>**ベンチャー**: 新技術や高度な知識を軸に、大企業では実現しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業のこと。

<sup>64</sup>**ニッチ産業**:隙間産業とも呼ばれ、市場の一部で、特定の需要があるものの規模が小さいため、大手資本が手をつけないような市場を開拓し、商品やサービスの供給を行おうとするもの。

#### 主な事業(商工労働課)

事業名	事業内容
起業の普及啓発事業	商工関係機関等と連携し、起業活動に必要な情報提供や、セミナー
	の開催、情報交換の場づくりを行います。
起業活動支援事業	ゆめテクノ伊賀のインキュベーション機能を活用し、専門家等によ
	る相談・アドバイスなど起業活動の支援を行います。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
セミナー・情報交換の場(回)	18	20	22	25

#### 2. コミュニティビジネスの中間支援

### 現状と課題

少子・高齢化に対応するための新しい地域づくりの理念としくみが「伊賀市自治基本条例」では担保されていますが、一方で、住民自治活動はその範囲、主体、それぞれ独自性を有しています。共通点は、「公共」の役割などの一端を担うことにあります。また、地域住民が主体となって、ビジネス手法を取り入れて地域課題の解決を進め、地域で安定的・継続的に事業活動できることが重要です。

コミュニティビジネスに取り組み始める団体等が課題にぶつかったときに、相談・支援が必要です。しかし、ビジネスの専門分野すべての知識を市民活動支援センターの機能として揃えることは困難です。

#### 再生の視点(何を、どうする)

コミュニティビジネス支援、法人化の支援を行うため、まずは、市民活動支援センターが第一次的なあらゆる相談窓口の受け皿としての機能を持つことで、求められる知識等を持った専門機関などにつなぎます。

#### 施策の方向

コミュニティビジネスはあらゆる分野にまたがっていることから、これを支えるしくみとして、行政内での横断的なネットワーク組織の構築を行い、各分野の情報収集と共有を図るとともに、県やビジネス関係の専門機関とのネットワークを構築し、コミュニティビジネスに対する中間支援 65を行います。

<sup>&</sup>lt;sup>65</sup>**中間支援**: 多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会と NPO の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と NPO の仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートすること。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
団体等がコミュニティビジネスを始めた 件数(件)	団体がビジネス手法を取り入れて課題解決を進め、安定的・ 継続的に事業活動を進めている数	3	5

### 主な事業(地域づくり推進課)

事業名	事業内容
コミュニティビジネスの中	他団体のセミナーや研修会等の情報収集・提供、ニーズの多
間支援	いセミナーや研修会を企画し実施します。
	コミュニティビジネスに対する助成金や補助金等の情報の団
	体への提供、活動内容を広く広報するなどの情報発信を行い
	ます。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
セミナー、研修会の開催回数(回)	8	10	12	14

#### 3. 市民公益活動団体等の基盤強化支援

### 現状と課題

福祉、環境、まちづくりなどさまざまな分野において、ボランティア活動をはじめとした 市民公益活動団体等による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところで す。

市民公益活動団体等が地域社会の信頼を得て、自立的・継続的に活動を行うためには、団体の組織・事業・資金調達力等の基盤を強化することが重要です。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 広く市民に認められた活動となるためには、活動の内容はもとより、会計処理や情報公開等の透明性が大前提となり、公開することによって市民の信頼を得て、市民に育てられるものと考えます。
- ボランティア活動などの市民が行う自由な社会貢献活動に対して、健全な発展を促進するため、市民活動支援センターは、NPO法人格の取得等、団体の持続可能な活動ができるよう支援します。

### 施策の方向

市民活動団体が、安定的、継続的に活動を実施していけるよう、団体の組織・事業・資金調達力等の基盤の強化に向けた支援を行います。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
認定NPO法人件数 (件)	安定的、継続的な活動をしているNPO法人	0	5

## 主な事業(地域づくり推進課)

事業名	事業内容
組織運営力・事業開発力・	情報開示、情報発信、税務・会計、危機管理、IT等を活用
資金調達力等の向上支援	した組織運営、地域のニーズを先取りした事業開発、寄付金
	や助成金・融資などの多様な資金を得るために必要な能力の
	習得等、団体の活動基盤強化に向けた講習会や相談会等を実
	施します。

# 活動指標

活	動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
セミナー、研	「修会の開催回数 (回)	2	4	4	4

# 分野別計画

4。生活基盤

### 4-1

## 歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり

#### 1. 効率的で持続可能な都市構成をめざした制度づくり

### 現状と課題

人口減少、少子高齢化が進み、社会情勢も大きく変化するなか、これまでのような、拡大・成長に下支えされているまちづくりのシステムを見直し、理想的なまちの規模を維持できる都市構成にすることが求められます。

本市特有の自然環境や都市の姿を継承し、地域特性に応じた個性を活かしつつ、多様な連携と交流によって、市域全体を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図る必要があります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 将来の都市構造は、まちを大きく広げていくまちづくりではなく、高密度で効率的なコンパクトシティ 66の考え方に基づくまちづくりが行えるよう、上野地区の中心市街地とその周辺を広域的拠点として、また、各地域の日常生活の中心拠点である支所周辺を地域拠点として位置づけ、道路交通等で結ぶことにより、住み良さが実感できる、効率的で持続可能な「多核連携型の都市構成」をめざします。
- 上野・伊賀・阿山・青山の4つの異なる都市計画区域を1つの都市計画区域として設定することをめざし、将来的には、全市統一した土地利用制度の導入を基本として制度設計を進めます。

### 施策の方向

都市機能を充実させ、住み良さが実感できる、効率的で持続可能な多核連携型の都市構成 となるよう、都市計画区域の再編と土地利用管理手法の設定を行います。

### 成果指標

\_

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
都市計画区域の再編 <sup>67</sup> と区域区分制度 設計進捗率(%)	都市計画区域の再編と統一した制度設計 <sup>68</sup> の方針を決定し新制度発行に向けての取り組み指標	0	100.0

<sup>66</sup>**コンパクトシティ**:人口減少・超高齢社会などに対応し、安全で快適な生活を持続可能とするため、街の中心に人、施設、各種機能がまとまったまちのこと。

<sup>67</sup> 都市計画区域の再編:現存する上野、伊賀、阿山、青山の4つの都市計画区域を統合すること。

<sup>68</sup> **統一した制度設計の方針決定**:都市計画区域間で異なる制度となっている現状の課題を解決するため、 統一した土地利用管理制度を論議し方針決定すること。

#### 主な事業(都市計画課)

事業名	事業内容	
都市計画調査策定等事業	都市計画区域の再編と土地利用管理手法の設定を行います。	
伊賀神戸駅前周辺整備事業	県道上野名張線から交通結節点である伊賀神戸駅までの道路	
	拡幅及び歩道整備を行い、通勤、通学駅への円滑なアクセス	
	の向上と通過交通の安全確保を図ります。	

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
都市計画区域の再編と統一した制 度設計の方針決定(%)	0.0	50.0	80.0	100.0

#### 2. 快適で潤いある都市空間の形成と安全・安心の公園整備

### 現状と課題

市街地では、都市交通の骨格を成す街路整備や公園等の都市施設整備を計画的に行い、バランス良く配置することが必要です。とりわけ都市公園は、都市景観形成やレクリエーション、地域文化・歴史資産と一体となった観光施設の提供のほか、災害時の避難場所など、多岐にわたる機能や効果があります。

しかし、都市公園については、その多くの施設で老巧化が進み、適切な維持補修や更新が<br/>
困難になっているなど、根幹的な問題を抱えています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 市街地では、都市交通の骨格を成す街路整備や公園等の都市施設整備を計画的に行います。
- 都市施設については、重点的・効率的な維持管理と公園施設長寿命化計画 <sup>69</sup>に基づき施設の更新を行います。

#### 施策の方向

都市施設整備を計画的に進めるとともに、だれもが安全で安心して利用できるよう、施設の整備と適切な維持管理を行います。

<sup>69</sup>公園施設長寿命化計画:公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的に策定する計画のこと。

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
都市公園安全安心対	公園施設の改築・修繕・バリア		
策緊急総合支援事	フリー化 <sup>71</sup> についての整備指	55.0	80.0
業 <sup>70</sup> 進捗率 (%)	標		

### 主な事業(都市計画課)

事業名	事業内容		
しらさぎ運動公園整備事業	伊賀市防災計画に位置づけた地域防災拠点としての機能を持		
	つ「しらさぎ運動公園」の整備を行うことにより、地震や風		
	水害に対する防災機能の充実と、高齢者から子どもまでだれ		
	もが気軽に運動できる運動公園整備を行います。		
都市公園安全安心対策緊急	公園施設長寿命化計画に基づき、安全安心対策事業を計画的		
総合支援事業	に実施し、だれもが安全で安心して利用できる都市公園整備		
	を行います。		

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公園施設長寿命化計画に基づき、 改築・修繕を行った公園数(か所)	11.0	11.0	13.0	15.0

<sup>70</sup>**都市公園安全安心対策緊急総合支援事業**:公園施設の機能保全・向上対策による安全性の確保等、総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進するための補助事業名のこと。

用できる都市公園の整備を推進するための補助事業名のこと。
<sup>71</sup>**バリアフリー化**: 高齢者や障がい者などが生活しやすいよう、物理的、心理的な障壁(バリア)を取り除くこと。

### 3. 伊賀市らしい魅力ある景観を守り、活かす体制づくり

# 現状と課題

2005(平成 17)年6月に「景観法」が施行され、美しく、優れた景観を守り、つくることが市民と行政の責務となり、2006(平成 18)年 12月には、本市は三重県で初となる「景観行政団体 <sup>72</sup>」に移行し、景観法に基づく「ふるさと風景づくり条例」を施行しました。

しかし、中心市街地の空洞化や農山村地域における高齢化や農林業の後継者不足などにより、城下町のたたずまいや農山村風景といった本市らしい景観を守っていくことが難しくなりつつあります。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 景観に関する市民意識の高揚を図ります。
- 本市の魅力のひとつとして活用するため、自然風景や城下町の伝統・風格を活かした魅力ある景観形成をめざします。

# 施策の方向

景観に関する市民への啓発を図りながら、「伊賀市景観計画」で定める景観形成基準を もとに本市らしい景観の保全と形成を進めます。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
届出対象行為の適合 率(%)	届出対象行為のうち景観形成基 準に適合する行為内容の割合	88.0	100.0

# 主な事業(都市計画課)

事業名	事業内容
市街地整備推進事業	建築行為等に対し、伊賀市景観計画で定める景観形成基準へ
	の適合審査を行い、必要に応じ景観審議会や景観アドバイザ
	<ul><li>一の意見を求めながら景観の保全・形成を進めます。</li></ul>
街なみ環境整備事業	ふるさと風景づくり助成金交付要綱に基づき、城下町重点風
	景地区における建築行為等や景観形成対象物の補修・保全行
	為等に対し助成します。

# 活動指標

活動指標名平成 25 年度 (現状値)平成 26 年度平成 27 年度平成 28 年度市民に対する啓発回数(回)233

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup>**景観行政団体**:景観法に基づき、良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体のこと。 都道府県・政令指定都市・中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は知事との協議によ り景観行政団体となることができる。景観行政団体としてできることは、(1)景観計画の策定(2)景 観重要建造物、樹木の指定(3)景観協定の認可などがある。

### 4. 既存住宅の耐震診断・耐震補強の促進

# 現状と課題

新耐震基準を満たしていないと考えられる 1981 (昭和 56) 年以前に建設された住宅が、 市全体に 5 分の 2 以上あり、特に木造住宅に多く、東海、東南海、南海地震に備えて住ま いの耐震性の確保が課題となっています。

### ◆伊賀市木造住宅無料耐震診断事業

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
診断戸数 (戸)	30	51	50	53

資料:建設部建築住宅課:伊賀市木造住宅無料耐震診断事業

### 再生の視点(何を、どうする)

• 住まいの安全を確保するため、既存住宅について、耐震診断や補強に対する支援を図り、 耐震化を促進します。

# 施策の方向

市民の生命や財産を守ることができる安全性を確保するため、「伊賀市耐震改修促進計画」に基づき、新耐震基準導入(1981(昭和 56)年)以前の既存建築物、特に倒壊の危険性の高い木造住宅の改善を図るため、耐震改修の支援を図ります。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
住宅の耐震化率(%)	耐震補強等の進捗を表す	69.10	90.00

# 主な事業(建築住宅課)

事業名	事業内容
木造住宅無料耐震診断事業	1981 (昭和 56) 年 5 月以前に建設された木造住宅について
	無料で耐震診断を行います。
木造住宅耐震補強設計事業費	耐震診断判定書で 0.7 未満の評点を 1.0 以上にする補強計
補助金交付事業	画を作成するために補助を行います。
木造住宅耐震補強事業費補助	補強計画に基づき評点 1.0 以上となる耐震改修工事を実施
金交付事業	するために補助を行います。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
木造住宅無料耐震診断戸数(戸)	53	70	70	70
木造住宅耐震補強設計事業費補助 (件数)	14	20	20	20
木造住宅耐震補強事業費補助 (件数)	10	20	20	20

### 5. 市営住宅の建替・改善事業の推進

# 現状と課題

市営住宅ストック <sup>73</sup>は 1954 (昭和 29) 年から 2008 (平成 20) 年にかけて建設され、 公営・改良を合わせた総管理戸数は 45 団地 1,626 戸となっています。

多くの住宅で耐用年数が経過するなど老朽化が進み、更新の必要性が高まっています。また、耐用年数に達していない住宅においても設備の老朽化や床の段差など、高齢化対応としてのバリアフリー化がされていないなど、現在の生活様式に適合していない住宅の割合が増えています。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 耐用年数を経過する住棟は建替えや用途廃止を実施して住宅ストックを再構築します。
- 小規模団地については他の団地との統合化を図ります。
- 耐用年数の2分の1を目安に改善を実施します。

# 施策の方向

国の交付金事業制度を活用して、老朽化した市営住宅の建替・改善事業を推進し、市営住宅全体の再編整備に努めます。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
事業進捗率(%)	建替え・改善等の進み具合	0	10.15

# 主な事業(建築住宅課)

事業名	事業内容
市営住宅建替事業	既存住棟を除却し、現位置または新たな土地に住棟を建設し
	ます。
市営住宅改善事業	住棟の構造を維持しながら生活利便や安全性を向上させる改
	善を図ります。
市営住宅維持管理事業	市営住宅の効用を維持するため、計画的保全措置を図ります。
市営住宅統合(用途廃止)	土地及び建物の住宅用途を廃止し、入居者は他の団地等へ転
事業	居します。

# 活動指標

平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 活動指標名 (現状値) 市営住宅建替 (戸) 0 0 0 18 市営住宅改善(戸) 0 0 56 48 市営住宅統合(用途廃止)(戸) 43 0 0 0

<sup>73</sup>**住宅ストック**: ストックとは備蓄や在庫など、ある一時点に存在するものの意味で、住宅ストックといった場合、特に社会資産としての側面に着目した現存する住宅のことを指す。

# 市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の 流れが活発なまちづくり

#### 1. 市内幹線道路・生活道路の整備

# 現状と課題

本市の面積は 558km<sup>2</sup> であり、その中で国・県道が 43 路線、国・県道を合わせた延長は 356km、改良率は県管理の国道が 91.1%、県道が 64.8%となっています。

市道に関しては、4,511 路線、道路長は 2,240km で、改良率は 26.4%にとどまっています。(各数値:2013(平成 25)年4月1日現在)

本市の産業、文化等の交流を一層推進するためにも、市域を短時間で結ぶ道路網の構築や、日常生活区域内の道路交通安全対策などに課題があります。

### ◆市道改良率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市道改良率 <sup>74</sup> (%)	26.14	26.25	26.39	26.55

資料:建設部建設1課·建設2課

### 再生の視点(何を、どうする)

• 市民生活に密着した道路整備を進めます。

本市の広域的道路網整備及び地域振興の観点からの効果的予算投入を図ります。

# 施策の方向

幹線道路や都市計画道路など市内を結ぶ道路の整備・改良を進め、地域の交流や産業の活性化を図ります。

地域住民の生活道路であるその他の市道については、公共施設や救急病院へのアクセス道路の整備促進、狭あいな箇所や災害危険箇所の改良などを進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

# 成果指標

成果指標名指標の説明現状値 (平成 25 年度)目標値 (平成 28 年度)市道改良率(%)全体延長に対する改良済延長 比率26.5526.71

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup>**市道改良率**: 市道の全延長に対する改良済の割合。全幅員4m以上の道路を改良済みの道路としている。

# 主な事業(建設1課、建設2課、公共基盤推進課、都市計画課)

事業名	事業内容
社会資本整備総合交付金	地域交流を盛んにし安全で快適な道路ネットワークの整備を
事業	行います。

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市道の改良実績延長(m)	594,738	595,990	597,110	598,230

### 2. 道路環境の維持・向上

### 現状と課題

本市が管理する橋梁 1,706 橋のうち、2030(平成 42)年度には 75%の 1,285 橋が建設後 50 年以上となり、これらの橋梁を架け替えていくには膨大な費用がかかります。このため、国の社会資本整備重点計画に基づき橋長 15m以上の橋梁について、優先的に修繕工事を行うこととしています。

また、道路舗装についても、通行車輌の大型化や経年劣化により、舗装補修の費用が増加しています。

このため、道路構造物の点検・修繕等の予防保全対策を行い、ライフサイクルコストの縮減と構造物の長寿命化を図ることが求められています。

# 再生の視点(何を、どうする)

- 市民の日常生活に影響が大きい幹線道路の舗装修繕事業を、今後重点的に取り組みます。
- 橋梁等施設については、点検・修繕の保全対策を強化することにより長寿命化を図り、 ライフサイクルコストの低減をめざします。
- 工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減等の施策 を講じ、工事コストの着実な低減を図ります。

### 施策の方向

管理する道路舗装の実態を把握し、異常または損傷を早期に発見するとともに、計画的かつ効率的な舗装修繕を実施し、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保します。

今後老朽化する道路橋の急速な増大に対応するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保に努めます。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
橋梁修繕対策実施	15m以上の橋梁全体数に対す		
率 <sup>75</sup> (橋長 15m以上	る修繕合計比率	0.4	6.0
の橋梁) (%)			

# 主な事業(建設1課、建設2課、公共基盤推進課、都市計画課)

事業名	事業内容
橋梁修繕事業及び幹線市道	橋長 15m以上の橋梁について予防的な修繕や計画的な架け
の維持補修事業	替え及び幹線市道の舗装修繕事業の重点的取り組みを行いま
	す。

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
橋梁長寿命化計画により修繕予定				
である橋長 15m以上の橋梁の修	1	2	3	16
繕合計数(橋)				

### 3. 交通政策の計画的な推進

# 現状と課題

市内におけるバス交通などの公共交通機関は、市民の大切な移動手段としてその役割を担ってきましたが、自家用車への依存の高まりなどから利用者の減少傾向が続いているなど課題を多く抱えています。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 本市の交通政策を総合的かつ体系的にまとめ、課題解決にあたるため、新たな伊賀市交通計画を策定し、施策の遂行に努めます。
- バスや鉄道などの公共交通機関が、市民の移動手段として確保できるよう、公共交通を 取り巻く環境の変化に対応した、交通サービスの提供に取り組みます。

### 施策の方向

「伊賀市交通計画」の策定、計画に位置づけた施策の進行管理に努め、利用者である市民 や交通事業者などとともに、市の交通政策を適正、総合的かつ体系的に進めます。

<sup>&</sup>lt;sup>75</sup>**橋梁修繕対策実施率**:市が管理する橋梁のうち橋長 15m以上の橋梁 250 橋について、補修計画を作成し 緊急性の高い橋から補修を行う。実施率は計画している橋梁に対する補修済み橋梁の割合。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
交通計画施策の着手 率(%)	計画に位置づけた施策の着手率	96.2	98.0

# 主な事業(総合政策課)

事業名	事業内容
伊賀市交通計画推進事業	伊賀市交通計画のアクションプランに基づく各施策の進行管
	理、新たな計画の策定に取り組みます。
地域公共交通運営事業	公共交通の取り巻く厳しい環境に対応するため、バス等の乗合
	旅客運送の形態及び運賃、料金等について、道路運送法等に基
	づき協議を行います。

# 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交通計画協議会会議開催回数(回)	3	8	3	3

### 4. 安定的で持続可能な交通サービスの提供

# 現状と課題

本市の自主運行バスである廃止代替バスやコミュニティバス、行政サービス巡回車は、利用者の減少と運行経費の増加傾向、国及び県の補助制度の改正により、今後、市財政への負担増が懸念されています。

市民が移動に求めるニーズが多様化し、移動手段そのものの多様化が進んでいることから 自家用車への依存が高く、公共交通が果たす役割が十分に発揮されていない状況が続いています。

### ◆市内バス交通年間輸送人員

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
廃止代替バス(7 路線)(人)	200,301	183,471	165,495	163,186
行政バス (上野コミュニティバス、				
比自岐コスモス号、青山行政バス	140,151	127,500	117,288	112,845
を含む。)(人)				

資料:伊賀市、三重交通㈱

# 再生の視点(何を、どうする)

- 本市が自主運行する廃止代替バス、行政サービス巡回車、コミュニティバスは、利用実態や利用者のニーズを把握したうえで、安定的で効率的かつ適正な運行を図ります。
- バス交通の維持やサービス提供の妥当性に対する市民の積極的な関与を促すために適切な事業評価を行います。
- バス交通の維持や環境への負荷が少ない社会を構築するため、自家用車に過度に依存することがないよう市民一人ひとりが自発的に節度ある交通行動(モビリティマネジメント)ができるまちの実現をめざします。

### 施策の方向

安定的で持続可能な交通サービスの提供という視点に立って、市や地域をはじめとするそれぞれの主体が役割を果たし、移動手段の不足が社会参加への妨げとならないよう、市民の 生活交通を確保します。

# <mark>成果指標</mark>

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
上野コミュニティバ ス年間輸送人員(人)	上野コミュニティバス全系統 の年間輸送人員数	26,214	26,000
廃止代替バス年間輸 送人員(人)	廃止代替バス7路線の年間輸送人員	158,021	170,000

# 主な事業(総合政策課)

事業名	事業内容		
自主運行バス運行事業	本市が自主運行する廃止代替バス、行政サービス巡回車、コ		
	ミュニティバスについて、利用実態や利用者のニーズに合わ		
	せ、安定的で効率的かつ適正な運行を図ります。		
地域交通対策事業	公共交通利用不便地区などにおいて、住民の生活交通を確保		
	するため、地域などが自主的に運営する事業に対して支援し		
	ます。		

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
モビリティマネジメント推進にか かる市民意識啓発(市広報記事掲 載回数)(回)	12	12	12	12
行政バス及び廃止代替バス利用者 への利用促進啓発やヒアリング実 施回数(回)	2	2	2	2

### 5. 伊賀線の活性化及び再生

# 現状と課題

伊賀線は、本市も出資する伊賀鉄道株式会社により運営されていますが、沿線人口の減少 や少子高齢化、自家用車への依存の高まりにより利用者が減少し大きな損失を生んでいます。 また、鉄道事業存続のため、2016(平成28)年度まで近畿日本鉄道株式会社と本市により 運営支援を行うこととなっていますが、それ以降の方向性が定まっていないのが現状です。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 伊賀線については、今後、沿線のあらゆる主体が、伊賀線の存在価値や将来も本市のまちづくりに欠かせないインフラであるということを再認識し、沿線住民のマイレール意識 76のもとに利用をさらに促進します。
- 通学定期利用者に頼る輸送構造を転換し定期外利用者を増やすため、鉄道事業者等とと もに伊賀線の観光資源化に取り組みます。
- 鉄道の維持存続のため、関係者とともに伊賀線を支える最適なしくみの構築に取り組みます。

# 施策の方向

将来も伊賀線が地域に愛され、より必要とされ、みんなで支えられるよう、沿線の各主体や鉄道事業者等とともに活性化及び再生に取り組みます。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
伊賀線年間輸送人員 (万人)	伊賀線年間輸送人員	160	148

### 主な事業(総合政策課)

事業名	事業内容
伊賀鉄道活性化促進事業	第2次伊賀鉄道地域公共交通総合連携計画で位置づけた利用
	促進策等の実施や伊賀線の維持存続及び活性化再生に向けた
	運営支援等を行います。

### 活動指標

平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 活動指標名 (現状値) ギャラリー列車絵画等掲出枚数 1,193 1,200 1,200 1,200 (枚) 団体利用補助金利用者数(人) 1,636 2,100 2,100 2,100

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup>**マイレール意識**:鉄道の必要性と重要性を行政、関係機関、住民があらためて認識し、自ら地域の鉄道を守り育てていこうとする意識。

### 6. JR関西本線の近代化整備

# 現状と課題

JR関西本線については、整備促進団体等と連携し利用促進や要望活動等に取り組んでおり、他線区との接続の改善など現状での利便性の向上において一定の成果がありましたが、 懸案の亀山加茂間の電化については、鉄道事業者からは利用者が減少傾向にあり、現状では 投資に見合う利用がないとして具体的な進展がないのが現状です。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 引き続き、整備促進団体等と連携しながら、JR 関西本線の利用者増のための利用促進、 利便性向上と電化実現に向けた施策に取り組みます。
- 線区と沿線地域の活性化を図るため、誘客につながる需要喚起策や鉄道事業者と車両メーカーが開発している次世代型車両(自己充電型バッテリー車両)の導入実現、駅設備のバリアフリー化など新たな視点も取り入れ、粘り強くJR等関係機関へ働きかけていきます。

### 施策の方向

JR関西本線の未整備区間である亀山加茂間の線区及び沿線地域の活性化のため、高速性、 利便性の向上を図り幹線鉄道としての機能向上に向け、整備促進団体、鉄道事業者等と連携 しながら取り組みます。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
J R 関西本線年間輸 送人員 (柘植駅〜島ヶ	伊賀市内 5駅の年間乗車人数	63	65
原駅:万人)			

# 主な事業(総合政策課)

事業名	事業内容			
関西本線活性化促進事業	JR関西本線の亀山加茂間の電化等近代化整備や利便性向			
	上、線区及び沿線地域の活性化のための需要喚起策や次世代			
	型車両の導入実現に向け、整備促進団体、鉄道事業者等と連			
	携しながら取り組みます。			

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市内 J R駅を発着点としたウォーキングイベント参加数(人)	399	500	500	500
JRへの要望や協議等回数(回)	6	3	3	3

### 7. JR草津線及び近鉄大阪線の利便性向上、リニア中央新幹線建設促進

# 現状と課題

J R 草津線については、輸送力増強のため複線化に向け、整備促進団体と連携し利用促進 や要望活動等に取り組んでいます。しかし、利用者は伸び悩んでおり、鉄道事業者の新たな 投資を誘うには至っておらず具体的な進展がないのが現状です。

近鉄大阪線は、沿線人口の減少や生産年齢人口の減少により利用者の減少が続いており、 列車の減便や駅の無人化が進められています。

リニア中央新幹線は、建設の指示を受けた鉄道事業者により、建設に向けた手続が進められています。東京名古屋間を 2027 (平成 39) 年に先行開業、名古屋大阪間は 2045 (平成 57) 年に開業をめざすとしていますが、未だ名古屋大阪間の概略ルート及び駅の概略位置の公表がされていません。

### ◆市内鉄道路線年間輸送人員

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
伊賀鉄道伊賀線(千人)	1,919	1,829	1,723	1,639
J R 関西本線 (柘植駅〜島ヶ原駅) (千人)	663	651	647	625
近鉄大阪線(伊賀神戸駅〜西青山 駅)(千人)	1,174	1,107	1,080	1,041

資料:三重県統計書

### 再生の視点(何を、どうする)

- 引き続き、整備促進団体等と連携しながら、JR 草津線の利用者増に向けた利用促進施策
   や、利便性向上と複線化実現に向けた施策に取り組みます。
- 近鉄大阪線については、利用しやすいダイヤ編成など利便性の向上や駅設備のバリアフリー化など鉄道事業者に対し働きかけます。
- 国土の新たな大動脈として期待されているリニア中央新幹線は、災害に強い国土づくりに優位性のある三重・畿央地域の重要性の発信と合わせて、当市の将来にその建設効果が十分発揮されるよう、全線の同時開業、三重・奈良ルートの実現、県内中間駅の確定について、建設促進団体や関係自治体等と連携して関係機関に働きかけます。

# 施策の方向

都市部と直結し、他線とともに市内鉄道ネットワークの中で重要な役割を持つ JR 草津線や近鉄大阪線の利便性の向上に向け、整備促進団体や関係自治体と連携しながら取り組みます。リニア中央新幹線は全線の同時開業、三重・奈良ルートの実現、県内中間駅の確定について、建設促進団体や関係自治体等と連携して関係機関に働きかけます。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
市外への公共交通網が	まちづくりアンケート調査に		
充実していると思う割	おける「はい」「どちらかとい	14.6	20.0
合 (%)	えばはい」の回答率		

# 主な事業(総合政策課)

事業名	事業内容
鉄道網整備促進事業	JR草津線の複線化促進、近鉄大阪線の利便性向上、リニア
	中央新幹線建設促進等について整備促進団体、鉄道事業者等
	と連携しながら取り組みます。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
モビリティマネジメント推進にか かる市民意識啓発(市広報記事掲 載回数)(回)	12	12	12	12
携帯型乗継時刻表の作成及び配布 部数(部)	3,000	3,000	3,000	3,000

分野別計画

5。教育。人権

# 5-1

# あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重する まちづくり

### 1. 人権意識の高揚

# 現状と課題

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めてきましたが、依然として人権意識面での課題が解決されていません。

人権尊重の文化が息づくまちづくりのための取り組みが必要です。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 一人ひとりの人権意識を高めるため、人権学習会や人権講演会を開催します。
- 各地域・団体で自発的に学習会ができるよう環境づくりに努め、市民との協働による取り組みを進めます。

# 施策の方向

多様な人権課題に関する取り組みを充実させるとともに、市民の意識を高め、地域団体等を育成し、さまざまな人びとの参加や参画を得て、人権施策を効果的・効率的に進めます。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
人権問題地区別懇談 会の参加者数(人)	学習機会の提供	5,050	5,100

第2次伊賀市人権施策総合計画では2016 (平成28) 年度目標値を4,000 人としています。

# 主な事業(人権政策・男女共同参画課、生涯学習課)

事業名	事業内容
人権同和教育推進事業	公民館講座・教室において人権学習講座を開催するなど、あ
	らゆる機会をとらえた人権・同和教育を推進します。
人権啓発活動推進事業	人権講演会や人権フェスティバル、人権問題地区懇談会など、
	あらゆる機会を通じた啓発活動を推進します。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人権問題地区別懇談会の開催地区 数(地区)	110	110	120	130

### 2. 人権擁護と救済

# 現状と課題

社会では、いまなお部落差別をはじめとするさまざまな差別やいじめ、インターネット上の差別書き込み等の人権侵害が存在しています。さらに「福島差別 <sup>77</sup>」など新たに取り組むべき人権課題もあります。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 人権侵害の被害者に対して十分なフォローを行い、再び同じような人権侵害が起こらない社会のしくみをつくるため、法務局や県人権センター、関係機関との連携を密にし、 人権相談業務の充実・強化を図ります。
- インターネットモニター等を行い、早期発見、未然防止に努めます。

# 施策の方向

さまざまな人権侵害の発見や防止、人権に関する相談、偏見や差別意識などから生じる人 権侵害に対する救済・保護支援を進めます。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
人権相談の相談者数 (人)	相談受付件数	13	30

### 主な事業(人権政策・男女共同参画課)

事業名	事業内容
人権相談推進事業	支所単位で人権擁護委員による人権相談窓口を開設し、人権
	侵害の発見と防止、救済と擁護を推進します。

### 活動指標

活動指標名平成 25 年度 (現状値)平成 26 年度平成 27 年度平成 28 年度特設人権相談の実施回数(回)545454

<sup>&</sup>lt;sup>77</sup>福島差別:福島原子力発電所の放射能漏れ事故に伴う近隣住民や福島県民に対する差別。放射能汚染による風評被害などの問題を含む。

### 3. 非核平和の推進

# 現状と課題

2005 (平成 17) 年に非核平和都市宣言を制定しており、戦争体験者がごくわずかとなる今後、戦争の悲惨さを次世代に伝える必要があります。

# 再生の視点(何を、どうする)

● 核兵器のない平和な社会を築く機運を高めるため、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世へ と語り継ぐための取り組みを進めます。

# 施策の方向

全市的なパネル展を開催するとともに、「ひゅーまんフェスタ」の開催や広島平和記念式 典への中学生派遣を通じ、非核平和を通じた交流活動を進めます。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
戦争についての関心 や理解度(%)	ひゅーまんフェスタ参加者へ のアンケート	89.3	90.0

## 主な事業(人権政策・男女共同参画課、学校教育課)

事業名	事業内容
ひゅーまんフェスタ開催事業	市民が平和に関心を持つための学習の機会を提供します。
非核平和推進中学生広島派 遣事業	市内各中学校代表者を広島平和記念式典へ参加させるとともに、被爆体験講話の聴講や平和記念資料館見学を行います。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ひゅーまんフェスタ開催事業の実 施回数(回)	1	1	1	1

#### 4. 同和行政の推進

# 現状と課題

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題ですが、近年でも多くの被差別体験や生活実態の格差が存在することが明らかとなっており、依然として多くの課題が残されています。

### ◆根強く残る差別意識

当事者(部落) 責任論	寝た子を起こすな 論	他人事意識	結婚を反対する 意識	身元調査を肯定的 にとらえる人
21.4%	33.2%	28.1%	21.6%	24.3%

資料:2009(平成21)年11月 人権問題に関する伊賀市市民意識調査

# 再生の視点(何を、どうする)

同和対策審議会答申の精神を踏まえ、差別の実態がある限り同和問題の解決に向けて同和行政を推し進め、同和地区住民の基本的人権が保障された差別のない明るく住み良い社会の実現をめざします。

# 施策の方向

部落差別の解消に向けて、伊賀市同和施策推進計画に基づき、同和行政を総合的・計画的 に推進します。

### 成果指標

J.	成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)	
る学習の機能	司和問題に関す 習の機会や相談 会が保たれてい 感じる人の割合	まちづくりアンケート調査に おける「はい」「どちらかとい えばはい」の回答率	31.3	70.0	

### 主な事業(同和課、生涯学習課)

事業名	事業内容
やはたまちづくり事業	公営住宅等の住環境の改善を進めます。
隣保館事業の活性化	人権啓発の拠点としての人権同和問題に対する事業のほか、
	高齢者や障がいのある人などが安心して生活が送れるよう各
	種相談事業を継続し、地域のコミュニティーセンターとして、
	住民ニーズに応じた自立支援を図るとともに、各隣保館での
	地域交流事業を展開します。
教育集会所事業	地域における教育活動や相談活動のほか、人権同和教育の推
	進と人権啓発の機関としてさらなる機能の強化に努めます。
児童館事業	健全な遊びを提供することで健康を増進し、情操を豊かにす
	るとともに、保護者会、子ども会等の地域組織活動の育成を
	図ります。

# 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人権同和教育研究協議会(市 同研)加入者数(人)	1,600	1,630	1,670	1,700
教育集会所交流事業参加者数 (人)	80	80	80	80
地域交流事業の開催回数(回)	15	15	15	15

### 5. 人権教育リーダーの育成

### 現状と課題

地域を拠点とした人権啓発・教育を推進するとき、その中心者となる人材が不足している のが現状であり、市民の態度や行動に影響を与える人権教育リーダーの育成が必要です。

## 再生の視点(何を、どうする)

● 学校教育との連携を図り、人権同和教育を通した小・中学生の交流を促進するとともに、 高校生・青年を含めた、次世代の人権リーダーの育成を推進するため、人権・同和教育の 研究・啓発に取り組みます。

# 施策の方向

児童生徒や市民に対して体系的な学習会を開催し、人権教育リーダーの育成をめざします。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
人権大学講座延べ受 講者数(人)	地域の人権リーダーの育成	628	1,300

# 主な事業(人権政策・男女共同参画課、生涯学習課)

事業名	事業内容
人権教育リーダー育成事業	学力の向上と同和問題に対する認識を深め、主体的に行動で きる人間育成に努めます。また反差別に取り組む実践力を養 うため、人権教育リーダーの育成を図ります。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人権大学講座(連続講座)の実施 回数(回)	3	3	3	3

# 5-2

# 女性がより一層活躍できる男女共同参画の まちづくり

### 1. あらゆる分野における男女共同参画

# 現状と課題

国と比較すると、本市の女性はいろいろな役職に登用されることについて消極的であるという傾向が見られ、現在の状況が普通であるととらえてしまっていることが懸念されます。 男性の意識改革と合わせて、政策・方針決定過程及び各種役職への女性の登用を推進し、 女性の参画意識を高めることが必要です。

### ◆審議会等への女性の登用状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
審議会等委員の女性登用率(%)	29.6	30.4	31.4	30.5

資料:人権生活環境部人権政策・男女共同参画課調査

## 再生の視点(何を、どうする)

● 女性の参画意識を高めるために、女性のエンパワーメント <sup>78</sup>や女性リーダーの育成に力を入れます。さらに女性を登用するしくみをつくり、活躍する場を確保します。

# 施策の方向

男女が対等な社会の構成員として、ともに責任を担うために、あらゆる分野において、女性が男性とともに積極的、主体的に参画することを促します。

# <mark>成果指標</mark>

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
審議会等への女性委員の登用率(%)	政策・方針決定過程への女性参画の割合	30.5	40.0

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup>**エンパワーメント**:一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけること。

# 主な事業(人権政策・男女共同参画課)

事業名	事業内容
政策・方針決定過程への女	政策・方針決定過程への女性の登用・参画を促進するととも
性の参画拡大	に、地域においても性別に関係なく、だれもが参画できるよ
	う努めます。
女性リーダー養成事業	女性が社会のあらゆる場面で能力が発揮できるようエンパワ
	ーメントを高めるための講座を開催し、女性リーダーを養成
	します。養成後は、人材バンクに登録し、リーダーの登用を
	推進します。
男女共同参画ネットワーク	ネットワーク会議会員が主体となって行うフォーラムの実行
会議の活動の充実	委員会や研修等の活動を通して、地域活動の核となる人材を
	育成します。

# 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
女性リーダー養成連続講座修了生 延べ人数(人)	56	78	100	100

### 2. 男女の人権尊重

# 現状と課題

性別による雇用形態の格差や固定的役割分担意識については大きな改善は見られず、また、 社会問題となっているDV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメント <sup>79</sup>の相談件数は増加の一途をたどっています。これらの問題は人権意識の欠如やそれを 容認する社会環境により生じます。

市民や事業者に広く啓発するとともに、教育を通じて人権意識を育み、環境を変えていくことが必要です。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 男女平等・男女共同参画の意識づくりを普及・啓発するため、講演会や男女共同参画センターにおいて講座等を開催します。
- 学校・保育所(園)における男女共同参画の教育を推進します。

# 施策の方向

性別や年齢、家庭環境や社会的な立場などにかかわらず、どのような場面でもひとりの人間として尊重される社会をめざします。

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup>**セクシュアル・ハラスメント**:性的な言動による嫌がらせ行為のこと。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
男女共同参画に関す る講座等の参加者数 (人)	講座等参加者の増減を示す	1,020	1,100

# 主な事業(人権政策・男女共同参画課)

事業名	事業内容	
男女共同参画講座開催事業	男女平等・男女共同参画意識を広く市民や事業者に浸透させ	
	るため、啓発・学習の機会を提供します。	
男女共同参画センター情報	市民ボランティアスタッフの企画編集による情報紙「きらき	
紙の発行	ら」を発行し、市内配布による啓発を行います。	
女性法律相談事業	困難を抱える女性に対して相談窓口を開設し、法的知識や助	
	言を提供します。	

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
男女共同参画に関する講座等 の開催回数(回)	14	14	14	15
女性法律相談の実施回数(回)	12	12	12	12

### 3. ワーク・ライフ・バランスの推進

# 現状と課題

今後少子高齢化が進み、労働力不足が懸念されるなか、女性の能力の活用が必要とされています。しかし、生活費の確保は男性、家事・育児・介護は女性が担っていることが多い現状から、女性はライフステージの変化に影響を受け、仕事を続けづらい状況にあります。そのため、男女がともに仕事を続け、仕事以外の場面でも豊かな生活が送れるように、仕事と家庭生活の調和を推進していくことが必要です。

### 再生の視点(何を、どうする)

● ワーク・ライフ・バランス <sup>80</sup>を推進するために、行政・企業・市民とともに、その支援 策の充実に努めます。

<sup>&</sup>lt;sup>80</sup>**ワーク・ライフ・バランス**: ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすいしくみをつくること。2007(平成 19)年 12月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

# 施策の方向

心豊かなゆとりある生活を送るために、だれもが仕事と家庭生活の両立を可能にする支援を行います。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
子育てや介護が男女 を問わずできるよう な雰囲気や環境があ ると思う市民意識の 割合(%)	まちづくりアンケート調査に おける「はい」「どちらかとい えばはい」の回答率	17.6	30.0

# 主な事業(人権政策・男女共同参画課)

事業名	事業内容
事業者に対する両立支援推進事業	事業者に対し、育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤 務時間の短縮など、仕事と生活の両立支援にかかる制度の定 着及び利用促進を、企業訪問やセミナー開催により働きかけ
	ます。
男性の家事自立をめざす講	男性向け料理教室など男性が生活面の技術を習得するための
座開催事業	講座を開催します。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
両立支援推進・啓発のための訪問 企業数(社)	168	180	180	180
両立支援のための公的サービスの情報提供(回)	2	4	4	4

# 5-3

# 将来を支える子どもたちが充実した教育を 受けられるまちづくり

### 1. 個性を伸ばし、夢を追い求められる教育を推進する体制づくり

# 現状と課題

到達度診断調査(CRT)や全国学力・学習状況調査結果を分析し、授業改善に取り組んできました。2013(平成25)年度の全国学力・学習状況調査結果では、小学校における正答率は全国とほぼ同じ状況であり、「知識」「活用」とも取り組みの成果が現れてきています。中学校における正答率は全国に比べて低い状況があり、「知識」「活用」ともに課題が見られました。また、「家庭学習の時間」「携帯電話やゲームの時間」など、児童生徒の生活習慣において全国と比べて課題があることが明らかになりました。

2007 (平成 19) 年 4 月に「人権同和教育基本方針」を策定し、部落差別の解消なくしては人権の確立はないという基本理念を明らかにし、人権・同和教育を推進してきました。 2011 (平成 23) 年度に実施した「伊賀市同和問題に関する教職員意識調査」結果から、多くの教職員は同和問題解決に向けた認識や姿勢を身につけているものの、地域の人権啓発に活かしていくことに対しての不十分さや若い世代の指導に対する自信のなさが明らかになりました。

ニートやフリーター<sup>81</sup>、新卒者の早期離脱傾向等が社会問題になっているなか、子どもたちは社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。

## 再生の視点(何を、どうする)

● 「学力向上プロジェクト委員会」を開催し、改善計画を作成するとともに、各学校において「授業改善」、「安心して学べる環境づくり」に取り組みます。

- 「家庭学習の手引き」を活用し、家庭や地域とともに学力向上に向けた取り組みを進めます。
- 同和教育の理念や成果をもとにした人権・同和教育の充実を図る各年代に応じた学習機会を提供します。
- 教職員の同和教育に対する正しい認識を深め、部落差別を撤廃するための自らの責務を 自覚し、同和教育に取り組む実践力を身につけるための学習機会への参加を促進します。
- 小中学校の連携を進め、地域とともに、発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

\_

<sup>81</sup>**フリーター**: 定職に就かず、アルバイトやパートで生計を立てている人(但し学生と主婦を除く)。厚生労働省では、「年齢 15 歳から 34 歳、卒業生であって、女性については未婚の者とし、さらに①現在就業している者については勤め先における呼称がアルバイト・パートである雇用者、②現在無業の者については家事も通学もしておらずアルバイト・パートの仕事を希望する者」と定義している。

# 施策の方向

一人ひとりが確かな人生観を持ち、心豊かで健やかに成長する教育を推進します。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
将来の夢や目標を持っている児童生徒の 割合(%)	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)における「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」割合	小学校 6 年 90.3 中学校 3 年 72.2	小学校 6 年 100.0 中学校 3 年 100.0

# 主な事業(学校教育課)

事業名	事業内容
特色ある学校教育推進事業	学力の向上、人権・同和教育の充実、キャリア教育 <sup>82</sup> の推進、
	地域の特色を活かした学校(園)づくりを推進します。
教職員研究研修事業	学校(園)教職員の指導力向上に向け、研修・研究会を実施
	します。

# 活動指標

平成 25 年度 活動指標名 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 (現状値) 学力向上プロジェクト委員会(学 力向上改善研修会を含む)開催回 5 5 5 4 数(回) 人権・同和教育の充実を図るため の各年代に応じた研修会開催回数 5 5 5 5 (回) キャリア教育の一環として、職場 見学、職場体験を実施した学校数 35 35 32 32 (校) 研修講座の参加人数(延べ人数) 750 800 800 800

<sup>0</sup> 

<sup>&</sup>lt;sup>82</sup>キャリア教育:児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育。

### 2. 望ましい学校教育環境を提供する体制づくり

# 現状と課題

学校は、児童生徒などが一日の大半を過ごす場であり、生きる力を育むための施設として 重要な意義を持っています。また、学校施設は地域の拠り所となっており、災害時には避難 所としての役割を果たしています。

このため、良好な学習環境の充実や、安全で安心な学校施設の整備が必要です。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 学校施設の中で、耐震度の低い校舎棟及び屋内運動場について耐震補強工事等を行います。
- 良好な学習環境を確保するため、老朽化に伴う施設改修や、普通教室等への空調設備の 整備を行います。

# 施策の方向

安全・安心で快適な学習環境を推進するため、教育環境の充実を図ります。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
校舎及び屋内運動場 の耐震化率(%)	耐震性が確保されている棟数 の割合	88.4	100

# 主な事業(教育総務課)

事業名		事業内容
耐震補強工事		耐震度が不足している学校施設の補強工事等を行います。
空調施設整備事業		小学校の普通教室に空調施設の整備を行います。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
耐震補強・改修工事実施棟数(棟)	1	0	2	5

### 3. 適正な学校規模を推進する体制づくり

# 現状と課題

少子化が進むなかで、児童生徒数は年々減少しており、小規模な学校が増加しています。 子どもたちがより多くの人とかかわり、そのかかわりの中からさまざまな考え方や多彩な 物事のとらえ方を学び、人として持っているあらゆる可能性を伸ばすためにも、複式学級編 成の解消を図る必要があり、また、学校の活性化を図るためにも一定の学校規模が必要です。

### 再生の視点(何を、どうする)

● 子どもたちにとってより良い教育環境を提供するため、校区再編による学校統合を進め ます。

# 施策の方向

適正な学校規模を実現するため、校区再編による学校統合を関係する地域の合意と参画により進めます。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
複式学級編制校数 (校)	複式学級編制がある学校数	7	3

## 主な事業(教育総務課)

事業名	事業内容		
上野北部地区小学校区再編	長田小学校と新居小学校、三田小学校と丸柱小学校(諏訪地		
計画	区)を統合します。		
上野西部地区小学校区再編	花之木小学校と花垣小学校、猪田小学校と古山小学校を統合		
計画	します。		
阿山地区小学校区再編計画	河合小学校、玉滝小学校、鞆田小学校、丸柱小学校(丸柱・		
	音羽地区)を統合します。		

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
校区再編検討協議会等会議開催回数(回)	53	50	11	11

# 生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり

### 1. 生涯学習活動の推進

# 現状と課題

社会環境が急速に変化し、精神的な豊かさや自己実現を求める傾向が強まっている今日にあって、市民の学習意欲はますます多様化・高度化しています。また、情報化が進むなかで地域との関係が希薄になりがちな若者や中間層にある世代の社会参画やまちづくりへの参加が望まれています。

だれもが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、生きがいを持つことや仲間づくりを行い、豊かな人生を送ることを望んでいます。

生涯学習活動を始めるための機会として、「適切な曜日や時間・場所で開かれること」、「魅力ある講座、教室が開かれること」、「一緒にやる友達や仲間がいること」などの意見があり、身近で多様なニーズに合わせた対応が望まれています。

### ◆今後、生涯学習活動に参加する意向

	ある	機会や条件 が整えば 始めたい	どちらとも いえない	無い	無回答
生涯学習活動に参加する意向(%)	45.2	29.1	15.1	8.2	2.4

資料:伊賀市生涯学習推進大綱アンケート 2011 (平成23) 年度

### 再生の視点(何を、どうする)

- 生涯学習推進大綱を指針とし、生涯学習の総合的・計画的な施策の推進を図ります。
- 地区公民館からの情報発信を充実させるとともに、生涯学習センターを公民館の生涯学習活動や生涯学習の情報発信拠点と位置づけ、学習や交流の場としてネットワーク機能を充実させ、市民が参加しやすい体制を整えます。
- 市民への学習啓発と推進体制の充実に努め、地域・家庭の教育力を活性化し、子どもから大人まで幅広く学習できる場を提供します。さらに若者や中間層にある世代に配慮した活動環境の提供に努めます。

### 施策の方向

生涯学習セミナーなど各種の講座、学習会を開催し、多様な学習機会の提供に努め、地域・ 家庭の教育力の向上を図るとともに、生涯学習活動への意識を高めます。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
生涯学習セミナー内容についての満足度(%)	満足度が上がることにより、受 講者数が増加する	49.0	58.0

# 主な事業(生涯学習課)

事業名	事業内容
生涯学習推進事業	生涯学習セミナーの開催など市民の学習意欲に応えた学習の
	機会を提供します。
社会教育推進事業	社会教育委員を委嘱し、生涯学習計画や各種事業への助言を
	受けるとともに、家庭教育の充実を図ります。
成人式開催事業	成人式式典を開催し、祝い激励するとともに新成人自らが社
	会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加できる場
	の提供を行います。
生涯学習施設維持管理事業	栄楽館の施設管理や活用事業の委託を行うとともに、適正な
	修繕を行い施設活用の充実を図ります。

# 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生涯学習セミナー受講者数(人)	167	175	190	200

### 2. だれもが利用しやすい図書館の充実

# 現状と課題

上野図書館は駐車場が少なく、図書を開架する場所や閲覧する場所も狭い状況です。また、 貴重な地域資料を多数所蔵していますが、十分な活用に至っていません。

5つの公民館図書室がありますが、図書館サービスに地域間格差が生まれています。

## ◆上野図書館入館者数・貸出利用者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
上野図書館入館者数(人)	103,777	101,354	93,987	90,499
上野図書館貸出利用者数(人)	55,426	57,366	55,238	58,392

資料:2013 (平成25) 年度 図書館要覧

# 再生の視点(何を、どうする)

- 将来の人口規模や既存の公民館図書室に考慮し、すべての人が利用しやすく心が潤うような、安全・安心でユニバーサルデザインによる新たな図書館の整備を行います。
- 貴重な歴史的郷土資料は今後も集積し、デジタル化して原資料を保存しながら、郷土学習への活用と次世代への継承を図ります。
- 公民館図書室を上野図書館の分館と位置づけ、身近な図書室で図書館と同様のサービス を受けられるようシステム連携や配送サービス、相談業務を充実させます。
- 業務の一括委託など効率化に努めます。

### 施策の方向

どの世代の市民もこれからの地域のありようを市民自らが決定するため、判断材料となる 情報・資料の拠点づくりを推進します。

### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
図書貸出冊数(冊)	蔵書を増やし、市全域に均一化 した図書サービスを行い図書 館を利用しやすくすることで 貸出冊数が増加する	274,738	300,000

# 主な事業(上野図書館)

事業名	事業内容
新図書館整備事業	有識者や図書館関係者にとどまらず広く市民の意見が反映さ
	れた施設の整備を行うとともに、利用者の倍増と運営の効率
	化をめざす新たな図書館の整備を行います。
図書館ネットワーク構築事	公民館図書室を上野図書館の分館と位置づけて、どこに住ん
業	でいても近くの図書室で読みたい本の貸出・返却ができる均
	一した図書館サービスを行います。
図書館活動充実事業	市民が読書に親しむ環境をつくり、貸出冊数を延ばす取り組
	みを行います。

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
図書利用カード登録者数(人)	33,403	33,700	34,500	35,500
図書蔵書冊数(冊)	277,177	278,000	279,000	280,000

#### 3. 子どもの読書活動を推進するための体制づくり

# 現状と課題

子どもの活字離れや読書離れがあります。また、図書館の指標となる蔵書冊数や貸出冊数は同規模自治体に比べて低い状態です。

「伊賀市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校等と協力して、子どもの 読書活動を推進してきました。この取り組みにより、子どもの読書活動の重要性が理解され、 読み聞かせやお話し会などの読書活動に親しむ機会が増えてきましたが、小学生、中学生、 高校生と学校段階が進むにつれて読書時間、読書量が減少する傾向にあることなど、今後も 引き続き対応すべき課題は残っています。

### ◆子どもの不読率

項 目	小学生	中学生	高校生
ーか月に1冊も本を読まない小・中・高校生の割合(%)	7.9	20.4	47.9

資料:第二次伊賀市子ども読書活動推進計画 2012 (平成24) 年度アンケート結果

## 再生の視点(何を、どうする)

- 子どもたちの成長に応じた読書習慣の定着を図り、自ら進んで読書に親しめるよう、伊 賀市子ども読書活動推進計画を推進します。
- ボランティアの協力を得ての読み聞かせの実施や読書に親しむ環境づくりを行うととも に、学校図書館との連携に努めます。
- 分館を含め図書館の資料の充実を図り、新鮮で魅力ある図書館づくりを進めます。

### 施策の方向

家庭や上野図書館・図書館分館、学校等のそれぞれの場所において、また、それらが連携 し合うことで、子どもが自然に本に親しむ環境を整え、自ら進んで読書に親しめるよう取り 組みます。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
児童書の貸出回数	読み聞かせの回数が増えることにより、児童図書の貸出冊数	101,858	110,000
(冊)	が増える		

### 主な事業(生涯学習課、上野図書館)

事業名	事業内容
読み聞かせボランティア育	市内で活動する読み聞かせボランティアグループを対象に学
成・支援事業	習会などを行い、ボランティアグループの育成・支援に取り
	組みます。

# 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
読み聞かせの開催回数(回)	183	185	185	185

### 4. 青少年健全育成を推進するための体制づくり

# 現状と課題

社会構造の変化などにより、地域の結びつきや連帯意識の希薄化が顕著となり、青少年を取り巻く環境を変容させ、非行の低年齢化や凶悪化、いじめなどが大きな社会問題となっています。

地域社会のつながりを深め、家庭、地域による子どもや若者への見守り活動の推進など、 対応すべき課題が残っています。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 家庭における教育力を向上させるため、養育、教育等に関する相談体制の充実や家庭教育の充実を図ります。
- 家庭・学校・地域・企業・市が連携し、次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ります。
- 子育てや子どもの健全育成の指針となる「輝け!いがっ子憲章」や家庭、地域、学校、 企業、市それぞれの行動計画を広く市民に啓発します。さらに、青少年の非行防止活動 や社会環境浄化活動の展開を図り、社会規範の維持向上をめざします。

# 施策の方向

次代を担う子ども・若者は、自他ともにかけがえのない存在であり、自ら進んで社会参加できるよう、家庭・学校・地域が連携した青少年の健全育成の取り組みを支援するとともに、 青少年の安全確保と健全育成のための環境づくりを促進します。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
伊賀市青少年育成市 民連絡会議推進大会 参加者数(人)	推進大会参加者の増減を示す	206	300

### 主な事業(生涯学習課)

事業名	事業内容
放課後子ども教室推進事業	放課後に空き教室等を利用し、市民の参画による学習やスポ
	ーツ、地域での交流活動など子どもの居場所を提供します。
青少年健全育成事業	「輝け!いがっ子憲章」の啓発を行います。
	家庭・学校・地域が一体となった青少年の安全確保と健全育
	成のための環境づくりを促進します。また、青少年育成団体
	の活動を支援し、心身ともに健康で、豊かな未来に希望を持
	った青少年の育成を推進します。
青少年センター事業	市内の児童生徒や未成年者への街頭補導活動や相談活動、環
	境浄化活動を行うことによって青少年の非行防止や青少年犯
	罪を防止します。

### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
伊賀市青少年育成市民連絡会議推 進大会開催回数(回)	1	2	2	2
輝け!いがっ子フォトコンテスト の応募数(点)	71	60	70	80

### 5. 公民館活動の活性化と育成

# 現状と課題

公民館においての高齢者や子どもたちを対象とした講座等は定着してきていますが、中高年の講座への参加が少ない状況にあります。また、各公民館間の情報交換が少なく、市内全域でのサークル活動の連携が進んでいません。さらに、地域公民館の老朽化や講座室等の利用形態など、施設に対する課題があります。

公民館分館機能を持つ市民センターでは、地域コミュニティ活動が行われ、生涯学習活動の目的が一定達成されてきていますが、全市に及んではいません。また、学習活動への取り組み方にも地域差があるなど、活動に対する課題があります。

### 再生の視点(何を、どうする)

- 新規参加者、特に中間年齢層(30代~50代)の参加について、アンケート結果等から、 ニーズに合った新規教室を開設し、サークル活動の育成に結びつけます。
- 市民や地域住民が学ぶ機会を身近にできるよう情報の収集、発信機能を充実させるとと もに、地区公民館の施設整備や、指導体制の整備を進め、公民館活動の充実を図ります。
- 市民センターの自治センター化に伴い、地域の自治活動の拠点としての機能を持たせ、 各地域において自主的な学習活動を行えるよう整備を進めます。
- 公民館での学習活動への取り組み指導や地域活動に対する支援の整理を行い、地域ニーズに合わせた運営を図ります。

# 施策の方向

社会環境の急速な変化のなかで、精神的な豊かさや自己実現を求める傾向が強まっており、 市民の学習に対する意欲はますます多様化、高度化しています。なかでも、活動に参加しづらい年代や子育て世代からは、活動時間や場所、子どもとの参加などワークライフバランスの一助となる生涯学習や、コミュニティ活動と生涯学習の連携による事業推進などが求められているため、生涯学習活動の拠点となる公民館活動を活性化させ、情報発信や事業連携などを積極的に行い学習ニーズに合わせた事業の推進を図ります。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
地区公民館施設利用 回数(回)	公民館活動指導者を育成する ことで、公民館活動の活性化が 図れる	3,259	5,000

# 主な事業(中央公民館)

	事業名	事業内容
	公民館活動推進事業	各地区公民館が実施主体となり、子どもから高齢者まですべ
		ての市民を対象に、定期講座や講演会、展覧会、芸能発表会
		等を開催するとともに、サークル活動の支援や図書室の利用
		促進にかかる事業を行います。
		また、学ぶ機会の周知を図るため公民館活動、サークル活動
		などの情報について多様なメディアを活用し発信します。
		市内の各地区市民センターや地域における公民館活動の指導
		者養成や事業の見直しを行い、公民館活動の活性化と推進を
		図ります。

	活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公民館活動 催館数(館	加指導者育成研修会等開 官)	3	4	5	6

# 分野別計画

6。文化・地域づくり

# 文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり

#### 1. 多文化共生施策の充実と推進体制の整備

## 現状と課題

1990(平成2)年の出入国管理及び難民認定法(入管法)の改正以降、外国人住民の増加、定住化が進むなか、日本語能力の不足、生活習慣の違いや理解不足等により、さまざまな課題が顕在化しています。

外国人住民が地域社会に適応し、地域社会の構成員として、互いの違いを認め合う、多文 化共生のまちづくりをめざす必要があります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 多文化共生社会を推進するため、その理念や施策の方向性を明確にするとともに、日本 人住民と外国人住民が一緒に地域社会をつくることができる環境づくりを進めます。

## 施策の方向

さまざまな分野を越えて多文化共生施策を充実させるとともに、外国人住民が地域の一員として参画できる体制づくりと共生社会を推進していく拠点づくりを進めます。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
外国人住民が住んで よかったと感じる割 合 (%)	外国人住民アンケートの割合 (※2014 (平成 26) 年度から 実施)	-	50.0

## 主な事業(市民生活課)

事業名	事業内容		
多文化共生推進事業	生活相談をはじめ、新規転入者に対して生活オリエンテーシ		
	ョンを実施します。また、外国人集住都市や関係団体と連携		
	して、多文化共生社会を推進します。		
多文化共生拠点施設整備事	共生社会を推進していくために、情報共有や市民交流の拠点		
業	施設の整備を推進します。		

## 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活オリエンテーションの実施 (回/年)	162	200	200	200
出前講座開催数(回/年)	0	1	2	3

# 文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり

#### 1. 豊かな感性を育む文化・芸術意識の高揚

## 現状と課題

市民が芸術文化に接する機会として、市民美術展覧会や市民文化祭などを開催していますが、市民美術展覧会では若者の出展数が少なく、また、市民文化祭では、限られた参加者や入場者であることから、文化の裾野の拡がり、芸術・文化意識の高揚が図られていない状況です。

#### ◆市民文化祭の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市民文化祭入場者数及び出演者数 (人)	4,831	5,531	3,382	2,724
市民美術展覧会一般応募点数 (点)	202	192	207	136

資料:主催記録

## 再生の視点(何を、どうする)

文化芸術にふれる機会や発表する機会を通じて、参加者はもちろん、多くの市民が楽しく交流でき、担い手の育成につながる文化振興事業となるよう、実施方法の改善に取り組みます。

## 施策の方向

市民に気軽に文化・芸術にふれる機会や外部の芸術家などの参画による交流機会を、活動団体などと連携し、提供するとともに、文化芸術活動の担い手の育成を進め、地域の文化活動の裾野を拡げる取り組みを推進します。

また、本市にゆかりのある芸術家を活用し、文化水準の向上等に向けた取り組みを図ります。

## 成果指標

	成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
' -	民美術展覧会応募 数(人)	一般応募数	136	160
市」	民文化祭参加者数 人)	入場者数及び出演者数	2,724	3,500

## 主な事業(文化交流課)

事業名	事業内容
文化振興事業	市民美術展覧会や市民文化祭をはじめとした、各種文化関連
	事業を開催し、参加者相互の文化意識を高め、それらにふれ
	ることにより新たな活動者の発掘や育成を進めます。

## 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
運営委員会開催数(回)	2	2	2	2
市民文化祭開催延べ日数(日)	14	14	14	14

#### 2. 市民の身近で充実した文化施設

## 現状と課題

市民の文化芸術活動の拠点となる施設は、文化芸術作品などを収集・保存する機能や広く活用できる展示空間が乏しい状況です。

## 再生の視点(何を、どうする)

● それぞれの文化施設の特性や機能を考え、市民が気軽に文化芸術作品にふれることができる魅力ある施設づくりに取り組みます。

## 施策の方向

将来の文化芸術活動における潜在的活力を生み、地域振興につながるよう、文化施設の改善に取り組みます。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
文化施設の来館者数 (人)	芸術文化普及振興事業の入場 者数	10,279	18,000

## 主な事業(文化交流課)

事業名	事業内容
文化施設の改善	文化芸術活動の活性化や、質の高い文化芸術作品などにふれ
	られるよう、収集・保有を含め、広く活用できる展示空間が
	備わる施設への改善に取り組みます。

## 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
魅力ある文化施設に向けた検討会 開催数(回)	1	3	3	3

#### 3. 芭蕉翁を核とした地域づくりの継承

## 現状と課題

これまで、「芭蕉祭」や「しぐれ忌」など、芭蕉翁の顕彰事業に取り組んでいますが、献 詠俳句の応募数が減少傾向にあり、芭蕉翁の功績や俳句に対する市民各層の思いが伝承され ていないところがあります。

芭蕉翁を顕彰する拠点である芭蕉翁記念館は、建設後 50 年が経過し、施設の老朽化に加え、展示や収集機能での問題が表面化してきており、その役割を十分果たしていない状況です。

#### ◆芭蕉祭の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
芭蕉祭献詠俳句応募数(句)	42,662	40,111	40,246	34,355

資料:主催記録

## 再生の視点(何を、どうする)

- 芭蕉翁の生誕地である伊賀市民として、翁の顕彰を次世代に引き継ぐため、市民自らが 知り、学ぶ機会を通じて、積極的に参加する顕彰事業の展開と、芭蕉翁の生誕地での投 句がより魅力的に感じる情報発信の仕方やイメージアップを図ります。
- 芭蕉翁の顕彰と俳句文芸やまちなか周遊の拠点となり、人づくり、まちづくりにつながる新たな文化創造拠点施設として、新芭蕉翁記念館の建設に取り組みます。

## 施策の方向

松尾芭蕉翁の功績を称え顕彰していくとともに、次世代を担う子どもたちに俳句の楽しさを伝えるよう取り組みます。また、関係団体や地域などとともに、芭蕉翁生誕 370 年の節目に実施する事業をきっかけとして、芭蕉翁を核とした交流事業や新たな文化創造事業などの継続を図ります。

新芭蕉翁記念館は、芭蕉翁の功績や俳句、さらには俳文学全般を楽しくわかりやすく紹介する施設とします。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
芭蕉祭献詠俳句応募 数(句)	一般・児童・生徒の部献詠俳句 応募数	34,355	40,000

## 主な事業(文化交流課)

事業名	事業内容			
芭蕉翁顕彰と俳句普及事業	多くの市民の参加のもと、伝統ある「芭蕉祭」「しぐれ忌」を			
	はじめとする諸行事など、松尾芭蕉の功績や俳句・連句に対			
	する理解を深め、伝承が図られるよう取り組みを進めます。			
俳句のくにづくり拠点施設	芭蕉翁の顕彰と俳句文芸の振興やまちなか周遊の拠点とし			
整備事業	て、俳諧資料等を収集・保存・展示し、調査研究・情報提供			
	を行う新しい芭蕉翁記念館の整備に取り組みます。			
	あわせて、国内外への俳句の普及とともに芭蕉生誕地として			
	本市をPRします。			

## 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
芭蕉翁顕彰事業開催数(市主催) (回)	3	4	4	4

#### 4. 歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ

## 現状と課題

伊賀は、いにしえより東西文化の接点となった地域であり、独特の歴史と文化を形成して きましたが、社会情勢や生活様式の変化によりこうしたものが失われようとしています。

こうした本市の歴史や文化財について、市民共通の財産として大切に保存し将来へ引き継いでいくとともに、地域の魅力として再発見し、郷土を愛する心を醸成していかなければなりません。

また、市の将来を考えるには、市が各時代においてさまざまな課題にどのように取り組み、 どのように解決して来たか、といった来歴をより深く理解することが大切です。

#### ◆文化財件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市内にある指定文化財と登録文化 財の合計件数(件)	432	438	445	450

資料:教育委員会文化財課

## 再生の視点(何を、どうする)

- 伊賀市史の編さんや伊賀市の文化財冊子を刊行するとともに、収集した資料を次世代に 引き継げるよう適切に保存・管理することに努めます。
- 文化財の適切な保存を図るため、調査による文化財指定・登録を推進するとともに、指 定文化財の保護と活用、民俗文化財の保存・伝承に努めます。
- 埋蔵文化財の保護のため、開発事業者との協議を進め、効果的な発掘調査を行い、的確かつ正確な記録・保存に努めます。
- 国史跡伊賀国庁跡の公有化を進めるとともに、上野城跡をはじめとする史跡を保存しつつ、その整備を進めます。

## 施策の方向

これまで受け継がれてきた本市の歴史について、市民の協力を得ながら『伊賀市史』としてまとめ後世に伝えます。あわせて、貴重な文化財を次の世代に引き継ぐため、文化財に対する理解を深め、保護する心を育て、文化財を通して郷土への誇りや愛情に結びつくよう、文化財の調査、保存、伝承並びに活用に努めます。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
『伊賀市史』の販売数 (冊)	『伊賀市史』各巻の販売数	1,770	2,600
文化財施設への入館 者数(人)	伊賀市所有の主要文化財施設 への年間入館者数	24,369	24,600

#### 主な事業(総務課、文化財課)

事業名	事業内容
伊賀市史編さん事業	本市の歴史を古代から現代まで概観することができる『伊賀
	市史』(全7巻)を刊行し、本市の歴史的魅力を発信します。
史跡等文化財保存整備事業	史跡としての文化財の価値をより高めるために整備や修理を
	行います。
伊賀国庁跡公有化事業	伊賀国庁跡の史跡範囲を公有化し、歴史公園の整備計画を策
	定して、史跡整備を行います。
史跡等文化財環境整備事業	伊賀国庁跡や伊賀国分寺跡、御墓山古墳などの草刈り等環境
	整備を行います。
歴史まちづくり事業	歴史的風致維持向上計画の策定、認可に取り組み、計画に従
	って、歴史的なまちなみ等の保存整備を図ります。
文化財調査・保存事業	埋蔵文化財は発掘調査による記録保存を図ります。一般文化
	財は調査により記録化を図り、保存すべきものを指定・登録
	します。

## 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
『伊賀市史』発巻数(累計/巻)	4	5	6	7
文化財(史跡)の修復や整備の進 捗率(%)	80	89	100	100
新たな文化財の発見数(累計/件)	458	471	487	492
伊賀国庁公有化済面積(累計/㎡)	14,889	20,922	24,272	24,272

#### 5. だれもが気軽に楽しめるスポーツの振興

## 現状と課題

少子高齢化に伴う高齢者スポーツの拡大や、市民の健康への関心が高まるなかで、市民の スポーツ活動に対するニーズは多様化しています。

さまざまな世代に即したスポーツ教室の開催や各種スポーツ大会の開催、また生涯スポーツの場、地域間交流の場としてのスポーツ施設の効率的な管理を進めることが必要です。

#### ◆体育施設利用者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市体育施設利用者数(人)	322,260	319,954	321,608	342,589

資料:企画振興部スポーツ振興課

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 多様なニーズに応えるため、マラソン大会をはじめとする各種イベント及びスポーツ教室の充実、スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の推進並びにスポーツフェスティバルの種目見直し等により、市民が参加しやすい体制を整えます。
- 自ら行う「する」スポーツとともに、「観る」スポーツによる地域振興のため、魅力ある全国規模のスポーツ大会の誘致に努めます。
- 既存体育施設の統廃合を進めるとともに、ニーズに合わせた施設整備と効率的な管理に 努めます。

## 施策の方向

子どもからお年寄りまで、だれもが気軽にスポーツを楽しむことができ、健康づくりや地域の一体感を育む事ができるスポーツ活動を推進するとともに、より利用しやすい施設の整備と効率的な管理に努めます。

# 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
参加者数(人)	スポーツフェスティバル・マラ ソン参加者のうち市民参加者 数	4,234	5,000

# 主な事業(スポーツ振興課)

事業名	事業内容
スポーツ活動の促進事業	シティマラソンやスポーツフェスティバルなどスポーツイベントや、各種スポーツ教室の開催を行います。また全国規模のスポーツ大会の誘致を進めます。
スポーツ施設整備事業	市内の体育施設の統廃合を進めるとともに、2021(平成 33) 年三重国体に向けた施設整備を行います。

# 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
スポーツフェスティバル・マラソン大会開催数(回)	3	3	3	3

# 地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍する まちづくり

#### 1. 市民活動支援機能等の充実

## 現状と課題

人口の減少、経済状況の悪化、超高齢社会の到来などにより、今後はより一層地域活動の 担い手を確保することが難しくなります。

地域の担い手の育成等を支援する機関として「市民活動支援センター」が設置されており、 地域活動を支援するさまざまな事業を実施しています。

しかし、2013 (平成 25) 年4月に実施しました「市民活動支援センターに関する調査」では、当センターが抱えるさまざまな課題が明らかになっており、現状の支援センターの運営方法、人員体制、予算では支援センターが持つ本来の目的や役割を十分に発揮することができないため、実績・ノウハウ・ネットワークを活用して利用団体・関係機関との連携を図るなど、市民活動支援センターの機能強化が必要となっています。

## 再生の視点(何を、どうする)

中間支援をミッションとする団体の育成を図ることにより、多様な主体が協働・連携し 市民活動の支援を行う社会をめざします。

## 施策の方向

地域福祉、子どもの健全育成、自主防災、地域防犯、環境美化、景観づくりなど、地域の さまざまな課題を解決するため、市民活動支援に関する総合的な窓口として支援体制の構築 を図ります。

## 成果指標

成果指標名 指標の説明		現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
市民活動支援センターへの登録件数(件)	市民活動支援センターを有効に活用するため	144	160

#### 主な事業(地域づくり推進課)

事業名	事業内容
市民活動支援総合窓口事業	市民活動支援センター等と他の市民活動を支援する機関と協
	働・連携事業を実施します。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
他のセンターと協働支援した件数 (件)	0	10	20	30

#### 2. 地域の人材育成の促進

## 現状と課題

担い手となる人口が減少するなかであっても、増え続ける地域課題や、地域課題の多様化が進むなかで、地域活動の力や重要性はますます大きくなっています。

農業分野については、高齢化などにより、林業分野については、木材価格の低迷などから、 担い手や後継者が不足しています。

商工業分野においても、人材の確保・育成は地域産業を振興するうえで重要な課題であり、 後継者や新たな担い手を発掘し人材育成を図る必要があります。

### 再生の視点(何を、どうする)

- まちづくりを推進する担い手となる人材の発掘や、育成を促進します。
- 農林業経営の安定化を図るとともに、担い手や後継者の育成を促進します。
- 商工業の成長に必要な人材の確保と定着を図るため、地域産業の魅力を発信するとともに、産業技術の伝承や雇用に結びつく人材育成を促進し、地域産業を支える人づくりを進めます。

## 施策の方向

地域の人材育成については、人がいてこそ地域づくりが展開し、最終的には人づくりが重要な課題であるという考えのもとに「地域をつくる人」を育てるため、地域住民にさまざまな情報を提供する場や、地域リーダーの養成支援を行います。あわせて、地域外からの移住や地域間交流による担い手の確保を進めるためのしくみをつくります。

農林業の人材育成については、農林業の6次産業化により職種の拡大を促進するとともに、技術習得にかかる支援や担い手の確保などの推進方策を検討し、担い手の育成を促進します。

商工業については、関係機関と連携して、企業や事業所内での人材育成への取り組みの促進や、若年者や高校生などを対象とした職場体験の受け入れを推進するとともに、地域産業を担う企業・事業所等の紹介や魅力を発信する取り組みを促進します。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
インターンシップの	市内の地域産業を支える地元		
受け入れ企業・事業所	企業・事業所によるインターン	251	300
数 (事業所)	シップの受け入れ		

## 主な事業(地域づくり推進課、農林振興課、商工労働課)

事業名	事業内容
人材育成支援	関係機関と連携し、地域へのさまざまな情報提供や地域リー
	ダーの養成を行います。
人材育成推進事業	関係機関と連携し、企業・事業所内での人材育成事業に関す
	る情報提供とインターンシップ事業の推進を行います。
移住・交流推進事業	地域外からの移住や地域間交流についての情報発信・受け入
	れ窓口の機能をつくります。また、移住の受け皿となるよう、
	空き地や空き家を活用できるしくみづくりを進めます。
事業所情報発信事業	事業所に対して事業所情報発信システム伊賀パートナーネッ
	トへの加入を促進し、事業所データベースにより、企業等の
	魅力や特徴を広くPRします。

# 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
インターンシップの開催数(回)	3	3	3	3

## 地域活動や市民活動が活発なまちづくり

#### 1. 協働意識の醸成

## 現状と課題

協働のまちづくりには、「市民と行政の協働」と市民がお互いの理解をもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働」があります。また、支援についても行政が住民自治協議会や市民活動団体などに行う支援だけでなく、企業や市民活動団体が他の市民活動団体などを支援することも協働のまちづくりでは重要なことです。

本市では、住民自治協議会と自治会の役割や位置づけを見直し、地域組織と行政の関係をもとに、地域課題の解決に向けて補完性の原則に基づき、行政事務の一部を地域組織で実践するなど、住民自治を先駆的に実施してきました。しかし、予想を上回る少子高齢化の進行や市民の価値観の多様化などにより、コミュニティの力が弱くなりつつある地域や、住民自治協議会においても担い手の確保などが難しくなりつつある地域も出始め、地域の祭りなどを地域や市民自らが行うことが難しくなってきている状況です。

一方、環境や福祉、子育てなどを担う非営利の市民活動団体も増えてきました。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 公共は行政が担うという行政意識からの脱却の契機ととらえ、市(行政)は、企業や市 民活動団体等との協働により、柔軟性・専門性・先駆性などにふれることで職員の意識 改革を促し、業務の見直しや透明性の向上など行政改革を進めます。
- 市民に対し、自治活動や市民活動への理解を一層進め、自らが地域を構成する主役という意識を啓発し、まちづくりや地域の催事などへの参画を促します。また、住民自治協議会をはじめとした地域組織や市民活動団体、行政が、それぞれの役割を認識し、地域の課題解決に向け主体的に取り組む環境づくりを進めます。

#### 施策の方向

市民主体のまちづくりを発展させていくため、市民一人ひとりが、さらに自治活動や市民 公益活動等への理解を一層進め、自らが地域を構成する主役ということを意識してまちづく りに参加できる環境をつくります。

協働意識を高めるため、行政職員の意識改革を進めるとともに、協働のまちづくりを意識した組織体制を整備します。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
ボランティアや市民 活動等に参加してい る市民の割合(%)	協働意識の醸成から、市民活動 に参加している市民の割合	27.4	30.0

## 主な事業(総合政策課、地域づくり推進課)

事業名	事業内容		
自治基本条例推進事業	市民・企業及び市職員への条例の周知と理解に努め、伊賀市自治		
	基本条例に基づく具体的な施策化を推進します。		
協働の環境づくり	市民活動支援センターの支援機能の強化や地域担当職員制度を充		
	実させることにより、住民自治活動やNPO活動を支援します。		

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市民活動支援センターでの相談件数(件)	80	90	100	110

#### 2. 協働によるまちづくりの推進

## 現状と課題

本市では、「伊賀市自治基本条例」に基づき、補完性の原則に則り、だれもが自由に参加でき、地域の課題解決や魅力ある地域づくりのための協議と実践の場として、住民自治組織の設置が進み、住民自治協議会と自治会の役割や位置づけを見直しました。

今後、自主自律した民主的な運営による住民自治の確立をめざして、「地域まちづくり計画」に沿った活動や運営が進められるとともに、NPOや行政など他団体との協働によるまちづくりが進められるよう、市民活動支援センターなどが必要な支援や環境づくりを行いながら地域自治を推進することが課題となります。

#### ◆市民公益団体の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市民活動支援センター登録団体の	69	93	130	144
推移	(21)	(24)	(37)	(14)

資料:市民活動支援センター(())内は、当該年度の新規登録団体数)

#### 再生の視点(何を、どうする)

少子高齢化や地域の担い手不足、相互扶助の意識低下、経済の低迷などの社会情勢の変化で、子育て・介護・環境・防犯・防災など地域の課題や市民ニーズの複雑・多様化に対応するため、多様な主体が公共を担う市民主体のまちづくりをめざします。

## 施策の方向

市は各支所の地区別計画に基づき、地域住民が自らの決定と責任のもと、地域の特性に合ったまちづくりが活発に実施できるよう支援を行います。また、地域を支える多様な主体がそれぞれの特性を活かした、協働によるまちづくりの取り組みを広げていきます。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
地域活動支援事業の	地域を支える多様な主体が課		
協働事業ができた件	題解決のためにまちづくり活	1	5
数(件)	動ができている。		

## 主な事業(地域づくり推進課)

事業名	事業内容
地域振興推進事業(仮	支所単位の地区別計画に基づき地域の特性に合ったまちづくりを支
称)	援します。
地域活動支援事業	市が定める課題等に対して、住民自治協議会やNPO等が企画し、
(協働促進支援)	市と協働する事業及び民間団体どうしの協働事業を公募し、支援し
	ます。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地域活動支援事業の行政の公募件 数(件)	4	6	8	10

## 3. 住民自治協議会の支援体制づくり

## 現状と課題

今後のまちづくりは、地域住民が主体となった活動が重要となることから、住民自治協議会などの地域組織やボランティア団体、NPOなどがそれぞれの特性を活かしてまちづくりに取り組むことで住民自治による地域社会が実現します。

生活者の視点で施策の展開を図るためには、地域に最も身近な支所の支援のしくみを整えることが課題です。

## 再生の視点(何を、どうする)

● 自主自律した住民自治の確立をめざすため、地域による民主的な運営により、地域まちづくり計画に沿った活動や運営が進められ、地域と行政がそれぞれ自立した対等なパートナーとして地域の発展に連携・協力するしくみを整備・充実します。

## 施策の方向

住民自治活動を支援するため、財政支援、横断的な行政組織体制や地域担当職員制度、市 民活動支援センターと連携しながら地域自治を推進します。あわせて、市民と市の情報共有 や、市民と行政が一体となって生活者の視点で施策の展開を図ります。

#### 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
地域まちづくり計画 の達成度(%)	自主自立した住民自治の確立 をめざすための地域まちづく り計画に沿った活動や運営が 進められている割合	-	30.0

## 主な事業(地域づくり推進課)

事業名	事業内容
地域包括交付金の見直	行政が地域に出している縦割り補助金を整理し交付金の財源とす
U	るとともに、選択業務のメニュー化を行います。
地域担当職員制度	全職員が住民自治の認識を持つとともに、各住民自治協議会に、
	活動を支援するための支援職員のしくみを作ります。

#### 活動指標

活動指標名	平成 25 年度 (現状値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地域担当職員数(人)	9	76	76	76

#### 4. 自治センター化の体制づくり

## 現状と課題

行政の地域窓口として設置している地区市民センターを、今後、住民自治の活動拠点である「自治センター」としていくためには、地域が主体となった運営管理にすることが課題です。

また、老朽化が進んでいる地区市民センターについては、改修が必要となっています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 行政の地域窓口として設置している地区市民センターを、住民自治の活動拠点の自治センターとするため、しくみの整備を進めます。
- 老朽化が進んでいる地区市民センターについては、改修等整備を行います。

## 施策の方向

行政の地域窓口として設置している地区市民センターについて、住民自治の活動拠点となる自治センターとして、指定管理者制度 83の導入をめざします。

また、老朽化が進んでいる地区市民センターについては、整備計画を策定し、整備を行います。

## 成果指標

成果指標名	指標の説明	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 28 年度)
地区市民センターを 指定管理した件数 (件)	自主自立した地域が主体となって運営管理を行っている。		38

## 主な事業(地域づくり推進課)

事業名	事業内容
于不订	子术 Ju
地区市民センターの自	地区市民センターについて、指定管理者制度を導入し、各住民自治
治センター化	協議会に受託できるよう進めます。
第三次地区市民センタ	老朽化が進んでいる地区市民センターの箇所別・順位づけを行い整
一整備計画	備を進めます。

## 活動指標

+++1

<sup>-</sup>

<sup>83</sup>**指定管理者制度**: 2003 (平成 15) 年 6 月 13 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律(2003 (平成 15) 年法律第 81 号)により創設された制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。

# 計画の推進

再生計画では、基本構想における3つの基本政策を6つの分野に再編し、具体的な政策・施策を記載しています。

伊賀市の再生に向けて、各分野の政策・施策を進める上で、 「市政への市民参加」や「行財政改革」の考え方が必要不可欠 であり、各分野にわたり必要となる「しくみ」や「手段」を、 「計画の推進」として取りまとめています。

なお、計画の推進については、「伊賀市自治基本条例」のもとで、透明かつ公正で開かれた市政運営を進めることを基本にしています。

# 7-1 市政への市民参加の推進

# 7-1-1 地域内分権の推進

#### 1. 多様な主体で担う公共のしくみづくり

## 現状と課題

本市では、合併に伴い「伊賀市自治基本条例」を制定しました。

市内各地域では、この条例に基づく住民自治協議会などの地域団体やボランティア団体、NPOなどが、より良い地域づくりのために活発に活動しています。しかし、条例制定後10年を経過することから、これまでの問題点を洗い出し、時代に合った条例へと進歩させていくことが必要です。

また、国では、これまでの「新しい公共」から、「自助・共助・公助」の連携のなかで、 特に「共助社会」と「共助づくり」を進めるため、特定非営利活動法人や自治組織、企業な ど多様な主体の参加を促すしくみの検討が進められています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

● 限られた財源や職員数のなかで、多様化・複雑化する市民ニーズに的確・迅速に対応するため、多様な主体で担う「共助社会」として、補完性の原則に基づく分権型のまちづくりを促進します。

#### 施策の方向と主な事業(総合政策課)

「伊賀市自治基本条例」に基づき、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政など地域を支える多様な主体が、お互いの自発性や自主性、責任や役割を尊重し、相互に理解を深めながら対等な立場でまちづくりを進めることができるよう、協働を推進するしくみの整備・充実を図ります。

事業名	事業内容
伊賀市自治基本条例の見直	自治基本条例推進会議において、これまでの問題点などを分
U	析し、伊賀市自治基本条例の見直しの検討を行います。
(仮称)伊賀市協働推進指	伊賀市自治基本条例に基づき、多様な主体がそれぞれの役割
針の策定	を認識し、連携・協力したまちづくりを推進するための基本
	的な指針として策定します。

#### 2. 地域内分権を支える支所機能の充実

## 現状と課題

本市では合併に際し、「狭域有効・広域効率」をめざし、「小さな本庁・大きな支所」を指向しましたが、実際には行財政改革の必要性から職員数を減らす必要があり、効率化を優先したため、支所も人的規模を縮小してきました。しかし、今後は人口減少や少子高齢化の進展など、地域を取り巻く環境が厳しくなることが予測されるなか、これまで以上に、地域特性に応じた魅力的な地域づくりのため、支所の機能を充実することが求められています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

● 行政のしくみや組織について、市民の身近なところで行われる住民自治活動を支援して いく視点で見直します。

#### 施策の方向と主な事業(市政再生課、総務課、地域づくり推進課)

地域内分権を進めるため、地域振興や自治活動の支援など、支所が担う業務を整理し機能の充実を図るなど、行政組織の横断的な支援体制の整備や、支所の地域振興支援の強化など、 地域の特性に応じた住民自治活動の支援体制を整備します。

また、市は各住民自治協議会が策定した「地域まちづくり計画」を尊重した、各支所単位 の地区別計画を策定し、地域住民が自らの決定と責任のもと、地域の特性に合ったまちづく りが活発に実施できるよう支援を行います。

事業名	事業内容
地域支援事業 (仮称)	地域振興の担当職員を配置するなど、住民自治活動の支援や
	地域課題の解決に取り組みます。
地域振興推進事業(仮称)	地区別計画を策定し、地域の特性に合ったまちづくりを支援
	します。

## 7-1-2 情報共有と市民参加

#### 1. 情報化と広報機能の充実

## 現状と課題

市民の知る権利を保障し市政の円滑な推進を図るため、広報紙、行政情報番組、ホームページや、フェイスブックといったソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を媒体として、行政情報を提供しています。

行政の情報発信機能のひとつであるケーブルテレビは、市内に二つの実施主体があり、情報を一元的に発信することが難しい状況となっています。

ブロードバンドネットワーク <sup>84</sup>の進展とともに情報機器の高性能化、多機能化など情報 通信技術の普及などによって、情報通信技術の利活用環境が格段に高まっています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 市民にとって見やすく、必要な情報が得やすいような広報発信の充実に努めます。
- 市民が等しく情報を受けられるよう、情報共有の機会均等を図ります。
- 本市の魅力や特徴を全国に広く情報発信し、文化、産業、観光等の振興に努めます。
- 常に進化する情報通信技術を有効活用し、行政サービスや行政情報を市域にまんべんなく提供できるように努めます。

<sup>84</sup>**ブロードバンドネットワーク**: 広い帯域幅という意味で、高速・大容量のデータ通信を可能とするネットワークサービスのこと。

## 施策の方向と主な事業(広聴情報課)

情報通信技術の利活用により必要な行政情報や行政サービスを市民が等しく受けることができるよう、情報通信環境の整備を促進します。また、広報いが市、ホームページ、SNSなどの多様な広報メディアやさまざまな手法により、効果的に市内外に向けた情報発信・情報収集を行います。

事業名	事業内容
行政情報の発信	広報紙の配布や行政情報番組の放送により、市政に関する情
	報提供を行います。
行政情報の機会均等	ケーブルテレビへの加入促進を図るとともに、情報提供手段
	の均等化を促進します。
情報公開・個人情報保護業	行政情報を公開することにより、知る権利を保障し、市政へ
務	の市民参加を促すことや個人情報の適正な取り扱いにより、
	個人の権利や利益を守ります。
市民への効果的な広報のあ	いわゆる「情報弱者」を含めたすべての市民への事務事業や、
り方の検討	防災などの情報提供のあり方について、総合的な検討を行い
	ます。
(仮称)ふるさとサポータ	本市の知名度やイメージの向上を促し、本市のファンづくり
ー制度の導入	を活発化させ、さらに市の魅力を市民と共有するため、本市
	に関心を持ち、応援していただける市内外の人びとを募集す
	るしくみづくりを進めます。
市政情報・地域情報の	市政の情報や地域の情報を提供できるしくみや手法につい
整理・提供	て、検討します。

#### 2. 市民参加の促進と広聴機能の充実

## 現状と課題

伊賀市自治基本条例に基づき、市の基本的な政策形成過程における公正の確保や透明性の向上を図るため、市が策定する重要な計画等へのパブリックコメント <sup>85</sup>の募集や審議会等の公開を行っています。しかし、パブリックコメント結果において、意見の提出がない場合などが見られ、より一層の情報提供・共有が課題となっています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 情報共有と参加機会の設定により、市政・まちづくりへの市民参加を促進し、だれにも 開かれた透明性のある行政の実現をめざします。
- まちづくりへ市民の声を反映していくため、市民二一ズの把握に努めるとともに、市民 どうしの情報共有を促進します。

#### 施策の方向と主な事業(広聴情報課、地域づくり推進課)

計画策定の各段階への市民参加や、多様な立場の市民が気軽に意見交換や合意形成の場に参画できるよう、さまざまな場面で市民が市政や地域のまちづくりに参加する機会の充実を図ります。

また、市政や地域のまちづくりに参加するための情報をわかりやすく整理するとともに、 その情報を市民どうしが共有し、まちづくりに活用できるしくみづくりを進めます。あわせ て、多様な手法を活用し、市民からの意見・ニーズを聴き取る機会の充実を図ります。

事業名	事業内容
市民参加のあり方の見直し	審議会等の公募やパブリックコメント、説明会の開催だけで
	はなく、SNSなどの情報通信技術の活用を含めた、多様な
	双方向の市民参加のあり方について検討を進めます。
市民どうしの意見交換等の	市全体や地域における情報共有、意見交換、合意形成の機会
機会づくり	を設けるため、タウンミーティング <sup>86</sup> などの開催に努めます。
市民への効果的な広聴のあ	市の活動に対して直接的・間接的に影響の出る関係者を念頭
り方の検討	に据え、意見・ニーズを聴取する広聴機能のあり方について、
	総合的な検討を行います。

<sup>85</sup>**パブリックコメント**:行政機関が条例や計画などを制・策定するとき、その案を公表し、住民や事業者からの意見、情報、専門的知識を得て、公正な意思決定をするための制度。

<sup>86</sup> タウンミーティング:行政などが地域住民を集めて実施する対話集会のこと。

# 7-2 行財政改革の推進

## 7-2-1 財政の的確な運営

#### 1. 持続可能な財政運営の推進

## 現状と課題

2012(平成 24)年度末の市全体での元利を含めた借入金は、約 1,094 億円で、市民 1 人当たりにすると、約 113 万円の借金がある計算になります。

なお、地方交付税(普通交付税)については、現行制度(2013(平成25)年度)がそのまま継続された場合、2014(平成26)年度に合併算定替の特例期間の終了を迎え、その後段階的に減額され、2020(平成32)年度には、約30億円の減額となります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 将来の負担を少しでも減らすため、合併特例債を活用事業は必要最小限とし、プライマ リーバランス <sup>87</sup>を守ることで、借入金の総額を減らしていきます。
- 本市の再生に向け徹底した行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化を進め、持続可能な財政構造の構築をめざします。

#### 施策の方向と主な事業(財政課、市政再生課)

一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、簡素で効率的な財政運営をめざして、 市債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど、財政運営の改革に取り組みます。

事業名	事業内容
枠配分予算による予算編成	市の行政経営方針に基づき、各部(局)に財源配分を行い、
の分権化	各部(局)の経営理念のもとで、創意工夫による効果的な財
	政運営を進めます。
補助金等適正化事業	補助金等の点検・検証をゼロベースで行い、新規の補助金等
	についても3年間で見直し、効果的で適正な支出を行います。

-

<sup>&</sup>lt;sup>87</sup>プライマリーバランス: Primary Balance。基礎的財政収支。単年度の借金関連以外の財政収支。具体的には、「歳出から公債利払費や償還費を除いた支出」と「歳入から公債金収入を除いた収入」についての財政収支のこと。直接市民のために使われる支出と、市民が納める税金などからの収入のバランスを意味するもの。

#### 2. 自主財源の確保と負担の適正化

#### 現状と課題

地域経済の低迷、生産年齢人口の減少に伴い、市税などの自主財源が縮減していく見込みです。

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 自主財源の確保に向けて、市税の公平で適正な賦課徴収と使用料等の滞納整理を進める とともに、行政サービスの受益と負担の適正化を図ります。

#### 施策の方向と主な事業(収税課、市政再生課)

市税収納率の向上に向け、口座振替の推進やコンビ二収納による納付場所や納付時間の拡大を図り、また、通訳を兼ねた納税相談員の雇用を行うなど、あらゆる収納対策を講じ納税環境の充実に努めるとともに、市税や使用料等の債権の滞納額の縮減に取り組みます。また、行政サービスに関する受益と負担の適正化を図ります。

事業名	事業内容
債権回収方策の検討	一般事務では解決しない使用料等の債権回収について、法的
	処置を含めた回収・処分方策を検討します。
受益と負担の適正化に関	行政サービスの受益と負担の適正化に関する基本指針(仮
する指針(仮称)の策定	称)を策定します。

### 3. 市民の財産として継承する持続可能な公共施設マネジメント

## 現状と課題

本市の公共施設は、市町村合併前の施設がそのまま引き継がれ、類似施設を多く抱えていることや、建築後30年を経過した建物が多く、今後一斉に耐用年数を迎え、大規模改修または建替えが集中することとなり、現状のまま公共施設を維持しつづけることは、市の行財政運営に大きな負担となります。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 保有する施設は、ファシリティマネジメント<sup>88</sup>の考え方を取り入れ、未利用資産の売却 をはじめ、市有資産を計画的・効果的に利活用します。
- 公共施設の適正配置を行い、未利用資産の売却をはじめ、市有資産の計画的、効果的な利 活用を進めます。

<sup>88</sup>ファシリティマネジメント:経営の視点から、保有する資産の運用、維持などを最適化すること。

## 施策の方向と主な事業(管財課)

公共施設白書をもとに公共施設の最適化計画を策定し、施設の最適な配置と管理運営に努めます。

さらに、公共施設の総量の適正化と計画的な更新または修繕により、良質な施設や限りある財源を有効に活用するなど、適切な施設マネジメントに取り組みます。

事業名	事業内容
公共施設マネジメント事業	公共施設の適正配置と管理運営を行うため、最適化計画を策 定します。

## 7-2-2 **市民の期待に応えられる人・組織づくり**

#### 1. 住民サービスに資する職員育成のための人事制度構築と運用

## 現状と課題

市民が主役となり、地域が主体となった分権型まちづくりの時代を迎えている変革期にあって、多様化・高度化する市民ニーズに応えるため、職員には、前例主義にとらわれず、自ら考え、調査し、地域の実情に応じた柔軟な施策を立案実行できること、また、市民の安全・安心のために専門性が発揮できること、さらに、効果的・効率的な市民サービスを提供できることが求められています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

● 2006 (平成 18) 年 3 月に策定した「伊賀市人材育成基本方針」を検証し、時代の変革期に対応した人事制度・人材育成方法の構築を図り、職員の意識改革を進め、市民のニーズに、自ら考え、応えられる職員の育成を図ります。

## <u>施策の方向と主な事</u>業(人事課)

市民の期待に応えて良質な住民サービスが提供できる職員育成をめざし、採用、目標管理、人事評価、昇格試験、複線型人事、人事異動、給与、職員研修など、さまざまな人事制度の検証・構築・運用を進めます。

事業名	事業内容
職員研修の充実	OJT <sup>89</sup> を中心とした研修システムによる住民の行政需要に
	対応できる知識、能力向上のための研修を進めます。
人事評価による組織の活性	より客観性・透明性・公平性の高い人事評価制度を構築し、
化	処遇反映をはじめ、職員の意識改革、職員満足度の向上、組
	織の活性化などにつなげます。

#### 2. 行政組織のスリム化

### 現状と課題

市民ニーズの多様化・高度化への対応や、総合的な行政マネジメントによる効率的な行政 運営を行うため、行政組織のあり方を見直すとともに、組織のスリム化を進めることが求められます。

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 市民のニーズに的確・迅速に対応できるスリムな行政組織を構築します。

<sup>&</sup>lt;sup>89</sup>OJT: On the Job Training の略。職場での実務を通じて行う教育訓練。職場内研修。

## 施策の方向と主な事業(市政再生課、総務課)

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、施策の重点化 に沿った機動性重視の組織・機構を構築します。

事業名	事業内容
行政組織・機構改革による	政策を部に、施策を課に位置づけ、限られた行政経営資源
効率化	のなか、市の行政経営方針に基づいた自立した部の運営に
	より、政策・施策が推進できるよう組織機構の見直しを行
	います。

#### 3. 行政サービス機能の充実

## 現状と課題

市役所の複数の窓口で関連する手続きを行うため、庁舎内を何度も移動しなければならず、 待ち時間も長くなっています。

社会変化・ライフスタイルの変化により、市民の行政窓口サービスに対するニーズも「より便利に」「より親切に」「より丁寧に」など、求められる要件は多様にあります。

## 再生の視点(何を、どうする)

● 限られた財源と職員体制の中で、効率的なサービスのあり方を検討し、市民の視点に立った満足度の高い窓口サービスの提供に努めます。

#### 施策の方向と主な事業(住民課)

市民への接客対応やサービスを向上・評価することにより、市民満足度を高めます。

また、市民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、コンビニエンスストアでの住民票等各種証明書の交付を検討します。さらに、転入・転出等に関連する複数の窓口での手続き解消や待ち時間の短縮等により、市民サービスの向上を図るため、今後導入される社会保障・税番号制度の運用も見据えながら、総合窓口の実施について検討します。

事業名	事業内容
総合窓口化の推進	複数の窓口で行っている届出や申請等の手続きを専用の窓口
	に集約することにより、原則として1つの窓口で行うことが
	できるようにします。

## 7-2-3 行政の自立的な運営

#### 1. 自立的な市行政の運営

## 現状と課題

少子・高齢化の進行等による社会経済環境の変化により、市民の二-ズは多様化・高度化 する一方、市の財政状況は非常に厳しい状況が続くと見込まれています。

この状況のなかで行政需要に的確・迅速に対応していくためには、既成の概念にとらわれずこれまで以上に効果的かつ効率的な行政運営を実現することが必要です。

## 再<u>生の視点(何を</u>、どうする)

● 社会経済環境の変化による厳しい財政状況が続くことを踏まえ、評価と改善を中心としたマネジメントサイクル <sup>90</sup>により、限られた行政経営資源(ヒト・モノ・カネ)を有効に活用した総合的な行政運営をめざします。

#### 施策の方向と主な事業(市政再生課)

効果的・効率的で、かつさまざまな危機に対応できる市政運営をめざして、市の政策を推進するための新たなしくみや組織体制・組織運営のしくみの構築、外郭団体等の見直しなど、行政運営の改革に取り組みます。

事業名	事業内容
自立的な市行政の運営	行政総合マネジメントシステム <sup>91</sup> (仮称) を着実に運用し、効果的・効率的な市政運営を図るとともに、第三者機関の見直しや、行政活動におけるさまざまな危機にも対応できるリスクマネジメントの確立など、行財政運営の改革に取り組みます。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>90</sup>マネジメントサイクル: 事業を効果的に管理するための段階。主なもののひとつとしてPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善の循環)がある。

<sup>91</sup> **行政総合マネジメントシステム**:総合計画の実現に向けた政策・施策を効果的・効率的に進めるため、 行財政改革や行政評価の視点による進行管理を行い、予算や組織運営に反映させる総合的な行政運営の しくみ。

#### 2. 市庁舎の整備

## 現状と課題

本庁南庁舎については、建築後 48 年以上が経過しており、市民サービスの質や業務量が大きく変化してきたことにより、ロビーや執務室が手狭になってきています。また、施設の老朽化が進み、維持管理経費も増大しているうえ、近年の情報化対応にも支障をきたしています。

市の景観条例を遵守し、本市固有の自然、歴史、文化等を活かした個性豊かな伊賀らしい 景観づくりに寄与する必要があります。一方で、華美な要素を排除し、ムダを省いたコンパクトでスリムな市庁舎をめざし、建設に必要となる費用の抑制に努めなければなりません。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 本市の歴史や文化を踏まえ、景観に配慮するとともに、長寿命による社会情勢の変化に も柔軟に対応でき、利便性の高い市民に開かれた庁舎とします。
- 災害等の発生に備え、市域全体の防災拠点としての機能がしっかり果たせるようにします。

### 施策の方向と主な事業(管財課)

計画策定にあたっては、市民意見交換会やパブリックコメントを実施するなど、広く市民から意見や提案を聴き、計画に反映させます。

また、庁舎整備計画検討委員会における検討内容や、今後の基本設計・実施設計についても、いち早く情報を発信し、市民との情報共有を図ります。

事業名	事業内容
庁舎整備事業	庁舎整備計画に基づく、基本設計・実施設計業務については、
	庁舎を利用される市民や、執務を行う職員等の声を聴き、市
	民に開かれただれもが使いやすく、市民の安全・安心な暮ら
	しを支える防災拠点となる庁舎整備に取り組みます。

#### 3. 情報化による効率的な行政運営の実現

## 現状と課題

住民基本台帳など市民の皆様に直結する基幹業務にかかる情報システムは、2013(平成25)年5月31日、「行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称、マイナンバー法)が公布され、2016(平成28)年1月から同法に規定された業務で市が保有する特定個人情報の内部利用が可能となり、2017(平成29)年7月から国や地方自治体間で連携した特定個人情報の利用が開始されます。

多くの業務で書類等が省略できるだけでなく、転入時に他自治体にある所得情報などの照 会が即座に可能となるなど手続きの簡略化が期待されます。

#### 再生の視点(何を、どうする)

• 情報システムのマイナンバー法対応を契機に事務手続きの見直し、手続きのワンストップ化 92、総合窓口の導入など、機構改革や行財政改革の可能性を検討します。

#### 施策の方向と主な事業(広聴情報課)

国により進められている情報技術戦略に沿った市民本位の電子行政の実現をめざして、新たな手法を検討し、業務システムコストの見直しを進めますが、当面は、社会保障・税一体改革の基礎となるマイナンバー法に対応するため、法のスケジュールに沿って各業務システムの改修を進めます。

さらに、複雑化する情報提供ネットワークの中で、セキュリティが確保され個人情報が保護される情報ネットワーク環境の構築と、情報保護評価を進めます。

事業名	事業内容
情報通信技術を活用した行	市民の皆さんが情報通信技術の利活用により、必要な行政情
政サービスの提供	報や行政サービスが受けられるよう、今後導入されるマイナ
	ンバー制度の運用も見据えながら推進します。

0

<sup>&</sup>lt;sup>92</sup>**ワンストップ化**:一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように行政サービスを 設計すること。

#### 4. 広域的な連携による行政の運営

## 現状と課題

伊賀圏域全体の振興を図るため、圏域を構成する名張市と、住民票自動交付機の設置や農業共済事務、ごみ処理など、一部事務組合で広域行政を進めていますが、圏域全体の振興に向けて、地域医療や消防の広域化など、広域的な課題の検討を行っています。

人やモノの流れが拡大していくなかでは、さらに有効かつ効率的に事務事業を進めていく ため、伊賀市・甲賀市・亀山市による連携など、市(府・県)境を越えた交流・連携を進め ています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 名張市と連携・協力し、広域的に取り組むべき事務事業について、効果や効率の視点から検討し、実施します。
- 伊賀圏域を越えて、取り組むことが有効かつ効率的な事務事業については、県や県内市町に加え、生活圏や流域を同じくする滋賀県、京都府、奈良県、大阪府や各都市との連携・交流を推進します。

#### 施策の方向と主な事業(総合政策課)

各政策・施策において、効率的・効果的な執行の観点から、取り組むべき課題に応じて、 伊賀圏域内における名張市や三重県、県内市町、近隣府県地域との連携・協力・交流を進め ます。

事業名	事業内容
広域行政推進事業	これまでの事務事業や新たな課題に対応できるよう、市民との情報共有や運営の透明性に配慮しながら、伊賀市・名張市 広域行政事務組合をはじめとした一部事務組合等の運営を引き続き行います。
他地域との連携推進事業	市境を接する滋賀県甲賀市、亀山市との広域連携事業や近畿 圏諸都市との連携など、府・県の枠にとらわれない交流・連 携に取り組みます。

# 7-2-4 **進行管理のしくみ**

#### 1. 総合計画に基づく市政の進行管理

## 現状と課題

これまで、厳しい財政状況と職員削減のなかで、総合計画をはじめ行財政改革大綱を策定し行政経営資源(ヒト・モノ・カネ)を効果的に投入するための「行政評価システム」の取り組みを進めてきましたが、運用面においては年々複雑化・形骸化し、効果的なマネジメントが実施されていない状況にあります。

#### ◆市民の満足度

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市民意識調査等における「市民満 足度」の平均値(%)	32.7	31.1	29.5	19.5

資料: まちづくりアンケート・市民意識調査

#### 再生の視点(何を、どうする)

- 従来の「政策・施策を総合化する計画」を脱却し、この総合計画を「政策・施策をマネジメントする計画」として位置づけます。
- 市の行政経営報告(仮称)により毎年市民の皆さんに計画の進捗状況をわかりやすく伝え、市民目線で政策を評価・検証できるしくみをつくります。

#### 施策の方向と主な事業(市政再生課、総合政策課)

総合計画に基づき、市の重点プロジェクト、分野別施策を的確に実施するとともに、各部 局間が連携・協力して政策・施策の推進を行います。

また、市民に進捗状況を公表するとともに市民の意識を把握し、その結果を踏まえて市民で構成する委員会等により、政策・施策の評価・検証を行います。

事業名	事業内容
市の行政経営方針(仮称)	総合計画に位置づけた重点プロジェクトや分野別施策につい
の策定・公表	て、前年度の市政の取り組みの評価を行い、その結果を翌年
	度における市の行政経営方針へ反映させ市民に公表します。
総合計画の進行管理	毎年度、市民意識調査を実施するとともに、市民目線による
	計画の進行管理のしくみづくりを行います。

#### 2. 各種計画の整理統合

## 現状と課題

合併後、多岐に及ぶ各種計画を策定し市政運営に取り組んできましたが、その結果、計画 数や計画の審議を行う審議機関数が多くなり、計画の進行管理が複雑・煩雑化しています。

#### 再生の視点(何を、どうする)

● 多岐に及ぶ各種計画の見直しを行い、計画の進行管理を総合計画により一元的に行うことにより、行政経営資源(ヒト・モノ・カネ)を効果的に投入します。

### 施策の方向と主な事業(市政再生課、総合政策課)

市の各種計画を整理統合し、総合計画により一元的に進行管理を行うことにより、市政の透明性を図るとともに、効率的な市政運営を行います。また、「(仮)審議会等の見直し方針」を策定し、審議会等や庁内会議についても整理統合を進めます。

事業名	事業内容
各種計画の整理統合	総合計画の策定を契機に、効率的な行政運営を行うため、各
	種計画の体系化と整理統合を進めます。
審議会等の整理統合	市政の進行管理や検討等に伴う審議会等の整理統合を進めま
	す。新たな審議会等の設置基準を明確にします。

# 資料 事務事業一覧

	政策	施策	事務事業
1.	健康寿命	が長く、安心な医療が受け	うれるまちづくり
		1. 市民主体の健康づくり	活動を支援する体制づくり
			健康21推進事業
			健康21計画策定事業
			献血事業経費
			健康づくり推進事業
			健康手帳作成事業(補助金分)
			保健衛生事務経費
		2. 市民一人ひとりが健康	で健やかに暮らせる環境づくり
			健康教育事業(補助金分)
			健康相談事業(補助金分)
			訪問指導事業(補助金分)
		3. 疾病の早期発見・早期	治療につなげる体制づくり
			保健事業(市単分)
			保健衛生普及費
		4. 歯の健康づくりを推進	するための体制づくり
			健康診査事業(補助金分)
			在宅要介護者歯科保健推進事業
		5. 感染症に関する情報提	供と体制づくり
			感染症予防業務経費
			予防接種業務経費
		6. 地域医療の充実	
			応急診療所管理運営事業 
			救急医療事業
			寄附講座への参画事業
			地域医療体制再生事業
		7. 福祉医療費助成制度の	充実
			医療費助成経費(単独分)
			養育医療扶助費
2.	子ども・		見守りと支えが十分なまちづくり
		1. 官民協働による、新た	な福祉の総合相談支援を行う体制づくり
			福祉総合相談支援事業
			総合相談事業費
			包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費
			権利擁護事業費
			生活困窮者自立支援(モデル)事業

 性感・ 女策	田正。	施策	事務事業
	2.	児童虐待、障がい者虐	ー 待及びDV被害等による関係機関との支援体制づくり
			児童福祉一般経費
			女性相談事業
			子育て支援対策事業
	3.	乳幼児期から学齢期、	- 青年期まで途切れのない支援を行う体制づくり
			発達支援センター運営事業
	4.	医療・介護サービスが	- 一体的に提供できる体制づくり
			介護予防普及啓発事業費
			認知症施策総合推進事業
			保健・医療・福祉の連携体制構築事業
			外国人高齢者福祉給付費
			寝たきり高齢者等福祉手当支給経費
			老人福祉一般経費
			敬老事業
			老人クラブ活動助成事業
			老人日常生活用具給付事業
			介護予防・生活支援事業
			連合会負担金
			賦課徴収経費
			介護認定審査会経費
			認定調査等経費
			訪問型介護予防事業費
			介護予防ケアマネジメント事業費
			介護基盤緊急整備等特別対策事業
			介護給付費準備基金積立金
			介護給付費等費用適正化事業
			介護予防支援事業費
			介護予防施設管理経費
			介護用品等給付費
			成年後見制度利用支援事業
			生活管理指導短期宿泊事業費
			通所型介護予防事業費
			二次予防対象者把握事業費
			賦課徴収費
			福祉用具・住宅改修支援事業
			老人福祉施設措置費

政策	施策	事務事業
	5. だれもが自分らしく暮	らせるまちづくり
		障がい者相談員設置事業
		障害者支援センター運営事業
		重度障害者タクシー料金等助成事業
		障害者就労定着支援事業
		介護用品給付事業
		ユニバーサルデザイン事業
		重度身体障害者(児)福祉手当支給経費
		障害者福祉団体活動支援事業
		障害者施設通所費助成事業
		障害福祉施設整備事業
		障害者職場実習事業
		障害者福祉計画策定事業
		介護・訓練等給付費
		自立支援医療給付事業
		地域生活支援事業給付費
		補装具給付事業
		育成医療給付費
		地域自立支援協議会運営経費
		障害者福祉啓発推進事業
		障害者グループホーム等緊急整備事業
	6. 地域における、見守り	、支え合う体制づくり
		地域福祉計画推進事業
		地域福祉体制づくり事業
		社会福祉協議会関係経費
		民生委員活動経費
		地域福祉推進事業
		福祉有償運送支援事業
		社会福祉一般事務経費
		高齢者輝きプラン策定業務
		家族介護支援事業
		介護保険サービス利用者負担軽減制度事業
		地域自立生活支援事業

政策	施策	事務事業
3. 子どもを	・ 安心して産み、育てられる	まちづくり
	1. 地域における子育て支	援事業の充実
		児童福祉一般経費
		放課後児童対策事業
		子育て支援センター費
		子育て包括支援センター費
		ファミリーサポートセンター運営事業
		保育所管理運営事業
		保育所通園バス運行管理運営経費
		私立保育所等補助金
		安心こども基金事業
		私立保育所等運営費
		しろなみ保育所整備事業
		施設改修事業
		次世代育成支援対策推進経費
		子ども・子育て支援事業推進事業
		放課後児童施設整備事業
	2. ひとり親家庭の自立支	
		母子自立支援事業
	3. 乳幼児期から生育・食	育を含めた知識の普及と途切れのない子育て支援の体制
	づくり	
		母子保健事業
		母子健康診査事業
		乳幼児の育成指導事業
		ブックスタート事業経費
		不妊治療助成事業

## 2. 生活・環境の分野

	政策	施策	事務事業
1.	自然災	- 害や重大な事故などさまざま;	・ な事象に備え、安心して暮らせるまちづくり
		1. さまざまな災害を想定	した体制づくり
			伊賀市地域防災計画推進事業
			防災資機材整備推進事業
			防災ハザードマップ作成推進事業
			避難所誘導標識等設置推進事業
			防災基盤備蓄倉庫整備推進事業
			災害対策本部等運営経費
			国民保護対策経費
			自主防災組織活性化促進事業
		2. 災害時に援護や配慮が	必要な人たちを支援する体制づくり
			災害時要援護者支援対策経費
		3. 災害時における情報収	集、伝達機能を確保する施設整備の推進
			防災行政無線(デジタル移動系)整備推進事業
			防災対策事務推進事業
			防災関係経費
		4. 消防体制の強化推進	
			消防本部新庁舎整備事業
			国補消防施設整備事業(消防関係)
			市単消防施設整備事業(消防関係)
			消防救急無線デジタル化事業
			水防経費
			防災基盤整備事業
		5. 救急・救助体制の強化	通信指令システム整備事業
		3. 拟忌・拟助体制の強化	消防職員研修経費
			救急活動関係経費
			国補消防施設整備事業(救急関係)
		   6. 非常備消防体制の充実	
		0. 乔市浦州附州中间○八大	消防団本部管理経費
			消防操法大会出場経費
			防災基盤整備事業
			市単消防施設整備事業(非常備消防体制関係)
			交通安全対策経費
		   8. 消費者被害防止のため	
			消費者行政事務経費
I			ハナスロロックナンバエス

## 2. 生活・環境の分野

	政策	施策	事務事業
		9. 河川環境の保全・整備	
			臨時河川等整備事業
		※政策全体にわたる事業	
			暴力追放伊賀市民会議経費
			防犯事業経費
			狂犬病予防経費
2.	自然を守	り、自然と調和したまちづく	(b
		1. 環境保全意識の高揚・	<b>啓発</b>
			環境保全対策事業
			伊賀市環境マネジメントシステム(EMS)推進事業
			産業廃棄物最終処分場周辺環境整備事業
			環境センター維持管理経費
			生活排水対策事業
			環境保全活動推進事業
			環境基本計画推進事業
			環境保全負担事業
		2. 地球温暖化防止に向け	た取り組みの推進
			環境保全対策事業
		3. 不法投棄をさせない、	されない体制づくり
			ごみ不法投棄防止対策事業
			環境保全対策事業
3.	環境に配	慮した生活環境が整うまち?	づくり
		1. 効率的な収集ができる <sup>,</sup>	体制づくり 
			ごみ収集経費
			粗大ごみ戸別収集事業
		2. ごみ減量及び資源のリ <sup>.</sup>	サイクルを推進する体制づくり
			一般廃棄物減量等推進事業
		3. ごみ処理施設のあり方	を検討する体制づくり
			新ごみ処理施設整備事業計画策定経費
		4. 水道水源の安定確保	
			水道事業基本計画策定事業
		5. 水道施設の充実と健全	
			水道施設整備事業
			水道広域化促進事業

### 2. 生活・環境の分野

	を完めて対する	<b>市</b> 攻市 <b>兴</b>
政策	施策	事務事業
	6. 生活排水処理施設整備	の推進と適正な維持管理
		合併処理浄化槽設置及び管理事業
		長寿命化計画策定経費
		山田南地区市単農業集落排水施設整備事業
		生活排水処理基本計画策定事業
		生活排水処理施設整備計画策定事業
		生活排水処理施設整備事業
		農業集落排水処理施設機能強化事業
	7. 下水道事業の健全経営	
		地方公営企業会計移行経費
	8. 排水路の改修、整備	
		市単下排水路整備事業
	9. し尿処理施設の整備	•
		し尿収集経費
		施設整備事業
		循環型社会形成推進地域計画支援事業

#### 3. 産業・交流の分野

3.	産業・交	流の分野	
	政策	施策	事務事業
1.	地域資源	とおもてなしの心を活かした	111111111111111111111111111111111111111
		1. 観光・物産情報の発信	と、市民ぐるみの誘客とPR
			観光情報等発信経費
			地場産業振興事業
			観光大使活動事業経費
		2. 市内全域の魅力アップ	と「おもてなし」のしくみづくり
			観光戦略経費
			着地型観光推進事業経費
2.	人と人と	がつながる元気な農林業の	まちづくり
		1. 持続可能な農業の推進	
			中山間地域等直接支払交付金事業
			農林業公社及び生産組合支援事業
			集落営農支援事業
			人・農地プラン作成事業
			新規就農者総合支援事業
			鳥獣害防止事業
			有害鳥獣駆除事業
			ふるさと水と土保全対策事業
			土地改良事業管理経費
			土地改良施設維持管理適正化事業
			市単土地改良事業
			農業基盤整備促進事業
			県営事業負担金
			かんがい排水事業
			農業経営基盤強化促進事業
			農業経営基盤強化資金等利子助成事業
			伊賀米生産振興経費
			環境保全型農業直接支援対策事業
			畜産振興事務経費
			農業振興事務経費
			耕作放棄地再生利活用対策事業
			地域連携システム整備事業
			循環型農業実現モデル推進事業
			農地・水保全管理支払交付金事業
			震災対策農業水利施設整備事業
			国土調査事業
			国土調査推進事業
			収穫まつり開催事業
			青山ふれあいフェスタ開催事業
			県単土地基盤整備事業
			農業委員会視察研修経費
		1	

### 3. 産業・交流の分野

政策	施策	事務事業
		内水面漁業振興経費
		地域農業支援組織連携強化事業
		鳥獣被害防止計画推進事業
		特産農産物等振興事業
		農地集積協力金交付事業
	2. 森林の整備と住民の取	り組み
		間伐材搬出支援事業
		緊急間伐・搬出間伐推進事業
		伊賀市ウッドスタート事業
		森林経営計画作成推進事業
		伊賀の森っこ育成推進事業
		地域の森と緑のつながり支援事業
		みんなの里山整備活動推進事業
		森林環境創造事業
		森林保育造林事業
		森林環境保全整備事業
		治山林道維持経費
		財産区有林造成事業(大山田、島ヶ原)
		林業振興経費
		みえ森と緑の県民税市町交付金事業
		生産管理用道路整備事業
3. 中心市街	地と各地域が連携した賑わい	
	1. 中心市街地の魅力を発	掘し、市内外へ発信する体制づくり 
		中心市街地活性化事業
		街なみ環境整備事業
		市街地整備推進事業費
	2. 商業・文化の交流拠点	となる中心市街地の再生
		中心市街地活性化事業
	3. 個店の機能強化と商店	街機能の充実
		中心市街地等商店街活性化事業
4.地域性を 		なサービス創出が活発なまちづくり 
	1. 地域産業の高付加価値	
		産学官連携研究開発拠点運営経費
		商工振興経費
		事務管理経費

## 3. 産業・交流の分野

政策	施策	事務事業
5. だれもが	働きやすく、働く意欲が持て	てるまちづくり
	1. 働く人の意欲に応える	多様な就業・雇用の促進
		シルバー人材センター運営等経費
		雇用、勤労者対策事業
		緊急雇用創出事業
	2. 若年無業者の職業的自	立への支援
		若年無業者職業的自立支援事業
	3. 若者の地元雇用に向ける	た就業支援
		企業立地促進経費
		合同就職セミナー開催事業
6. 多様な主	:体が地域課題を解決するた& 	か起業できるまちづくり
	1. コミュニティビジネス	などの起業の普及啓発と支援
		起業活動支援事業
	2. コミュニティビジネス	の中間支援
		コミュニティビジネスの中間支援事業
	3. 市民公益活動団体等の	基盤強化支援
		団体の組織・事業・資金調達力等の基盤強化支援事業

## 4. 生活基盤の分野

政策	施策	事務事業			
1. 歴史文	1. 歴史文化や風土と調和した、秩序あるまちづくり				
	1. 効率的で持続可能な者	『市構成をめざした制度づくり -			
		都市計画調査策定等事業			
		伊賀神戸駅前周辺整備事業			
		まちづくり環境条例推進事業			
	2. 快適で潤いある都市3	空間の形成と安全・安心の公園整備			
		しらさぎ運動公園整備事業			
		都市公園安全・安心対策総合支援事業			
3. 伊賀市らしい魅力ある景観を守り、活かす体制づくり					
		市街地整備推進事業費			
		街なみ環境整備事業			
		緑化推進経費			
		景観整備事業			
	4. 既存住宅の耐震診断・	・耐震補強の促進			
		個人住宅耐震診断支援事業			
		住宅・建築物耐震改修等事業			
	5. 市営住宅の建替・改善	<b>事業の推進</b>			
		住宅管理経費			
		高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業			
		市営住宅維持補修事業			

## 4. 生活基盤の分野

	政策	施策	事務事業		
2.	市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の流れが活発なまちづくり				
		1. 市内幹線道路・生活道路の整備			
			臨時地方道整備事業		
			県営土木事業負担金		
			道路改良事業		
		2. 道路環境の維持・向上			
			橋梁長寿命化修繕事業		
			舗装修繕事業		
			道路改修事業		
		3. 交通政策の計画的な推進			
			交通計画推進事業		
			地域公共交通会議運営経費		
		4. 安定的で持続可能な交流	通サービスの提供		
			行政バス運行経費		
			地方バス路線維持経費		
			地域交通対策事業		
		5. 伊賀線の活性化及び再	生		
			伊賀鉄道活性化促進事業		
		6. JR関西本線の近代化	整備		
			関西本線電化促進経費		
		7. JR草津線及び近鉄大	阪線の利便性向上、リニア中央新幹線建設促進		
			鉄道網整備促進経費		

## 5. 教育・人権の分野

政策	施策	事務事業
1. あらゆる	3差別を許さず、互いの人権	を尊重するまちづくり
	1. 人権意識の高揚	
		同和教育研究推進事業
		人権啓発推進経費
		人権施策総合計画策定業務
	2. 人権擁護と救済	
		人権啓発推進経費
	3. 非核平和の推進	
		人権フェスティバル開催経費
		非核平和都市推進経費
	4. 同和行政の推進	
		やはたまちづくり事業
		隣保館交流事業経費 
		八幡町市民館事業経費
		下郡市民館事業経費
		寺田市民館事業経費
		まえがわ隣保館事業経費
		ライトピア事業経費
		教育集会所事業経費
		教育集会所交流事業
		児童館事業経費
		同和行政事務管理経費
		同和施策推進計画事務経費
		福祉資金貸付事業
		一般管理費
		同和問題啓発事業
		青山文化センター隣保館事業経費
		寺田市民館大規模修繕事業 
	5. 人権教育リーダーの育	
		人権教育推進事業
2 +-W+5 1	 - り _ 屋送兜   ネス 田 + サ	指導者育成経費
Z. 女性かる 	、り一層活躍できる男女共同 「1.あらゆる分野における	
	1. めりかるガ野にありる	
		男女共同参画プラン策定業務経費
		男女共同参画講座事業経費
		男女共同参画社会促進事業経費
	4. カメツ人惟导里 	田 <b>九</b> 廿同 <b>矣</b> 画惟准事效奴弗
		男女共同参画推進事務経費
	3. ワーク・ライフ・バラ	男女共同参画講座事業経費
	13. J-7. J1 J. N.	プスの推進 男女共同参画講座事業経費
		刀头不凹乡凹两任于禾柱貝

### 5. 教育・人権の分野

5. 教育・人政策	施策	事務事業			
		教育を受けられるまちづくり			
	1. 個性を伸ばし、夢を追い求められる教育を推進する体制づくり				
		一般管理経費			
		英語指導助手招へい経費			
		キャリア教育推進事業			
		外国人児童生徒支援事業			
		特色ある学校教育推進事業			
		人権同和教育推進事業			
		学力向上推進事業			
		特別支援教育充実事業			
		開かれた学校推進事業			
		生徒指導推進事業			
		不登校児童生徒支援事業			
		教職員研究研修経費			
	2. 望ましい学校教育環境	を提供する体制づくり			
		学校施設耐震補強改修事業(小・中学校費)			
		施設維持管理経費(小・中学校費)			
		私立幼稚園等振興助成費			
		奨学金等支給経費			
		情報化教育推進経費			
		健康管理経費(小・中学校費)			
		学校管理用備品整備事業(小・中学校費)			
		スクールバス運転管理及び維持経費(小・中学校費)			
		遠距離通学バス使用料			
		中学校クラブ遠征参加経費			
		私立幼稚園就園奨励費			
		園保健衛生管理経費			
		園管理用備品整備事業			
		学校保健管理経費			
		教育振興一般経費			
		就学奨励費(小・中学校費)			
		学校給食管理経費			
		崇広中学校屋内運動場建設事業			
		上野西小学校屋内運動場大規模改修事業			
		小学校給食センター整備事業			
		療育学級経費			

## 5. 教育・人権の分野

		/ \	(1E07)]±1		
	政策		施策	事務事業	
			3. 適正な学校規模を推進	する体制づくり	
				三田小学校施設改修事業	
				猪田小学校大規模改造事業	
				河合小学校建設事業	
				新居小学校改築事業	
				花之木小学校施設改修事業	
4.	生涯に	わ	こって学びの機会が持てる。	まちづくり	
			1. 生涯学習活動の推進		
				生涯学習推進啓発事業	
				社会教育推進経費	
				成人式開催経費	
		-	2. だれもが利用しやすい		
				図書館管理経費	
				新図書館整備事業	
			3. 子どもの読書活動を推	進するための体制づくり	
				図書館管理経費	
			4. 青少年健全育成を推進	するための体制づくり	
				放課後子ども教室推進事業	
				青少年健全育成事業	
				青少年センター運営経費	
		Ī	5. 公民館活動の活性化と		
				公民館事業経費	
				分館活動経費	

## 6. 文化・地域づくりの分野

	政策	施策	事務事業
1.	文化の遺	いを尊重し、多文化が共生	するまちづくり
		1. 多文化共生施策の充実	と推進体制の整備
			国際交流推進事業
2.	文化活動	やスポーツ活動が活発なます	ちづくり
		1. 豊かな感性を育む文化	・芸術意識の高揚
			文化振興一般経費
			美術展覧会運営経費
			文化祭開催経費
			先賢顕彰費
			都市間交流推進事業
		2. 市民の身近で充実した	文化施設
			文化施設維持管理経費
		3. 芭蕉翁を核とした地域	づくりの継承
			芭蕉祭執行等経費
			しぐれ忌執行等経費
			芭蕉翁記念館・偲翁舎・蓑虫庵等管理運営経費
			俳句啓発推進経費
			芭蕉翁生誕370年記念事業経費
		4 5 5 5 6 5 6 5	俳句のくにづくり拠点施設整備事業
		4. 歴史や文化を守り、未	
			市史編さん事業
			国史跡旧崇廣堂保存整備事業
			国史跡上野城跡保存整備事業
			伊賀国庁跡公有化事業
			伊賀国庁跡保存整備計画策定事業
			国史跡伊賀国庁跡環境整備事業
			民間等受託発掘調査経費
			文化財保存経費
			国史跡上野城跡高石垣計測事業
			国史跡上野城跡植生調査経費
		- だわたが信取に楽しゆ	歴史的風致維持向上計画策定事業   スプポーツの振興
		5. だれもが気軽に楽しめ	
			スポーツ活動振興事業
			地域スポーツ活動推進事業
			体育施設整備事業

## 6. 文化・地域づくりの分野

	政策	施策	事務事業
3.	地域活動	や地域産業などの担い手が育	うち、活躍するまちづくり
		1. 市民活動支援機能等の	充実
			ゆめぽりすセンター維持管理経費
		2. 地域の人材育成の促進	
			人材育成推進事業
			事務管理経費
4.	地域活動	や市民活動が活発なまちづく	くり
		1. 協働意識の醸成	
			自治基本条例推進経費
			自治振興経費
			地域振興事務経費
		2. 協働によるまちづくり	の推進
			地域活動支援事業
			美し国おこし・三重推進事業
			地域振興推進事業(仮称)
		3. 住民自治協議会の支援を	体制づくり
			住民自治協議会推進経費
			地域担当職員制度の導入事業
		4. 自治センター化の体制 <sup>-</sup>	· -
			地区市民センター整備事業
			指定管理者制度の導入事業

## 7. 計画の推進

	政策	<u>施策</u>	事務事業		
			テジナス		
	1-1地域内分権の推進				
	ינ וגבים יב	1. 多様な主体で担う公共	のしくみづくり		
		-: > 13. O (1 C) > > (1 C) > (1	自治基本条例推進経費		
			地域振興推進事業(仮称)		
1 - 2		 すと市民参加			
		1. 情報化と広報機能の充	実		
			広報作成等業務経費		
			地域情報化推進事務経費		
			ケーブルテレビ加入促進事業		
			情報公開、個人情報保護推進経費		
		2. 市民参加の促進と広聴	機能の充実		
			広聴のあり方調査検討事業		
			議会広報経費		
			総合計画進行管理経費		
2.	行財政改	革の推進			
2 - 1	財政の的	]確な運営			
		1. 持続可能な財政運営の	推進		
			市政再生推進事務経費		
			病院事業会計繰出金		
			水道事業会計出資金		
			水道事業会計繰出金		
		2. 自主財源の確保と負担			
			徴収事務経費		
			固定資産税賦課事務経費		
			住民税賦課事務経費		
			賦課事務経費 		
			過年度市町村税還付金及び還付加算金		
		2 +0.00+1.1 -//	祝務事務経費		
		3. 巾氏の財産として継承	する持続可能な公共施設マネジメント		
	) ± □ ^ #	14に六ミクタフェ 400かざ	市有財産管理経費		
2 - 2	4 中氏の則	待に応えられる人・組織づ   1    住民共    ビスに答える			
		1. 仕氏リーに人に負する	職員育成のための人事制度構築と運用		
			職員研修経費		
			人権・同和研修経費		
		つ 行政組織のフロルル	人事制度改革推進経費		
		2. 行政組織のスリム化	行政組織・機構適正化事業		
			1]以附限。  次件地下10事本		

## 7. 計画の推進

政策	施策	事務事業
	3. 行政サービス機能の発	定実
		議会運営一般経費
		市民相談業務経費
		戸籍住民基本台帳経費
		住民基本台帳ネットワークシステム管理経費
		住民票等証明交付事業
		窓口業務経費
		中長期在留者住居地届出等事務経費
2-3行政の	自立的な運営	
	1. 自立的な市行政の運営	
		行政評価推進事務経費
	2. 市庁舎の整備	
		庁舎整備事業
	3. 情報化による効率的な	は行政運営の実現
		情報システム共同化事業
		電算機維持管理経費
		ホームページ管理経費
		ネットワークシステム管理経費
		グループウェアシステム管理経費
		総合文書管理システム管理経費
		総合行政ネットワークシステム管理経費
		セキュリティ対策管理経費
		情報システム更新経費
		基幹系情報システム最適化経費
		社会保障・税番号制度導入経費
	4. 広域的な連携による行	丁政の運営
		伊賀市・名張市広域行政事務組合経費
		調査企画事務経費
2-4進行管	理のしくみ	
	1. 総合計画に基づく市政	女の進行管理
		総合計画進行管理経費
		行政評価推進事務経費
		総合計画策定事業
	2. 各種計画の整理統合	
		総合計画進行管理経費
1		行政評価推進事務経費



### 行●伊賀市

発行年月 ● 2014(平成26)年7月

集 ● 伊賀市企画振興部総合政策課

〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116 Tel 0595-22-9620 Fax 0595-22-9672

E-mail: sougouseisaku@city.iga.lg.jp